第三十四回国会
衆議院

地方行政委員会運輸委員会連合審査会議録 第一号(その一)

昭和三十五年五月十日(火曜日)
午前十時二十八分開議

出席委員

地方行政委員会

委員長代理 理事飯塚 定輔君
理事田中 榮一君 理事加賀田 進君
理事阪上安太郎君 理事門司 亮君
相川 勝六君 亀山 孝一君
津島 文治君 富田 健治君
古川 丈吉君 山崎 巖君
太田 一夫君 佐野 憲治君
安井 吉典君 大矢 省三君

運輸委員会

理事關谷 勝利君 理事井岡 大治君
理事久保 三郎君 理事土井 直作君
竹内 俊吉君 塚原 俊郎君
三池 信君 島口重次郎君
館 俊三君 正木 清君
菊川 君子君

出席国務大臣

国務大臣 石原幹市郎君

出席政府委員

警察庁長官 柏村 信雄君
警視監(警察庁刑事局長) 中川 董治君
警視監(警察庁保安局長) 木村 行藏君
運輸事務官(自動車局長) 國友 弘康君

委員外の出席者

警視長(警察庁保安局交通課長) 内海 倫君
建設事務官(道路局次長) 前田 光嘉君

本日の会議に付した案件

道路交通法案(内閣提出第五八号)(参議院送付)

〔飯塚地方行政委員長代理、委員長席に着く〕

○飯塚委員長代理 これより道路交通法案について地方行政委員会、運輸委員会連合審査会を開会いたします。

先例によりまして、本案を所管しております地方行政委員長が本連合審査会の委員長の職務を行なうわけでありますが、濱地地方行政委員長は病気のため本日出席できませんので、その指名によりまして私が委員長の職務を行ないます。

本案について、まず政府より提案理由の説明を求めます。石原国務大臣。

道路交通法案

〔本号(その二)に掲載〕

○石原国務大臣 ただいま議題となりました道路交通法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、現行の道路交通取締法及び同法施行令を廃止し、新たに道路交通法を制定しようとするものであります。

現行の道路交通取締法は、昭和二十二年に制定され、以来、数次の部分的な改正を加えられて今日に至っているものでありますが、この間わが国における交通事情は、自動車の急激な発達、普及及び増加に伴い、まことに著しく変化し、特に最近における大都市の道路交通は、同法制定当時と比較しますと、異常なまでに発展、変貌を遂げ、しかも、近い将来におきましては、さらに一そうの複雑と困難が加わることが予想される状況であります。

このような実情に対し、現行法令の規定では、すでに種々の点で不十分なことが痛感されるのみならず、今後の交通事情の変化には、とうてい対処し得ないものと判断されるに至りましたので、今回同法及び同法施行令について全面的に検討を加え、新しい時代に即応した道路交通の基本法としてこの法律案を立案いたしたものであります。

この法律案は、現行法令と比較して、相当広い範囲にわたって規定の整備、新設をいたしておりますが、その重要な点は、次の通りであります。

第一は、法の名称を道路交通法とし、また、法の目的を明確にしたことであります。この法律は、道路交通の基本法たる性格を有するものであることにかんがみ、現行の道路交通取締法という名称を改め、道路交通法とし、また、法の目的につきましても、単に道路における危険を防止し、その他交通の安全をはかるのみでなく、積極的に交通の円滑をはかることをも目的とするものであることを明らかにいたしました。

第二は、法体系を整備するとともに、用語及び表現を平易化したことであります。現行法におきましては、道路交通の規制に関する基本的な事項が法及び施行令の両者にわたって規定されているのでありますが、これら基本的な事項はすべてこの法律の中に規定することとして、法体系を整備し、また、国民のだれもがこの法律を容易に理解し得るように用語及び表現をできるだけ平易にすることに意を用いました。

第三は、交通の規制に関する規定を整備したことであります。そのおもなものは、交通規制のための道路標示の設置に関する規定を新設すること、公安委員会が区間または期間の短い通行の禁止または制限を警察署長に行なわせることができる規定を新設すること、自動車の最低速度に関する規定を新設すること及び道路交通に関する調査を行なうための規定を新設すること等であります。

第四は、歩行者の通行に関する規定を整備するとともに、歩行者の保護の徹底をはかったことであります。歩行者の通行につきましては、特に一章を設けまして、その通行方法の基本を明らかにしますとともに、これらの規定には原則として罰則を付さず、違反者に対しては警察官が必要な指示を行なうことといたしました。また、車両等の交通方法に関する規定において歩行者の通行の保護をはかることといたしました。

第五は、車両等の交通方法の合理化をはかったことであります。自動車を初めとする各種車両等の増加に伴いまして、現行規定では、車両等の交通の規制について十分な実効を期することが困難となるに至りましたので、車両の通行方法の基本原則、追い越しに関する規制、交差点における通行方法、停車及び駐車に関する規制等について新たな規定を設けるとともに、現行規定についても全面的な検討を加え、車両等の交通方法の合理化に必要な規定の整備をいたしました。

第六は、交通の円滑をはかり、危険を防止するための措置を強化したことであります。道路において車両等の通行が停滞したため交通が著しく混雑するおそれがある場合における混雑緩和の措置、違法駐車または違法工作物等が交通の危険を生じさせ、または著しく交通の妨害となるおそれがある場合における移動、除去、移転等の措置について必要な規定を設けるほか、酒気帯び運転、過労運転等の無謀運転の禁止、整備不良車両の運転の禁止等、道路における危険防止の措置に関する規定を整備することといたしました。

第七は、雇用者及び車両運行管理者の義務についての規定を設けたことであります。最近における交通事故及び交通法令違反の原因には、単に運転者の責に帰すべきもののみならず、むしろ運転者を雇用する者あるいは車両の運行を管理する地位にある者の責任と思われるものが多いことが痛感されるところであります。よって、雇用者はその雇用する運転者に安全な運転を行なわせるよう努めなければならないこと、雇用運転者をして過酷な条件のもとに運転させてはならないこと等とす

るほか、車両等の運行を直接管理する地位にある者は、無免許運転、無謀運転等を命じ、または容認してはならないこととし、これらの者が、運転者とともに交通の秩序の確立に責任のあることを明らかにいたしました。

第八は、運転免許制度の合理化をはかったことであります。運転免許の種別を整理してその簡素化をはかったこと、免許証の交付手続についてその不合理を改めたこと、免許についての行政処分の実効をはかる措置を講じたこと、各都道府県における運転免許関係事務の斉一化、適正化をはかるため全国的な基準を命令で定めることとしたこと等、運転免許に関する規定を整備して、運転免許制度の合理化をはかることといたしました。

最後に、罰則を整備したことであります。現行法制定以後の社会情勢の変化及び現行の各種法令に規定する罰則との均衡を考慮して全面的に罰則を整備するとともに、過失犯の規定及び両罰規定を整備することとし、また、交通事故の原因に飲酒によるものが多い実情にかんがみ、運転者が交通違反を犯した場合において、酒気を帯びていたときの刑の加重について規定する等、罰則の整備をはかることといたしました。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要でございますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望する次第でございます。

○飯塚委員長代理　以上をもちまして提案理由の説明は終わりました。

——————

○飯塚委員長代理　質疑の通告がありますので順次これを許します。關谷勝利君。

○關谷委員　私は簡単に一、二点だけお尋ねをしたいと思います。

まず、大臣が御用事がおありだそうですから、大臣に簡単にお尋ねをしたいと思いますが、ただいま提案理由で御説明がありましたように、今度の道路交通法案は、今までの道路交通取締法と比較をいたしますと、非常に改善をされておりますことはよくわかるのでありますが、この法律で抜けております事柄は、路上を駐車場がわりに使っておる、これを取り締まる法の規定が一つもないということ。もう一つは、舗装をいたしておりますところはともかくもでありますが、舗装をしてない道路のための泥よけの取り付けの義務というふうなことをはっきりとしておきませんことには、あの沿道の家屋その他がみじめな目にあっておりますことは大臣よく御承知であろうと思います。私は、この大きな二点がこの取締法で欠けておるのではないかというふうに考えております。私、先般内海交通課長にお尋ねをいたした際に、路上を駐車場がわりに使ってはならないという点について質問をいたしましたところが、道路法と道路運送法とこの道路交通法の三つが一緒になってこれを改正しなければできないのだというふうなことで、よくわかっておられるようでありますのに、それならこの三つの法律をよく連絡をとって、ともにこの事故の防止ができるように、交通の危険、交通の妨害を排除することができるようになぜやらなかったかと思うのでありますが、これは大臣はどういうふうにお考えになりますか。一応これで決定をしておくが、近い将来にこれは修正をしようとかなんとかいうようなお考えを持っておられますかどうですか、この点伺ってみたいと思います。

○石原国務大臣　路上駐車の問題と泥よけの問題についてお尋ねがあったのでありますが、駐車の規定につきましては、今回の改正案にも相当強化した規定を入れておるのであります。ただ、今お話しになりましたように、全然路上駐車を禁ずるといいますか、車庫がわりに使っておるああいう形を一掃してしまいますには、全部に対して車庫を持つ義務を課さねばならぬというようなことにまでなりますので、そこまで今回の措置では踏み切れてないのでございますが、これはただいまお話しのございましたように、あの駐車の問題が非常に交通の複雑化あるいは道路の狭隘化しておる大きな原因になっておると私も考えております。これらの問題は、さらに今後道路の整備等と相待ちまして検討していかねばならない問題と思います。

泥よけの問題につきましては、法で泥よけをつけるということを義務化してはおりません。これも道路の悪いところについては勧奨をして、なるべく泥よけをつけさす、こういうふうにしたいと思うのであります。道路の舗装が完成し整備してくるにつれて、泥よけを全部つけておくというような格好はあまり文明的な形としては感心した形ではないと思います。道路の整備と相待ちまして、それまでの間は、できる限り悪いところでは勧奨してなるべく泥よけをつけさす、こういう考えでおります。

○關谷委員　大臣は泥よけをつけるようなことは文明的でないと言いますが、それなら、家が泥まみれに壁を塗ったように泥をつけられておるのが、あれが文明的だというふうに考えているんですか。自動車の方に泥よけをつけるのは当然なんです。あれを非文明と言うなら、あの泥まみれになった家を見たときに、あれを文明的だとお考えになりますか。この法律の審議といいましても、ほとんど終末に近づいておるようでありますので、私、最初にこの連合審査をやったのでありましたら、道路法と道路運送法を改正してもらいたい。私、修正案でも出そうかと思っておったのでありますが、そういうふうなものはもう時間的に余裕がなさそうでありますので次に見送りますが、これは近い将来に大臣よくお考えになって、路上駐車については今度は厳重にしたと言いますが、私が言っているのは、車庫がわりに使うなと言うのであります。全部車庫がわりに使っておって、そのために道路が狭くなっておる。この法律を見ますと、三メートル半あけさえすれば車庫がわりに使ってよろしいというふうな解釈が半面できます。そういうふうな法律を作って、これで交通の危険を除けとか、交通の妨害を排除するといっても、できるもんじゃない。こういうふうなことは、近い将来にこれは一つ修正していただきたいと思います。この点は希望を申し上げておきます。

それから泥よけの点につきまして、いなかへでも参りますと、国道周囲あたりの家はそれはみじめなものであります。みんな泥で壁を塗ったようなことになっておりますのですが、これは七十一条の一号によりますと、「ぬかるみ又は水たまりを通行するときは、泥よけ器をつけ、又は徐行する等して、泥土、汚水等を飛散させて他人に迷惑を及ぼすことがないようにすること。」、こう書いて、泥よけ器をつけまたは徐行することの義務をつけてないようでありまするし、七十四条の三号では、「車両等に泥よけ器を備える等の必要な措置をとらなければならない。」というふうなことで、これを見ますと、泥よけ器をつけなければならぬというふうにとれない節もないのでありますが、完全に義務づけた文句とは思いません。これはこの七十四条によって、必要のある場合には行政指導でつけさすというのか、この法文でつけなければならぬというのか、そこらの解釈をちょっと承っておきたい。

○柏村政府委員　泥よけ器については、法律上義務化いたしてはおりません。しかし、泥よけ器をつける等必要な措置を講ずる、従って泥のはねるようなところにおいては泥よけ器をつけるか、できるだけ徐行するということで泥をはねないようにしろということで、ただいまお話しのように法律上義務化はいたしておりませんが、できるだけそういう地域においてはつけるように勧奨するという考えを残しておるわけでございます。

○關谷委員　私、もう今質疑応答をいたしましても修正する余裕がないということなら、一向質問してもその効果は何もないのであります。そうでなければ、この交通の危険、交通妨害というようなことはとうてい除くことはで

きないのであります。私はこの点におきましても、舗装道路以外のぬかるみのような道路を通行するような場合には、泥よけ器をつけなければならぬというふうに法律で義務化しなければ、沿道のあのみじめな姿は消えないのだ。道路は、もちろん舗装してしまえば問題はありませんが、道路の十カ年計画が終わるまでとか、五カ年計画が終わるまでとかいうことになりますと、それまではそういうことが必要になって参りますので、暫定措置として、道路五カ年計画あるいは十カ年計画の終わるまでは便宜そういうふうなものをつけさすというふうに行政指導で一つやっていただきたい、これも希望しておきます。

この法律を私ずっと読んでみまして、これでは交通の危険あるいは妨害を排除することはできないし、他人に迷惑をかけることを除去することは一切できない。こういうふうなざる法ならあまりほめた法律ではない、こういうふうに考えますので、近い将来にこれを修正してもらいたい。こういうことを希望いたしまして質問を打り切ります。

○土井委員　関連して、ただいま關谷委員から質問されました条項の中で、実はきわめて微温的な態度をとっておられることを非常に私は遺憾とするのであります。それはなぜであるかと言いまするならば、近い将来に、泥よけの問題にいたしましても、それから道路上の駐車にいたしましても、修正をしてもらいたい。こういうことでありまするが、これはもとよりわれわれの権限に属する問題でありますから、地方行政委員会の方でこの問題はやはり現にこの法案が出されておる過程において修正すべきではないか、こう思うのであります。これは地方行政委員会の方で適当に御処理願いたいと思いますが、私は、特に自家用自動車が道路上に、車庫がなくてそれで車庫がわりに使っておるということについて、ただいま石原大臣は、全面的に法律でやるということはとうてい現在の実情においてはできないということを言われております。これはもってのほかのことだと思う。少なくともそれを全面的にやりましても、自家用自動車を持っておるくらいの人々が車庫も作れないということはあり得ないと思う。従って、これについて当局としては、自家用自動車を路上に駐車しておることを厳禁する、そうして直ちに車庫を作れというところの強い決意があるかどうか、それをやる意思があるかどうかということをこの機会にはっきり述べていただきたいと思います。

○柏村政府委員　最近の自動車の増加は非常に激しい状況でございます。従いまして大都市におきましては、なかなかこれに応じて車庫を作るということが困難な事情もあるかと思います。われわれといたしましては、必ず車庫を持つ、たとえば営業用と同じように車庫を持った者についてだけ所有を許すというようなことにすることが、道路交通の安全、円滑というものを期する上において一番適切であるという点については、ただいまお話しの通りと私は考えるわけでありますが、直ちに現在の状況をそこに持っていくということは、非常に困難なことがあるのではないかというふうに考えるわけでございまして、この点は制度的にそうするというよりも、できるだけ勧奨いたしまして、そういう方向に持っていくということにいたしていきたいというつもりで現在おるわけであります。

○土井委員　ただいま御答弁によりますると、直ちにこれを実施することができない状態である。いわゆる困難な実情がある。その困難な実情は具体的にいうとどういう内容を示しておりますか。困難な実情を具体的にこの際示していただきたいと思います。

○柏村政府委員　実は私も西荻窪に住んでおるのでありますが、最近近所の人で、大部分は小型でありますけれども、ずいぶんと車を持っております。ところが、今まで割に狭い家に住んでおりながら、自動車が割に安くなってきたのじゃないかと思うのですが、自動車を持っている。そういうことになりますと、あき地があればそこに置くということで、できるだけ迷惑をかけないように努めておるようでございますけれども、時として、やはり庭も狭くて庭にも入れられない、また庭に入れるだけの門の大きさもない、というような人が自動車を持っておるような状況になってきておるのが実情であります。従って、初めに自動車を許すときにそういう建前をとるということにすれば、これは可能だと思いますが、そういうことでなしに、自動車を今すでに持ってしまっておる者で車庫のない者に対して、直ちにそれを、今から自動車を使っていかぬということにはできないのじゃないか。そういう実情でございますので、今から自動車を持たせるという者について必ず車庫を作れということを、この時点から強制するということも直ちにはいきかねるのじゃないかということを考えるわけでございますが、そういう点はまた運輸省なり通産省の関係当局ともよく相談をいたしまして、われわれとしてはお話しのような御趣旨に全く賛成でございまして、できるだけ車庫もないような人は自動車を使っていない方が道路交通上はよろしいのでございますけれども、そうかといって、また経済なり生活の実情から、直ちにそこまで法律的に強制するということはとり得ない実情もあるのではないか、こういう点を申し上げる次第でございます。

○土井委員　これは押し問答になるかもしれませんけれども、実際上の問題としては、自家用自動車を持っておるような人々は、柏村長官は自宅の付近の実情を言っておりますが、たいがい中型くらいの車庫を作ることには事欠かない人が本来自動車を持っておるのです。ただ、このごろは自動車の盗難もさほどありませんから、そういう関係で比較的路上に置いた方が便利だから、わざわざ車庫を作らないというやり方をとっているのです。そこで今後の許可条件としては、自家用車を持つ人は当然車庫を作るということを原則として考えていかなければならない。これは運輸当局の方から、この点を念のため一つ答弁をしていただきたいと思います。それから実際的な問題として、それだけの経済力がないということは考えられない。このごろ自転車だって、ちゃんと自転車をしまうところを作っているくらいだから、あれは簡単だからできるのかもしれませんが、自動車の場合、門が狭いとかなんとかいうことは、ちょっと答弁としては、私はあまり当を得た答弁ではないと思うのでありまして、この点については、今後やはり厳格にやっていただかなければ、交通緩和ということは不可能ではないかと考えるわけであります。

それから、同じく関連の問題でございますが、今關谷委員からも言われております七十一条のぬかるみの泥よけ器の問題について、ここで疑問に思うのは、これに対する罰則があるはずであります。ところが、ここではこういうふうに書いてある。要するに「ぬかるみ又は水たまりを通行するときは、泥よけ器をつけ、又は徐行する等して、泥土、汚水等を飛散させて他人に迷惑を及ぼすことがないようにすること。」ということでありますが、たとえば舗装との関係ですね。こういうふうにはっきりと「ぬかるみ」という場合、東京都などを見て参りますと、舗装道路と舗装道路との間にまだ舗装していないところがあり、そこは雨などが降ると非常な泥濘のような状態になる、こういう場合がしばしばある。そういうときに、これは法律では徐行しろといっておるけれども、実際は、一秒を争うようなタクシーの連中なんというものは、そんなことかまっていないですからね、びゅうびゅう飛んでいくということです。その間の距離がどれだけかということは別として、それはそのときの道路の状態によって違うでしょうが、そのところまで行って徐行するというようなことは、商売をやっているタクシー業者なんというものはなかなかやらぬ。それから、それじゃそこまで行って泥よけ器をつけるというのも、今までつけないのを急に停車

してつけるなんて、そんな奇特な運転手はこれまたおらない。だから、これは書いてあるけれども死文になってしまうのじゃないかというおそれがある。たとえばいなかのようなずっと全然舗装がないところでは、雨の場合においてはつけなければならないということになるかもしれませんけれども、都会の場合には死文に陥るおそれがありはしないかと思いますが、その点についての御見解はいかがですか。

○**柏村政府委員**　最初のお話の車庫をできるだけ法律的に持たせるという点は、もちろん私も非常に貴重な御意見として承るわけでございまして、われわれもできればそうしたいということで、この点につきましては、先ほど申し上げましたように、関係当局ともよく連絡いたしまして、その御趣旨に沿うような方向にできるだけ努力をいたしたいと思います。

それから泥よけ器の問題につきましては、確かにお話しのように、舗装が全然されていないようなところにおいては、できるだけ勧奨して泥よけ器を初めからつけさせるということでございます。それから都会地等について、確かにお話しのように、ぬかるみに来たらおりて泥よけ器をつけるなんという奇特なことをする者はもちろんないと思います。しかしまた、そういうようなほとんど大部分が舗装されておって泥よけ器を要しないようなところにおいて、泥よけ器を義務的につけさせるにはあたらないのじゃないか。そういうものは、舗装のしてないような個所あるいは水たまりの個所等においては、良識をもって徐行をしてもらうというようなことで、この七十一条にいっております趣旨が達成されるように、できるだけ指導をし、また一般の良識に待っていきたいという気持で今度のこの法改正を考えておる次第であります。

○**國友政府委員**　自動車の車庫の問題に関しましては、現在関係当局と私どもの方とで打ち合わせをいたしておりますが、私どもも考えますのに、日本におきまする自動車の普及状態は、実は世界各国に比べますと、まだそう多いというわけではございません。数字を一応申し上げてみますと、たとえばアメリカは一台当たり二・六人の人口を持っておりますが、日本におきましては一台当たり百三十一人でございます。これは国情もいろいろと違いますけれども、しかし、われわれが一番規制をしなければならないのは大都市でありまして、地方のいなか等においては、まだ道路その他におきましても、全部が車庫規制をする必要があるかどうかということについては考慮を要するところもあると思いまするし、さらに、たとえば東京に参っております自動車が埼玉県に車庫を持っておるような場合、これは決して東京都の路上駐車を防止し得ることにはならないのでありまして、それらの点等も考慮しなければならないので、車庫を持たせることも必要であるけれども、具体的にはその地域々々の交通規制をすることが必要であろうと考えておるのでございまして、道路運送法で車庫を強制するという点まで、実は私どもの方としては今まだ踏み切る状態には立ち至っておらないのであります。今後総理府等にも、そのような関係官庁との連絡機関もできますので、そういうところで十分にこれらの問題を研究したいと考えております。

○**土井委員**　自動車局長は、その点についていろいろ日本と外国の例などを引いて御説明になっておりまするが、これは根本的に、外国と日本との道路の幅員の関係、あるいは道路の舗装の関係とかいろいろな点において違うのでありますから、同日の議論には私はならないのではないか、こう思うのであります。ただ問題は、たとえば今御説明になった御答弁のように、埼玉県に車庫があるけれども、東京へ来て常に路上へ駐車するという場合もあり得る、これは例外中の例外であります。多くの場合には、自家用車を持っておる人は自分のうちに大体車庫を持っておるのが原則であります。会社、工場でない限り、営業車でない限り。従って車庫を強制いたしましても、そのことのための弊害というものは起こらないのではないか。要するに当局の決意が足りないのではないか。先ほど關谷委員も言ったように、同情立法的な内容があって、ことに取り締まりの任に当たっている方面では、自分の付近の実情から考えて、おそらく相当陳情があったのかどうかわかりませんけれども、そういうことであっては、やはり公共の安全を期するということは不可能ではないかと思うので、一段と努力して、これはできるならば地方行政委員会で一つ修正してもらうというくらいにして、強硬に当局をして叱咤勉励するだけの熱意がなければ、この法案は意味をなさない。

それからもう一つ、これは関連ではございませんで恐縮ですが、あとに質疑の通告のある方に対しては申しわけありませんが、第六十五条に、「何人も、酒に酔い」、それからカッコして、「車両等を運転してはならない。」こういうふうに書いてありますが、これは今われわれが体験するところ、また見聞するところ、そういうものから推してみまして、酒気を帯びて運転する人は営業をしておる人は非常に少ないのであります。おそらくこの点については、相当監督行政の面で徹底しておるのではないかと思いますが、タクシーとかハイヤー、こういうような営業車で酒気を帯びている者は非常に少ないのです。ところが、酒気を帯びて運転をして事故を起こすのは自家用車であります。自家用車の連中が、それぞれバーなり料理屋なりへ行って、一緒にお客とあれしたり友人とあれしたり、それぞれして酒を飲んで、それから帰りに勢いよく運転してきて事故を起こす、こういう場合がしばしばある。従ってその取り締まりを、一体この法律が公布されます場合に――対象として酒気を帯びている者は多くは自家用車の所有者だ、こういうふうに見ていいわけであります。その取り締まりは、具体的にどういうふうにされるつもりか。酒気ということは、これは何かメーターがあってはかるのでありますが、何か限度があるのですか。どれくらいまではいいということですか。この点を一つ聞かしていただきたい。

それからもう一つ、酒はその人その人によって分量の差で酔う程度が違うわけです。常に一升酒を飲んでいる人は三合や四合飲んだって酔わないが、われわれのようにジュースくらい飲んでいるやつが一ぱい飲むというと、もうほろ酔いきげんになるということであって、その酔う限度というものは、その人のそれぞれの体質によって非常に相違があるのではないかと思うのですが、これは一滴も飲んではいけないという形になっておるのか、取り締まりの具体的な事例というものをどういうところにめどを置いておるか、その点をはっきりお聞かせ願いたい。

○**柏村政府委員**　初めに改正案で私どもも考えておりましたのは、「何人も、酒に酔い」カッコを除きますが、「車両等を運転してはならない。」ということで、現行法と同じように酔っぱらって運転してはいけないということにしており、また酒気帯び運転につきましては、刑罰において何か違反があったときにその刑を加重していく、いわゆる倍加していくという方法をとっておったのでありますが、参議院の修正案におきまして、「何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。」というふうに修正されたわけです。それで罰則については、私どもも考えておりました通りになっておるわけであります。そこでこれはどういうふうに取り締まっていくかと申しますと、私どもは最初原案におきまして「酒に酔い」、酔っぱらってということになりますと、外形においてそういうことが看取される状況がほとんど多いわけであります。ところが「酒気を帯び」ということになりますと、必ずしも運転している実態を見て、直ちに酒気を帯びておるか帯びていないかということは、外からなかなか判断しにくい問題があるわけであります。従いまして、実情といたしましては、何か事故を起こす、違反をするというようなときに、どうもこ

れは酒気を帯びておるということで検査をして刑を加重する、取り締まりの実情はそういうことに相なろうかと思います。

ところで、この「酒気を帯び」というのは一体どの程度かということでございますが、通俗的に申しますと、いわゆるほろ酔い一歩手前というところでございまして、実際には科学的に検査する機械をもちまして、アルコールが体内に、いわゆる呼気の中に何%以上、血液の中に何%以上ということが物理的に出るような機械を使用いたしまして、それによってこれは酒気を帯びておる、これは酒気を帯びていないということを判断するようにいたしたい、これは政令でまたその物理的な限度というものをきめることにいたしたい、こう考えております。

〇**土井委員**　元来私から申し上げますれば、少なくとも酒を飲んだ人は運転してはならないというくらいの、自分が酒を飲まないからという意味ではありませんが、厳格にやらなければならないはずだと思うのであります。それでただいまの答弁によりますると、最初原案は、なるほど「何人も、酒に酔い」と、酔うという限度をこう書いてありますが、参議院の方の修正は、「酒気を帯びて」といって、かなりこれは文章的にはきつくなっておるわけであります。だから片方は、酔って運転するということは迷惑千万な話で、現行法でもやっておるのであって、従って今度は参議院の方で、「酒気を帯びて（身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する）」というように修正されてきておる。これは一歩前進の形であると思うのですが、むしろ私は、酒を飲んで運転してはならないというくらいに強いものにしておいてもいいのではないか。そうでないと、たとえばこれはただいまの答弁の中にありますように、予防法ではない、事故が起きてから後の刑罰のその量を決定するためのものであって、予防法としては何にもなっていない。だから事故が起きてから、一体酒を飲んでその結果事故を起こしたのかどうか、それじゃお前は酒を飲まなかったから刑罰はこれだけにしてやるが、飲んでやったのだからこれだけにするというような、そういう予防法ではなくて起きた後における取り締まりの対象、刑罰の量刑の問題をここで議論しておるということは、僕は法律の建前からいって少し矛盾しているのではないかと思う。むしろ、これはもっと積極的に、酒を飲んで運転してはならない。こう限定してしまえば――それでもやりますよ、ものを盗んだらうしろに手が回るといってもやはりやるんだから、やるけれども、それの方がもっと徹底しているし、それから運転する人も注意する。飲んで運転してはだめなんだということで、それくらいに厳格にやっていいのではないかと思う。ことに現在の日本の交通量の面から見て、あるいは交通の事故の面からいって、常におそれることは、たとえば飛行機がこの間名古屋でジェット機と衝突した。そうすると大騒ぎをする。死傷者はきわめて少ない。ところが世間は、こういうふうにはなやかと言うとおかしいが、新聞ででかでかと書かれると、それに便乗するかどうか知らぬが、これを非常に大きく取り扱う。ところが交通事故によって死亡している人、私は毎日通っているが、交番のところにきのうの事故として、死者何名、負傷者何名と書いてある。東京都だけでも大へんな人が一年に死ぬ。全国的には非常にたくさんの人が死んでおる。それから負傷者の中には、病院に行ってから後死んでいる人は、とりあえずの死亡の中に入っておらない。また不具、廃疾者にならなければならないような事故を起している人もたくさんある。これは国家的に見ても非常に大きな損失である。こういう面から考えれば、交通事故によって生ずる人命の損傷というものは、何ものにもかえがたい大きな国家的損失である。個々の人間の問題ではなくて、国家的に見て非常に大きな損失である。この問題は等閑視されているわけではありませんが、あまり問題にされておらないということははなはだ遺憾である。たとえば船がひっくり返って数百人、あるいは洞爺丸のような場合であれば、もう天下をあげて騒いでいるけれども、時々刻々として起こっておる交通事故については、比較的これを重要視しないような傾向は遺憾だと思う。従って、こういう取り締まりの中には、厳格過ぎるくらいの法律の制定をすべきではないか。それでもなお酒気を帯びてやる人がおります。おるけれども、予防法として考えるならば、それくらいに厳格にやるべきじゃないかと思うのだが、当局は、一体酒を飲んで後事故が起きてから刑量を決定するためにやるのか、やることを目的としているような法律であって、それで満足されておるのかどうか。あるいは将来そういうことについて一歩前進して強いものにしていきたいという考え方があるのかどうか、この点について一つ所信のほどを聞かしていただきたいと思います。

〇**柏村政府委員**　先ほど私申し上げましたのは、酒気帯び運転の取り締まりの実際に行なわれる状況について申し上げたわけで、これは確かに事後的に相なるかと思いますけれども、しかし、参議院で修正されましたようなこういう規定によって、また酒気を帯びて運転してはならないという規定があり、なおかつこれが加重されるということによって、そういうものはいけないんだという考え方が一般に徹底いたして参るのではないか。そういう意味の予防的な効果は非常に大きいのではないかというふうに私は考えるわけでございます。また念のために申し上げておきますが、私どももただいま政令案として考えております酒気帯びの限界でございますが、血液一ミリリットル当たり〇・五ミリグラム以上、呼気、吐く息でありますが、一リットル当たり〇・二五ミリグラム以上、こういうことが測定できるような機械を現在警察において持っておりますが、そういうものによって検査をする。これはもちろん事後に相なるわけでございますが、しかし法律にこういうことが明記され、またこれが幸いにして国会を通過いたしますれば、六カ月以内に施行する。その間においてもできるだけ徹底をして参りたいというふうに考えます。御趣旨のように、確かに酒を飲んで運転をするというようなことによる交通事故というものは非常に多いわけでございます。われわれもこれはできるだけためていきたいということは、私お話と全く同じ考えを持っておるので、これはできるだけ徹底していきたいと思います。ただ、酒を飲んでということになりますと、先ほどお話にございましたように、酒の強い者はある程度飲んでも平気である。弱い者はちょっと飲んでも耳まで赤くなるということもございますし、また酒を飲むという時間的な、酒を飲んでどのくらい、何時間後というようなことまで法律的に規定するわけには参りませんので、その運転している現在において、ただいま申し上げましたような物理的に計算できる限度を越えてアルコールを体内に保有しているということをとらえないと、罰則までつけております関係上、単に道徳的規定だけでは済まされない問題があると思います。しかし、お話しのように酒を飲んで運転してはいけないという気持、これはできるだけ世間に徹底して参りたいと私ども念願いたしておるわけであります。

〇**土井委員**　非常に幼稚な質問で、同僚委員諸君にも恐縮ではあると思いますが、今お話しの酒の量の計量の点ですが、私よくわからないのですが、どれだけのものがどうだということは、たとえばわれわれのように全然酒を飲まない者は、二はいか三ばい飲んでも非常に酔うのですね。その場合そういうようなことがわかるのですか。たとえば一升飲んでいる人が、三合ぐらい飲んだってあまり酔わないが、われわれは二はいか三ばいでもっていい気分になる。そういうことはそれでわかるのですか。

〇**柏村政府委員**　私もある程度酒を飲むわけでありまするが、私もコップ一ぱいぐっと飲んでみると、完全にひっかかります。時間がたちますると、酒の強い者はこれを排泄してしまいま

す。従って時間との関係があると思いますけれども、相当強い者でも、そんなに酔っぱらうほど飲まなくても、これに完全にひっかかるということになるわけであります。(「検査するまでにさめてしまう」と呼ぶ者あり)検査するまでにさめるというような程度ならば、これに該当しない程度ならば、安全の程度であるということが言えると思います。これははっきりと物理的に出るわけでございます。弱い人はなかなか排泄しにくいので、おそらく体内にとどまっているアルコールの量というものが持続的になるということは言い得ると思います。

○土井委員　ありがとうございました。

○飯塚委員長代理　久保三郎君。

○久保委員　酔っぱらい運転について、今お答えがあったわけでありますが、そうしますと、六十五条は訓示規定ではなくて、やはりこれによりますと、百十八条の第二号にひっかかるわけですね。

○柏村政府委員　これは単なる訓示規定ではございませんで、刑の加重される規定と合わせて、同時に現行法と同じように酔っぱらい運転という、ほんとうに酒に酔って運転する者を取り締まる規定でございます。

○久保委員　今の酒を飲んでの運転ですが、二つに分けてみたらどうか。一つは酒を飲んでは運転できないのだという訓示規定を設ける。それから酔っぱらっての運転は、今の政令できめる、血液一ミリの中にどの程度、それ以上になっている場合はもちろん酔っぱらい運転として処罰する。こういうふうなことにすれば、今の世間の要求にある程度かなうのではないか。というのは、この第六十五条をそのまま今のようなお話に持っていきますと、酒を飲んでいるというだけで処罰をされるということになると、大へん失礼な言い分でありますが、現在の警察官の取り締まりの立場からいうと、どうも自家用車をもってバーに入っていった。出てくるのを待っておって、お前酒を飲んでいるだろうというようなことになっても、これはまた常識を欠いておるわけであります。とにもかくにも酒を飲んで運転することはいけないのだということを、やはり訓示規定を設けるべきではないか。その上で、今の政令で定める以上のアルコール分を飲んで、じかも運転して酔っぱらっているというようなことは、当然これは処罰していい。そういうふうに書いたらどうかと思うのですが、いかがでしょう。

○柏村政府委員　酒に関連いたしますと、四つあると思うのです。酒を飲まないということ、それから酒をただ飲んだということ、それから酒気帯びの状態、酔っぱらいの状態、この四つに分けられると思います。酒を飲むということだけになりますると、これは先ほど申し上げましたように、時間的な関連もあるわけです。もちろん一日前に飲んだやつは常識的にひっかからないと思いますけれども、一時間前でも、まだ酒が残っている者もありますし、もう消えてしまう者もある。だから酒飲みだけでは、これはちょっとはっきりさせられない。そこで参議院で修正されましたのが、酒気を帯びて運転してはならない。これは絶対に法律上酒気を帯びて運転してはいけないということになりまして、罰則はどういうふうに動くかといいますと、酒気を帯びて運転してはならないということは、ある意味では道徳的規定でございます。酒気を帯びて運転して何ら違反がない、事故が起こらないという状況のときにおいては、これは罰則が適用にならないわけであります。それでこれがこの法令に規定する違反にかかった場合に刑が倍加される、いわゆる加重されるということに相なるわけでございます。ところが酔っぱらい運転だと、酔っぱらって運転しただけで、事故を起こす起こさないにかかわらず、これは罰則の規定の適用がある。こういうふうに相なるわけでございまして、大体ただいまお話しの御趣旨に参議院の修正案というものは沿ったような道徳的規定と罰則を加味する規定というものを含んだものというように相なるかと思います。

○久保委員　今の長官の御説明でわからないところがありますが、百十八条第二号、これは第六十五条の規定に違反した者で、いわゆる政令で定めるところの量よりよけい飲んだ者、そういう状態にある者で酒に酔っぱらっておる、こう書いてある。酒気を帯びて車両を運転をした者は処罰する、こうある。この場合酒に酔わなければいいんですか。違反してなおかつ酒に酔っぱらったということじゃないでしょうか。だから政令に定める条文だけでは、酒に酔っているかどうかというのはその人によって違う。これはあなたが御説明の通りですが、いわゆる六十五条そのもの、運転した場合はこれは処罰されるのですか、どうなんです。

○柏村政府委員　六十五条につきましては、私先ほど御説明申し上げた通りでございますが、百十八条の修正案は、第六十五条の酒気帯び運転、この六十五条の規定に違反したもので、今度は酒に酔い車両等を運転した者と、こう相なるわけで、酒気帯びのうちに、単純な酒気帯びと、それから酒に酔うのと、二つに分けられるわけです。それだから酒に酔う程度までいったやつ、いわゆる酔っぱらい運転はこれ自体がいけない。それから酒気帯びについては、何か違反があったときに、酒気を帯びない場合の違反についての罰則がございますが、その違反の罰則を加重して刑罰を課するということができる。酔っぱらうのと、酔っぱらわないで酒気を帯びているというのと二つに分けて考えております。

○久保委員　非常にこの法律はややこしいと思うのです。これはやはり明確にされた方がいいと思うのです。酒を飲んだ時間がきのうのどうのというのは常識的ではありません。きのう飲んだやつは実際酒を飲んだうちに入らない。だからそういうことじゃなくて、常識的に考えて、酒を飲んで運転してはいけないという一つの法律の目的を達しなければいかぬと思うのですね。事故があったときに処罰するというのは、これは付随的なものです。そうなると、今の形ではちょっと過酷ではないか。六十五条ではちょっとひど過ぎやしないか、ひど過ぎるというより困るじゃないか。だから一般的に六十五条にいうアルコール分を保有して、その他の、たとえば事故を起こしたという場合には、その罪を加重するということであるのでしょう。御説明はそうでしょう。その上に、酒に酔って運転した場合には百十八条の第二号による、こういうことですね。そうだとすれば、これは二つに分けて、むしろ酒を飲んで運転したらいかぬという道徳規定を一項目別に置いて、そのあとを六十五条で消化したらどうか。こういうふうに思うのです。というのは、取り締まりにしても何にしても、科学的かもしれませんけれども、大体風船か何かふくらますのだそうでございますが、こんなものはどこの警察も持ってやっているということは事実ないと思うのです。そういう事実守り得ない、規制し得ないものが基本になって、実際の目的の、とにかく酒を飲んで運転してもらっては困るのだということがないがしろになるのでは困る。私は担当の委員会の皆さんにお願いして、こういう線でできるものなら一つ工夫してほしい、こう思います。これは別に答弁は要りません。

それからもう一つ、泥よけの問題でございますが、泥よけ器といいますか、そういう器械は現在あるのですか、ないのですか。実際泥をよけるような器械はどうなんです。

○柏村政府委員　ある程度効果的なものは考案されているわけでございますけれども、完全にそれで防ぎ得るという、われわれとして確信を持ったものは今まで知らないわけでございます。しかし、泥よけ器をつけることによって相当の効果があるということは、さっき關谷委員のお話しのように確かにあるわけでございますが、今回の改正におきましては、泥よけ器を勧奨する程度にして、強制するという段階まで考えることは無理ではないかという

つもりで本案を提案いたしておる次第であります。

○久保委員　泥よけ器を強制するか、あるいは罰則をつけるかという問題は、事実問題があると思う。しかし先ほど来、あるいはこれまでも参議院の段階でおそらく御論議になったと思うのですが、大衆は泥はねの問題は非常に迷惑しておる。これは通産省ですか、運輸省ですか、あなた方か、どちらの所管であるかわかりませんが、これは昭和三十年に交通事故防止対策要綱ができまして、その中には、泥よけ器の研究という一項目がございます。その後、その担当の人で研究はされておるのですか、いかがですか。

○内海説明員　泥よけ器の研究につきましては、積極的にわれわれの方でこういうふうな装置という具体的な研究成果を上げておるものはいまだありません。従いまして、民間においていろいろ考案されてくるものにつきましては、警察庁及び運輸省におきまして試験検討いたしまして、それに対する意見を付してその改良等に資する指示はいたしておりますが、現在のところ、ただいま長官の申しましたように、私の方及び運輸省において、これであれば的確に泥をはねないという性能を保有したものが出現しておるという段階には至っておりません。

○久保委員　警察といいますか、警察庁の方では、こういうものの研究に取り組んでいるのではないですか。今のお話だと、取り組んではおらないのですね。業者が何か作ってきたものを一応試験してみて、それがいいとか悪いとかいうふうな御意見なんですか。政府機関において積極的な何か研究されておる部面はないのですか。

○内海説明員　先ほど申しましたように、私どもの方で積極的に泥よけ装置を研究するというふうな具体的な研究はまだいたしておりません。

○久保委員　運輸省はどうですか。

○國友政府委員　泥よけに関しましては、先ほど警察庁の方から答弁がありましたように、警察庁及び運輸省で研究はいたしております。試験もいたしております。これはやはり今製造されております泥よけ器を運輸技術研究所におきまして数回にわたって実験をいたしました。そのデーターを今私持っておりませんけれども、試験結果が出ております。その結果につきましては、地方機関、陸運局等にも通知してございますが、結論的に申し上げますと、先ほど警察庁の方から答弁がありましたように、完全に泥よけの防止のできる器械はできておらない。ある程度泥のはね方の少なくなる状況ではございますが、完全と思われるような泥よけ器はできておらないのでございまして、運輸省といたしましても、政府が完全な泥よけ器を発案するような方法を研究しておるかと申しますと、そこまではいっておらないわけでございます。

○久保委員　これはあまり名誉な話ではなくて、泥よけなどはつけないような道路にすることが先決だと思います。しかし、これは理想です。よって、ここで要望しておきたいのは、やはり効率的な泥よけ器を作るために、政府機関でそれぞれ早急に研究を遂げられるようにしてほしいと思う。それから警察庁の方で泥よけ器をつけるように積極的に勧めておるのですか、それとも消極的にこういうものがあるからつけたらどうかという程度でしょうか、あるいはこれからどうするのですか。

○内海説明員　泥よけの実態につきましては、私どもも実情を聴取いたして、地方の実情もよくわかっておりますので、各警察本部に対しましては、泥はねの防止についての指示はしばしばいたしております。その場合に、その都道府県公安委員会の選択によりまして、陸運局で保安上支障ないと認定したものについて、それらを通知いたしまして、こういうものが陸運局で認定されておるから、つける場合にはこういうものをつけたらどうかという連絡もいたしております。なおまた、私どもといたしましては、こういうふうな指導はいたしておるわけでございます。たとえば全部につけろということになりますと、いろいろな道路の状況、あるいは天候その他によりまして事情が異なりますので、たとえば非常に雨が降ってぬかるような場合には、そのぬかるみの道路を定期的に運行するようなバスあるいはトラック等については、十分相談し合って、泥よけ装置をつけるというふうなこともかね合わせて、要は泥を飛ばさないような措置を講ずるようにという指導をするような形の指示はしばしばいたしております。

○久保委員　どうも泥よけについては、問題が大きい割に、自信を持ってこれというきめ手は各方面にもないようで、大へん残念だと思います。とにかく泥はねで非常に迷惑をこうむっておるのは周知の通りであります。これはもう少し何か指導というか、別に現状では法律で規制する必要もないかと思うのであります。ものには理屈がありまして、泥よけをつけるよりは道路をよくした方がいいじゃないかという文句のあるところですから、法律で規制するのは二の次にしまして、もう少し積極的にこの泥よけ器の考案なり、あるいはこれを普及させるなり、こういう方法をとってほしいと私は思うのであります。

それで先に参りますが、今度の法改正というか、制定と同じでありますが、今までは取り締まりが重点でありまして、交通の指導は大体二の次になる。今度はそうじゃなくて、道路交通全体の法律ということになった。そうしますと、今度は警察庁自体の任務も大へん変わったと思うのです。ところがこの法律の重点は、先ほど長官から御説明のあったように、その一つには罰則の問題があります。罰則の強化については、いろいろ論議もあるでありましょうが、普通に見ますと、罰則の強化で一つ規制していこう。これを全部取り締まるという自信はおそらく警察庁にもないと思う。罰則でもっておどかして、と言っては大へん語弊がありますが、そういうものに気をつけさせながら何とか規制していこうという、早く言えば他力本願的なものが一つありはしないか、こう思うのです。そうだとすれば大へんな間違いでありまして、罰則は強化したが、むしろ罰則は強化しないで済むような形が必要だ。これは言うまでもなく、交通の整理あるいは指導の衝に当たる警察官の問題で、これは地方行政委員会でも論議されたようでありますが、警察官の任務というものは、従来の観念からいえば、とにかく古い観念から引き続いて、警察官はこわいものだ、警察は取り締まられるものだ、こういう観念が強くあったと思う。あるいは現場に立つ警察官にしても、民主的な警察官も中にはたくさんおられますが、全体を通ずる傾向は、法規ができたら一番先に罰則の方だけ見てやろう。こういう傾向が強いのじゃないかと思うのです。そこで警察官の教養の問題であります。今までの交通警察官の教養は取り締まりに重点を置かれたと思うのです。この法案が通れば、当然今度は道路交通に対する全体のいわゆる指揮者として、これは教育し直さなければならぬと思うのですが、そういう考えを持っておりますか、どうですか。

○柏村政府委員　警察の任務は多々あるわけでございますが、最近交通の状況からいたしまして、交通警察というものは非常に重視されて参っておりますし、私どもも、たとえば増員をお願いするにいたしましても、交通警察の増強ということに最重点を置いておるようなわけでありまして、現在でも、決して取り締まり重点主義で警察官を指導いたしておるわけではございません。できるだけ指導、また一般の理解を深めるように警察がりっぱに整理をし、正当に規制をしていくということに力を注いできておったわけでありますが、ただいまお話しのように、この法律で全面的な改正が行なわれますに際しましては、この審議の過程を通じ、また施行前におきましても、できるだけ一般に対する理解を深めると同時に、ただいまお話しの警察官の教養ということが特に重要であろうということを考えておるわけでございます。決して取り締まり重点主義ということでなくて、民間の理解を深めるような

指導また適切な整理ができるような技能と見識を深く植えつけるように指導して参りたいというふうに考えております。今回罰則を強化いたしましたのも、各種の法令等との勘案において考えたわけでございまして、罰則強化によってこれをおどして交通の規制を完璧ならしめようという考えは毛頭持っておらないわけでありまして、もちろん罰則の強化がその一助に相なるということは結果的にあると思いますけれども、そういう意図を持って罰則の強化ということを考えておるわけではございません。

○**阪上委員**　ちょっと今の問題に関連いたしまして伺っておきたいと思いますが、現在いわゆる交通巡査と称する方々で、大型運転免許を持っている方は何人いますか。全部持っておるのですか。この点を伺っておきたい。

○**柏村政府委員**　交通警察に従事する者が全部運転免許を持っているということは申し上げかねると思います。しかし、先ほど申し上げましたように、交通警察というものが非常に重要度を加えて参りましたので、運転の技術を修得させるということにつきまして、特にわれわれ意を払っておりまして、従来初任教養一年ということでやってきておるわけでございますが、今回さらに、一年を教養して第一線に立たせた後に、半年くらいの第一線の勤務を終えた者について再教育をする、四カ月の教養をさらに施す。それの一つの項目として運転技術の修得ということを特につけ加えて、交通についての知識、技能というものを普及させたいということを考えておる次第であります。

○**阪上委員**　そこでさらに伺っておきたいのですが、バーとかあるいはそこらの飲み屋でもって酒を飲んで、しかもそれがオーナー・ドライバー、自分ではとても車を運転して帰ることができないという酔っぱらい、それが警察等に連絡があって、私は酔っぱらってどうにも車が運転できませんけれども、車を持って帰らなければいけないので、警察の方で一つ運転して車を持って帰ってくれ、こういうような連絡があったような過去の実例がございますか。

○**柏村政府委員**　私は、そういう実例を聞いておりません。

○**阪上委員**　実はこういう質問を申し上げるのは、先ほども久保君からお話がありましたように、これは単に厳罰主義ばかりでなく、一方において警察行政における警察サービスとして、交通の円滑、事故防止等に当たらなければならぬという趣旨であったと私は思うのであります。諸外国の例を見ますと、私も実は体験したことがありますけれども、西ドイツあたりでは、酔っぱらってどうにも運転ができぬ、しかも酔っぱらい運転は厳重に禁止されておる。これを何とか救済する方法として考え出されておるのが、今申し上げたように、警察に連絡をしてそうして運転してもらう。こういうようなサービス行政がその背後において非常にカバーされておる。こういったことが真実なされないと、先ほどからもいろいろ酒気を帯びてとか、あるいは酔っぱらってとかいう問題が出ておるけれども、こういった問題は、ある意味においては、これは見つからなければ、やはり訓示規定的な内容しか持たないことになってくる。こういった面をやはりほんとうに親切に警察が取り扱っていくということにおいて、初めてこういう法律が生きてくるのではないか、こういうふうに思うのであります。そういったことについて、何か政令その他で、あるいは法の条文等において義務づけていくような考え方を、長官自体としてお持ちになられるかどうか、この点、一つ伺っておきたいと思います。

○**柏村政府委員**　西ドイツの例で、確かに非常に発達した文化的な国においては、私はそういうところまでいくべきだと思いまするし、日本においてもそういうふうにあってほしいと考えますけれども、現在の日本の社会事情とか、犯罪の情勢であるとか、警察の力と申しますか、陣容であるとかいう点から申しますと、酔っぱらいから頼まれて、これをうちに送り届けてやるというところまでの親切は、私は、少なくとも法律的にこれを保障するようなことはやはり尚早ではないか。まあとにかくオーナー・ドライバーが酔っぱらって運転できないようなことにならないようにしてもらうということであって、警察がそこまで世話をやくまでの文化的な社会になっていないのじゃないかというふうに私は考えております。従って、ただいまお話しのようなことに法律的に踏み切っていこうという考えは、現在私は持ち合わせておりません。

○**阪上委員**　貧乏国の悲哀のような回答に接したわけですが、それならこれは交通警察官がみんな運転できるような状態に置いておく。それからもしそういうケースが出てきたときには、法律がどうであろうと、警察としてはサービス行政として、これはこの者に運転させてはだめだ、酒場のマダムから連絡があったというようなことがあるかもしれませんが、そういう場合に積極的にその状態をよく判断して、送り届けてやるというようなことをして、犯罪防止の一助となるような方法を考えていく熱意だけはお持ちになっていなければいけないのではないでしょうか、どうなんですか。

○**柏村政府委員**　法律的に義務づけるということでなしに、事実問題としていろいろ市民の世話をやいていくというのが警察の仕事でございますから、その状況によっては介抱をして送り届けるとか、あるいはどっかにとめさせるとか、いろいろ方法はあると思います。そういうことについての親切心を警察が持つということについては、私どもも大いに指導して参りたいと思いますが、先ほどお話しのように義務づけて、警察の任務としてそれをしなければならないということにはちょっといきかねるということを申し上げておきたいと思います。

○**木村(行)政府委員**　多少さかのぼって恐縮でございますけれども、先ほど御質問がございました警察官の運転免許の所持者の数でございます。現在全国の交通警察官の全員が八千三百五十名ございます。その中で運転免許証を所持しております者が六千七百名でございます。約八割近くになっております。それから警視庁管内では千八百七十八名中千六百五十三名でありまして、大体八割前後ではないかと思いますが、私たちの方針といたしましては、先ほどお尋ねのありましたように、やはり全警察官が、ことに交通に専従しております全警察官が運転免許は必ず持っておるという方向に指導して参ってきておりますけれども、今後もできるだけその目標に近づけるように指導して参りたいと思っております。

○**阪上委員**　この論議はもう少しやってみたいと思いますけれども、今日は連合審査会でありますから、地方行政委員会等でいたしたいと思っております。

○**久保委員**　先ほどに引き続いてお尋ねしますが、警察官特に交通警察官、これは特別な教育をされるということでありますが、さらに徹底した教育をすると同時に、これは一般のその他の警備警察とか、刑事警察とか、いろいろありますが、交通警察の部面はやはり一つにはっきりと区別したらどうか、区別の画然としたものを分野として置いたらどうか、こういうように私は思います。今の実態から申しますと、交通整理をやる警官が場合によっては刑事警察にいく、警備警察にいくということでは、とうていこれからの交通警察を円滑にするということは非常にむずかしい。よって、これは警察庁の機構あるいは地方の警察機構全体にわたるのでありますが、私は、この際いうならば、この法律を機構に合わせたものにしたらどうか、こういうふうに考えております。もちろん現在の交通関係の警察官の数もそうたくさんはないと思います。幾らかふやすようでありますが、これしも現在の交通量にはなかなか合わないのではないか、こういうふうに思うわけであります。量

もさりながら、性格をきちっと交通警察官というふうに上から下までずっと画然としたものにして、これには特殊の教育、それから特殊な訓練、そういうものを常時やる必要がありはしないかと思うのですが、どうですか。

○柏村政府委員　御趣旨まことにごもっともと存じます。昔の駐在所といいますか、一般の警察で一人の者がすべてのことをやっておったというような時代と違いまして、非常に社会が複雑化して参りましたに伴いまして、警察の仕事もだんだん分化しております。交通警察につきましては、事実上特にいろいろな教養も必要でございますので、実際の実情といたしましては、非常に専門化してきておるわけであります。しかしながら、採用するときは一般警察官として採用して、交通警察に適性のある者をできるだけ交通警察へということに相なるわけでございますので、警察官としては十分勤まるけれども、交通警察に不向きな者はまた他に回すということも必要であるし、それから刑事警察にははたして適当であるかどうかわからないが、交通警察の方で教養を与えればそういうことに熟達し得るというような者を回すということもありますので、若い者を採用いたします関係から、やはりいろいろの仕事につかせつつ、だんだん専門化させていくということに相なろうかと思うのであります。従って、交通警察に入ってずっと交通をやるという筋が、大体本来の姿に相なっていくのではないかと私は考えておるわけでございます。また先ほど申し上げましたように、仕事というものが非常に専門化し分化して参るという趨勢でもございますので、ただいまお話しのような筋に大勢は動いていくものと私は考えております。またそう指導して参りたいと思っております。

○木村(行)政府委員　昨年の四月から科学警察研究所に交通部ができまして、いろいろな専門家を入れていろいろ研究いたしておるのでありますけれども、その中で最も研究いたしておる題目といたしまして、交通警察官にいろいろな適性があるわけであります。能力なり、性格なり、これをテーマにして研究しております。まだ結論は出ておりませんけれども、研究いたしておりますので、その結論に応じましてまたいろいろ手を打つべきではないかと思っております。

○久保委員　ただいまの長官の御答弁の最初の方ですが、これはこういうふうにすべきじゃないかと思う。警察官を採用する場合、一般警察官として採用して、それから適性検査をして交通警察に回す者は回す。こういうことのようでありますが、私はそうじゃなくて、採用時からやはり交通警察官として適性のある者を採用していくという建前をとったらどうかという考えを持っているのです。

それからもう一つは、これは石原国務大臣の御意見を承りたいのですが、警察庁の中では刑事局と警備局ですか、局があるのは二つですか、三つですか、そういう中で、これだけの膨大な法律を今から作って、そうしてこれからだんだん伸びていく陸上交通を一切何とか円滑にやっていこうということならば、これは保安局の何に入るか知りませんが、保安局もその交通以外にいろいろあるでしょう。そういうことだとすれば、これはやはり機構そのものを一つ確立していただきたい。こういうふうに思うのですが、どうでしょう。

○石原国務大臣　現在交通は保安局に属しておるのでありますが、この保安局も、もとは警備局から分化して保安局が生まれてきた。こういう形になっておるのでありまして、御指摘のように、交通警察の問題が警察でも最もウエートの重い問題の一つになっておりまして、現に警視庁では前から交通部というようなものがあるのでございます。将来の問題としては検討していかなければならぬと思いますが、またあまりに機構ばかりをいじったり、膨大になるということも考えて参らなければなりませんので、将来の問題点として検討していきたいと思います。

○久保委員　別に機構の問題だけを申し上げるのではないのですけれども、自治庁が自治省に昇格するというような話もあり、それもあるかもしれません。しかしながら、これから問題の多い交通行政に対して、これはやはり考える筋合いだろうと思うのです。保安局の中にあるそうですが、保安局というと、火薬の取り締まりとか、あるいは危険の何とか、いろいろありますね。機械の問題も出てくるでしょう、ボイラーの規制もおそらくあるでしょう。そういうことの中に一部交通をやっているというのでは、どうもこれから発展する交通の需要に応じ切れないと思うので、ぞひ御研究を願いたい、こう思う。

もう一つは、私は地方から出てきておりますが、たとえば積載制限をまた今までよりもきつくしますね。たとえばトラックならトラックの積載重量をはかるのに、そういう機械は、これは警察庁の御費用で設備するのでしょう。地方ですか、いかがですか。――地方にしても、早い話が、ある地方などは、これは大体一組四つですか、そういうものを二組くらい持っていればいい方でございます。しかもそういうところは砂利トラックが多い。それでは実際に警察官は取り締まりができるかといえば、できないというのです。見ていても、目分量でどうだろうかというのです。こういう問題については、この法律を作って規制し、円滑にしていくというのならば、これは石原国務大臣に御答弁いただきたいのですが、そういう費用を地方にも十分与えるべきだと私は思うのですが、どうでしょう。御用意ございましょうか。

○石原国務大臣　自治庁といたしまして、三十五年度の地方財政計画を編成するにあたりましても、警察であるとか、消防であるとかいうものの基準単価をだんだんふやして参っておるのでございます。その点は、私はただいま自治庁と国家公安委員会を兼務いたしておりますので、警察当局の意向を十分につきますので、その間の連絡は十分に財政計画の上に反映せしめておるつもりでございまして、御指摘になりました問題、具体的に今数字的には申し上げかねますけれども、三十六年度の編成にあたりましても、そういう点は十分反映させたい、さように考えております。

○久保委員　簡単にもう二つほどお伺いいたします。罰則規定の中ですが、「違反となるような行為をした」場合も罰則があるのですね。「違反となるような行為をした」という条項が、これはたくさんありますね。この「なるような行為」というのはどういうのですか、処罰されるのですか。いかがでしょう。

○内海説明員　文章の表現上「違反となるような」というような表現がしてありますが、これは、規制法の方が、たとえば車両というものを主語にして、車両は何々してはならない、こういうふうな規定のいたし方になっておりまして、しかも罰則の方におきましては、処罰の対象は車ではなくて人になります。従いまして、その車両が違反となるような場合においては、それを運転した者を罰する。こういうふうな罰則の書き分けになっておりますので、「となるような」というのは、通常言葉として使われておりますばく然とした言葉の使い方ではなく、さような規制法の方における車両はどこどこに駐車してはならない、車両は何々の場合に追い越してはならない、こういう規制の書き方をいたしておりますので、それに伴いまして、罰則においては人を罰則の対象にいたします関係上、そういう言葉を使いましたもので、これは法務省及び法制局とも法理論的に十分検討して、決して厳密を欠く書き方ではない、こういうことで書いておるのでございます。

○久保委員　そういう御説明なら、これは一応わからないわけではありませんが、普通に読むと、今内海交通課長がおっしゃるような注釈が必要だと思う。これはあとで地方行政委員会の方でも一つ御検討いただきたいと思うのであります。私は課長のその解釈を一応容認するとしまして、要望いたして

おきたいのは、これは警察官にその注釈をはっきりさせておいてもらわぬと、実際困るのです。拡大解釈に持っていく心配がある。これは一つ要望しておきます。

それから最後に一つお伺いしたいのは、行政協定によると、米軍というか、合衆国の軍隊の構成員、軍属及び家族に対して発給された運転免許証はそのままよろしい、こうなっておる。これもまあそれでいいかもしれません。ところが、交通事故を起こした場合にはどういう規制になりますか。今までそういう処罰をしたことがございますか。

○**木村(行)政府委員**　その場合も道交法は全部適用になります。

○**久保委員**　どういうふうに適用したか、適用した例がたくさんあると思うのですが、適用した事案はわかりますか。何件くらいあったのですか。

○**木村(行)政府委員**　相当やっているはずですけれども、数字は今ちょっと手元にございません。

○**久保委員**　たとえば国鉄だけの踏み切りの事故で、私がけさ調べただけで、昭和二十七年以来この行政協定の第十条に関係するものが、全体を含みますが、大きな事故で二十八件あるのです。これはおそらく処罰していないのじゃないかと私は思うのです。というのは、国鉄は今まで賠償をもらっていません。だから私はここでそういう処罰をしたかどうかという問題を具体的に聞くわけに参りません。国鉄の踏み切りでやった事故だけでもいいのです。どういう処罰をしたか、これはあとで資料として出していただきたい、こういうふうに思います。

それから私の質問の結論でありますが、今回道路交通についてはかような法律を作って、早くいえば画期的な法律ということでしょう。これをやるのだが、さてしからば交通法だけで現在の交通を円滑にし、危険を防止することは不可能だというのは、だれも知っておる。しからば、この法律と警察庁の機能の範囲外に出て、あれとこれはやらなければいかぬというものは、どうお考えですか。

○**柏村政府委員**　ただいまお話しの点はまことにごもっともで、参議院におきましても、また衆議院の地方行政委員会におきましても、その点が強くお話があったわけでございます。道路交通の問題は、単にこの法律なり、あるいは警察の指導、規制ということだけで円滑を期し得ないことは当然でございまして、まず非常な問題となりますのが、道路の整備ということであろうかと思います。また運輸省における運輸行政上のいろいろ交通についての調和という問題があろうかと思います。そういう点につきまして、建設省、運輸省その他関係省庁と、私どもも十分に密接な連絡をとり、協調を遂げてやって参りたいと思いまするし、参議院において要望されましたように、そのための強力な機関を設置すべしというような御要望もあります。そういう点について十分に今後検討し、道路交通についての総合行政の実をあげて参らなければならぬというように考えておる次第であります。

○**久保委員**　道路交通法、この法律ができて、これを完全に実施するために、さしあたり何と何をやらなければならぬか。先ほど言ったようないろいろな問題はありましょう。警察官の教養の問題、それ以外にどういうことをやらなければこの法律は生きていかないか、いかがですか。

○**柏村政府委員**　これは先ほど久保委員からお話のありましたように、まず警察官の教養を高めていき、十分にこの法の趣旨を徹底させて、取り締まりに、あるいは指導に遺憾ないようにして参らなければいかぬということは、これは警察自体当然に考えなければならぬことでございまするが、しかしながら法律というものは、法ができ、またこれを官憲によって励行するというだけで済むものではございません。広く民間の協力、理解というものがなければならぬと思うわけでございます。従いまして、法律が公布になりましてから施行するまでに六カ月の猶予期間を置いて、その間にできるだけの啓蒙宣伝ということをし、一番大事な国民の理解を深めていき、法を順守するという気風を馴致して参るということに努めなければならぬと思います。それと加えまして、先ほど申し上げましたように、関係各省との連絡協調によって、この法が遺憾なく運営されるように努力して参りたい、こう考えております。

○**正木委員**　関連して、簡単に六十五条の運転禁止の項についてお尋ねしたいと思うのです。先ほどからの長官の御答弁を承っておって、理解できたようで具体的に理解できませんので、重ねてお伺いいたしますが、まずこの六十五条の規定、何人も、酒気を帯びて運転してはいけない。この規定は、身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態の者、そこで政令で定めるという規定について、先ほどあなたは何か器械があるとおっしゃっていましたが、それを具体的にもう一度明らかにしてもらいたい。

○**柏村政府委員**　先ほど申し上げました酒気を帯びというのは、まあ通俗的に申せば、ほろ酔い一歩手前であるということを申し上げたわけでありますが、ちょっと気持がよくて、運転などすると、少し元気を出してスピード違反もやりかねないというような気分だと思います。そこで政令で物理的にどの程度のものをはかり得るということを申し上げたわけでございますが、この器械は実はきょうでも持参すればよかったのでありますが、今警察で使っておりますのは呼気をはかるわけでございます。風船のようなものに呼気を吐かせまして、そうしてこれを今度目盛のついたある薬品を入れたものを通過させるわけです。そうすると、それについて色が変わってくるわけです。どの程度その呼気の中にアルコール分が入っているかということがそれで物理的にわかるという状況になるわけであります。

○**正木委員**　よくわかりました。そこであなたにお尋ねしたいのは、まず六十五条の、この酒気を帯びてというのが大体事故の最大原因の一つになっておりますね。非常に不幸な犠牲者が出ておるので、このことは取り締まり規定としては当然だと思っておりますが、さてその器械ですね、一台どれくらいの価格でございますか。

○**木村(行)政府委員**　きわめて低廉だと思います。そう高くありません。全国の警察署に必ずございます。数は相当の数を持っているはずでございます。

○**正木委員**　そこで私あらためてお伺いするのですが、ただいまの点を聞きたいために六十五条を私は持ち出したのですが、それは今の答弁のように、全国の警察にそれを配備してございますという程度で、この法律の精神が具体的に生きますか、生きないでしょう。現実にはそれは交通取り締まりをやる者すべてが、二人なら二人、三人なら三人一組で交通取り締まりをやっておるようですが、これ全体にその器械が配備されて、そしていついかなるところでも、その器械によってこの六十五条の精神が生きるということにならなければ、法は生きていかないんじゃありませんか。その準備はできておるんですか。

○**木村(行)政府委員**　先ほどきわめて簡単に申し上げて申しわけなかったと思いますけれども、大体各警察署で、月に百人前後ぐらいはこの酒気帯び、酒っぱらい運転を取り調べ得るドランク・メーターというものを備えて、また警察官もそれに対応してやり得る態勢にはございます。

○**正木委員**　大臣、大丈夫ですか。これが通過すると、直ちに六十五条が生きるわけですが、その点が完備されていないと法は死物化してくるんじゃないか。法が死物化せば、酔っぱらいしてやっても、つかまった者は運が悪いんだ、つかまらないでやる限り、どんなことをやっても差しつかえないという悪習慣を生む結果になりはせぬか、その点を心配するのです。いかがですか。

○石原国務大臣　せっかく法律ができましても、守られないような法律になっては、これは法律ができてむしろ逆効果だと私は思います。今でもそういう法律が若干ございまするが、非常にかえって害毒を流す。そこでこの法律は、成立しましてから、やはり準備期間を相当置いておりまするので、御意見もございまするので、その間にこういうものは十分行き渡るように準備をさしたい、かように考えております。

○正木委員　そこで長官、その六十五条の罰則規定ですが、百十八条の二号になるわけですが、政令で定めた以上のアルコールを飲んだ者が酒に酔い——ここで先ほどからも質問がありましたように、分かれておるわけですが、違反した者で、酒を飲んでという、そこでその酒に酔ったという規定がカッコして「アルコールの影響により車両等の正常な運転ができないおそれがある状態にあることをいう。」そこで正常な運転ができない状態にあることをいう、この正常な運転ができるできないの判定は、だれが下すんですか。

○中川政府委員　ただいまの御質問の点は、現行法も同様のことになります。現行法におきましても同様のことが言い得るのでありますが、酒に酔って運転することに刑事罰を課するという考え方を現行法でも改正案でもとっておるわけです。その酒に酔うという概念が、御指摘があったと思いますが、不明確であります。不明確でありまして、また人の個人差というのが非常に激しい問題でございます。こういう性格でありますので、それをよりよく法律で明確にするという努力をまずしたい。これを考えた言葉が、今御指摘の正常な運転ができないおそれがある状態にまで至る程度において酔っているということであります。また、そう書きましても、なおかつまだ困難である、これも事実であります。ところが、こういう個人差のある問題につきましては、最終的には裁判所が判定するのですけれども、裁判所の判定に先だちまして、第一線の捜査官が判定するわけです。捜査官が判定する場合におきましては、この状態においては正常な運転ができないという社会常識に基づいて捜査をしていく。その捜査について、それがもっともであるかどうかという最終の判定は裁判官であろう、こういうことにならざるを得ないと思います。これはきわめてあいまいなことを申し上げるようでございますけれども、事柄の性質がこういう性質でありますので、個人差のある問題を捜査官が発見するにつきましては、この人はどうもあぶない、正常な運転ができにくい、こういうふうに認定できるものを合理的にやりまして、それを捜査官の判定だけでもってするのはまた慎重を欠きますので、後ほどの刑事手続におきまして裁判官の判断が最後になるだろう。こういうふうな手続にならざるを得ないのでありまして、これは改正案でもそうなりますが、現行法でも全く同様の規定がありまして、それによりまして、酔っぱらい運転につきまして相当数処罰を受けている。こういう状態であるのであります。

○正木委員　そう長々しく弁解をしなければこの法律の内容がわからぬということでは、特に日本人のような性格、至るところに飲み屋があるというような開放的な国では、この法律の趣旨徹底がなかなか困難ですよ。そこで私はなぜ質問したかというと、「酒に酔い」の定義とでもいいましょうか、これは何かというと、カッコして長たらしく書いてある。あなたの答弁を聞いておると、なかなか理解できるようでできない。そこで思い切って、罰則規定で道徳性を加味するものであるならば、こういう長たらしいものをとって、六十五条のこれを生かしていったらどうです。六十五条で、何人も酒気を帯びて運転をしてはいかないというのですから、その酒気を帯びての定義は何だというと、あなた方には器械があるというのです。その器械の程度以上を越したものは酔っぱらいである。こう法文上明記すれば、個人差がどうだのこうだのという議論をしなくて済むんじゃありませんか。これは、私は酒をあまり飲まぬから言うのかも知らぬけれども、百十八条の第二号の規定の仕方は、裁判になったら相当時間がかかりますよ。これはいかがですか。

○中川政府委員　ただいまの私の答弁に対しまして、大へん理解がしにくいという御趣旨の御意見であったのでありますが、このことは現行法もそうであるということが一つと、私どもは世界各国の立法例を調べてみたのですが、私の知る範囲におきまして、世界各国の立法例は、ことごとく酒に酔うということに刑事罰を課しておるだけなのでありまして、酒に酔うという範囲を越えて、酒を飲むということだけで刑事罰を課しておるところはもちろんございませんし、ある一定の量のアルコールがからだに入ったことだけでもって罰している国もないわけでございます。先生の御意見に従えば、酒に酔ったか酔わないかは問うところでなくして、一定のアルコールが体内に入ることによって刑事罰を課そうという御意見のように拝聴したのでございますが、そういう立法例をとっておるところは各国いずれもないということが一つと、各国がなくても日本だけやってもいいのですけれども、からだの中にアルコールが入っておりましても、きわめて正常な人があるわけです。その人に対してまで刑事罰を課すということは、立法政策としていかがなものであるか、こういう考えに出たものでございます。

○正木委員　局長、議論になって恐縮だけれども、あなたの論法からいうと、この六十五条の何人も酒気を帯びて云々という条項はなくて済むのではないか。罰則規定だけ設けておけばいい。六十五条は、酒に酔いカッコ云々の者はこういう刑事罰があるぞ、これでいいのだと思いますが、そう思いませんか。

○中川政府委員　刑事罰を課せるという関係のみに立てば、そういうふうに相なろうかと思います。ところが政府原案におきましては、こういう酒関係の問題は一般道徳にまかしておいて、刑事罰を課する限度だけを禁止規定に入れた方がいいと考えまして、六十五条の政府原案は、お説のように作ったのでございますけれども、参議院において御審議になりました結果は、刑事罰は政府原案でよろしいけれども、社会風教の問題として問題とする点は、やはり法律に書いておく方がよりベターであろう、こういう国会の御意見でございますので、その御意見はまことに傾聴に値するので、私ども賛成いたした次第でございます。

○正木委員　そうすると第六十五条で、具体的にいうと器械をもって検査した結果、その程度以上であるということが明らかになった。そこで第百十八条の罰則規定に該当するわけですが、この六十五条に関する限りの違反行為というのは罰則規定では非常に軽微だ、こう考えていいのですか。

○中川政府委員　正確にお答えいたしますと、六十五条の違反行為は全部罰則がかかるのではなくして、六十五条の違反行為のうち五割か六割に該当するものが罰則にかかるのであって、残りの二、三割は罰則のかからない道徳規定であると御了解願いたいのであります。

○正木委員　そこに私自身としては問題があるのですが、私自身としては、少なくともこの六十五条に違反した者はせめて免許くらいは取り消すくらいの強い規定を一項挿入してはどうか。それでなければ道徳規定といって天下に宣伝する値打はないじゃないか。おそろしいのは、何せ酒を飲んで運転をすることですからね。実は私の知人ですが、不幸な人があるのです。これはある役所の相当な人ですが、夕方役所の帰りにお子さんのおみやげを買うために歩道を歩いていました。それでうしろからかけられて、一晩生きておりましたが、死にました。実に気の毒な方です。こういう例があるのです。それは何かというと、やはり警察の取り調べの結果、酒を飲んで運転を誤っているのです。ですから、この六十五条というものを生かすのであるならば、私は刑事罰とは別に、道徳的に見て免

許を取り消すぞというくらいの強いものを入れておいたらどうかという気がいたしますが、いかがですか。

○**中川政府委員**　私がお答えいたしましたのは、刑事罰に関する限りにおいて申し上げたのでありまして、先生の御質問は私賛成でございまして、この刑事罰は私が申し上げた通りでございますが、この六十五条の違反であって、酔っぱらいの程度に至らないものにつきましては、刑事罰の対象にはならないが、行政処分の対象にはいたすのであります。それは具体的に申すと、百三条の二項二号によりまして「この法律に違反したとき」、こういうことに相なりますので、行政処分の対象に相なる、こういうことであります。

○**正木委員**　その行政処分の対象の具体的内容はどうなんですか。

○**中川政府委員**　運転免許証の取り消し、停止の処分であります。

○**正木委員**　それはあなたの方の役所で直ちにできるのですか。

○**中川政府委員**　これは警察を管理しております都道府県公安委員会の判断によって可能に相なるわけであります。

○**正木委員**　都道府県の公安委員会の判断、これが抽象的なんですね。

○**中川政府委員**　都道府県の公安委員会と申しましたのは、きわめて法律的に冷たく申し上げたのですけれども、こういう事件がございますと、具体的に申しますと、だんだんそういう事件があった旨を警察官が明らかにするわけですね。そうすると、かねがね都道府県公安委員会に一定の免許取り消しまたは停止の基準がありますので、その資料として差し出す。そうすると、やや定例的なものにつきましては、この基準に従えばこのようにしてよろしいというような公安委員会の措置がございますので、それでどしどし警察がやっていく。大へん大所高所で判断すべきような事案につきましては、公安委員会の議によって判断願う。こういうことに相なろうかと思います。

○**正木委員**　この六十五条の規定については、当該の地方行政委員会の皆さん方も十分御研究になっておられると思うのですが、私のただいまの意見等も御参考になれば大へんしあわせだと思って一言地方行政委員会の方々に申し上げておきたいと思います。

　それからもう一つ簡単に、路上に放置されている自動車の取り締まりですね。先ほど同僚からは、盛んに大都市の、しかも自家用車を中心にしての御意見がございましたが、私はこういう生きた事例にあっているのです。私の町は北海道の札幌市でございますが、朝六時ごろ町内に火事がございまして、飛んで行きました。ところが、その道路は大通りから横町に入ったところでございまして、まあ普通の個人の住宅街ですから、あれは九尺か、十尺くらいのものでしょう。そこに営業用の貨物自動車が実は二台置いてあったわけです。あとでわかったのですが、それはもちろんその会社に雇用されている運転手が、仕事を終えて夜半帰ってきて、その道路に車を置いて、自分たちはアパート生活をしている。朝六時半ごろ火事があった。消防車が入れぬのですね、その狭い道路に大型の貨物自動車を二台放置してあるわけですから。そこでその車を移動するのに約六、七分かかったわけですね。それで当然、私の町内の消防の諸君に言わせれば、その車がなければこれはぼや程度で食いとめることができた。その車二台が放置されてあったばかりに一軒をあらかた焼いてしまった。こういう事実があるのですね。そこで私は、先ほど長官からの答弁で、この個人の所有による自家用車の取り扱いについて大へんに理解ある、車を持っておる諸君から見れば同情ある御答弁でございましたが、こういう場合もあるということを頭の中に入れておいた方がいいのじゃないか。現に私はそういう目にあっているのです。ですから、この路上に放置しておく自動車の取り締まりということは、やはり国民全体の幸福と福祉というものが土台であらゆる法律はできていくわけだから、ごく少数のそういう特殊の人々に温情をかけるために全体を犠牲にするという結果になっては、法律というものは死文化するのじゃないか、非常に苛酷のようでありますね。今、知識階級というか、文化人というか、ある程度の月収を持つ人は、やはり自家用車は持ちたい。だからといって車庫を作るゆとりはない。つい自分の前の道路に車を放置する。その放置している結果、私が今申し上げたようなことが起きる。それは全体に対しては非常に大きな犠牲をしいることなんだから、これは取り締まりはやはりある程度厳重にすべきではないか、この法律を作るのであれば思い切って……。いかがでしょう。

○**柏村政府委員**　先ほど路上駐車の点について、私はああいう御趣旨には賛成であるが、いきなり法的にこれを禁止できないということを申し上げたのでございますが、それはこの法律でも明記いたしておりますように、駐車禁止されていない場所における駐車の問題、路上放置の問題について申し上げたのでございまして、ただいまお話しのように、消防自動車が通れないような、この法律におきましても三・五メートルの幅を、余裕を残さないところには駐車してはならないということになっております。従って、消防自動車が通れないような状況において駐車することは、もちろんこの法律違反でございますから、十分に取り締まって参らなければならぬのであります。先ほど申し上げましたのは、そうでなくて、駐車してよろしいところに放置しておくといいますか、車庫がわりに置いておくというやつを全部法律的に禁止する段階にはちょっと考えられないということを申し上げたのであります。ただいま御指摘のような問題につきましては、この法律においても厳重に取り締まって参りたいと考えております。

○**正木委員**　最後に、そうすると、わかりやすくお尋ねするのですが、この法律で、たとえば今あなたが指摘した三・五メートルでしたか、この条項がございましたが、そうすると各町内をパトロールするおまわりさんが、幸いにしてこの法律のことがわかっていて、たとえばそういう違反駐車をやっているようなときには、直ちにその車を移動することを命ずるというようなことは、いと簡単にできますか。長官、わかりやすく答弁願いたいのですが、あなたの部下が各町内をパトロールして下さっていますね。そのおまわりさんが、この法律の趣旨を承知して下さっておって、これは違反行為だなと気がついたときには、直ちにその車の移動を命ずることができるし、直ちにその罰則規定に基づいて手続をとることができますか。

　それからもう一点、自家用車以外で、これはいなかに行けば行くほど多かろうと存ずるのですが、営業主というか、雇用主というか、この人々に対してもやはり考える必要があるのじゃないかと思います。運転者のみを責めるのじゃなくて、そういうことも考える余地があるかどうか。

○**柏村政府委員**　先の問題は、そういう違反しておる駐車につきましては、第五十一条におきまして、警察官が、禁止されている場所から移動すべきことを命ずることができるわけであります。なおそれを命ずる――違反している者がはっきりしないような場合におきましては、警察署長がこれを実力をもってほかに移すということもできることになっております。それから営業車についても、そういう点につきましては同様に注意することができるわけであります。

○**正木委員**　移動を命じても、それを聞かなかった場合に、罰則はないのですか。

○**木村(行)政府委員**　罰則はございます。

○**飯塚委員長代理**　井岡君。

○**井岡委員**　先ほど石原長官から、この法律を改正する目的をるる述べられたわけですが、もう一度簡潔に伺いたい。第一条で、旧法には「円滑を図る」ということがなかったのを今度入れた理由、これを一つ先にお伺いいたしたいと思います。

○**石原国務大臣**　現在の道路交通取締法におきましても、やはりそういう気

持ではもちろんやっておるわけでございますが、提案理由でも申し上げましたように、今度の改正案におきましては、単に取り締まりということばかりではなしに、最近非常に複雑激増いたしております交通問題に対して、はっきりした態度を打ち出していく。そういう意味で書いたのでございます。

○**井岡委員**　単に取り締まりだけでなしに、交通全体の問題についてはっきりした態度を示したい。言いかえて申し上げますと、交通の中には、単に道路上を運行する場合と、その運行をせしめる事業という場合と、二つあると思います。その運行の場合については、先ほど同僚議員からかなり詳しく御質問がありましたので、私は省略いたしますが、営業をする、いわゆる一つの事業体として運行せしめる一つの母体、これらに対しても規制をする、こういう意味ですか。この点を一つはっきりお答え願いたいと思います。

○**石原国務大臣**　この営業車の問題につきましては、井岡委員も御承知のように、道路運送法とか、そういう方面でもやっておるわけでありますが、今回の法案におきましても、先ほどからいろいろ話に出ておりましたように雇用者にも義務を課したい。場合によると罰則を課して、いろいろの事故の責任は雇用主にも負わせるべきだというような考えも入れておりますし、それから今回のこの法律につきましては、歩行者の保護というようなことをもはかっていくとか、その他ひとり取り締まりとか罰則とかいうことのみでなくて、一つの道路交通のルールを確立していこう、こういうようなことが今回の改正案の一つの大きな骨になっております。

○**井岡委員**　私の質問がまずいものですからそういう御答弁かと思うのですが、単に私は営業だけの問題を言っておるのではなくして、いわゆる道路上に運行するもの、これを一つの交通として判断する。このことについては、今同僚議員からかなり違った角度から御質問なさっておられましたから、私はこれは省きますが、いわゆる交通保安というか、とにかくそういう観点からこの改正をされるために円滑という文字を入れられたのかどうか、こういうことなのです。

○**柏村政府委員**　この円滑というのを入れましたのは、ただいま大臣からもお話のありましたように、従来も、道路交通取締法の運用といたしましては、危険防止、安全ということのほかに、円滑ということも十分に加味して運用して参ってきたわけでございますが、そういう点をさらにはっきりする。特に最近の交通事情等からはっきりさせるという趣旨でいたしたわけでございますが、これは円滑を入れたということに特別の、従来と変わったというか、あとに出て参ります規定の上において、円滑をはっきり現わすための規定というのを出すための文字というわけではございません。

○**井岡委員**　この論争をやっておりますとかなり長くなりますから、次に移りますが、第七十五条に、「車両等の運行を管理する者の義務」、こう書いてあります。これと今回改正された道路運送法の運行管理者とは同じものですか、どうですか。

○**木村(行)政府委員**　必ずしも同じものではありませんが、ある程度ダブっている面もあります。

○**井岡委員**　必ずしも同じものではない、これは条文が違いますからそういうことはわかるわけですが、その精神においてそれは同じものか、こういうことです。

○**木村(行)政府委員**　精神は、直接の目的は違っておりまして、こちらの車両の運行の直接管理者に対する義務を義務づけましたのは、道交法上の目的からしまして、危険防止ということを目的にいたしております。それから道路運送法の関係の、今回の改正に載っておりますところの運行管理者の方の目的は、それとは直接関係はありません。

○**井岡委員**　そうすると、運行管理の義務者というのはだれをさしておるのか、いわゆる事業体なら事業体の中ではだれをさしておるのか。

○**木村(行)政府委員**　これは、たとえば砂利トラックなどの場合、多数の車両を雇用者が使っている。ところが、その車両の運行について、お前はどの自動車を使え、そしてどういうところに行って、いつ運んでこいというような、いろいろな直接の車両との関係の運行管理については、場合によっては、直接別な人が管理している場合があります。そういう場合に、名前はどう言いますか、たとえば営業課長とかあるいは車庫長とか、名前はそれぞれの業態でいろいろ違いますけれども、直接現実においてその車両の運行を管理している者をさしております。

○**井岡委員**　一項はなるほど車両の問題ですが、二項では、薬物の影響、過労、病気その他の理由により正常な運転ができないおそれがある者、こういうような者については運行さしてはいけないといっている。従って、これは単なる車両というものにはならないと思うのです。いわゆる労務管理上における一つの問題が多分に含まれている。従って、あなたの言う車両管理者というものと、いわゆる道路運送法による運行管理者というものとほぼ同一の問題がここに生まれてきているわけなんです。だから、単なる運行管理者、いわゆる運行管理者だけで問題を判断されることはあやまちだと思うのですが、この点はどうですか。

○**内海説明員**　七十四条と七十五条の規定の書き分けでございますが、七十四条も七十五条も、その立法の趣旨としましては、要するに雇用されておる運転者が、雇用条件というワクにはめられて、心ならずも、あるいは過労、あるいはその他の理由によって正常な運転ができない、あるいは過当な業務を課されるというふうな状態において運転をする。そういう状態に着目しまして、ただひとり運転者についてだけその責任を追及するということは、道路交通の保安上きわめて適当でない。従いまして、そういうふうな実態に関しましては、あわせてこの運転者を雇用する者についても、そのような違反に対する責任を追及すべきであるという立法趣旨に基づくものであります。そこで今度は、第七十四条につきましては、第二項につきまして参議院において修正されまして、所定の条件のもとにおける罰則がつくことに相なりましたけれども。原則的には、七十四条は雇用者全部についての義務を規定いたしたものであり、七十五条は、そこの各項目ともにいずれもやや運行に対する具体的な内容を設定いたしまして、そういう内容を命じあるいは容認するという者に対して刑事責任を追及する、こういう建前から、その責任の対象となるべき者を明確にいたしますために、雇用者であるよりはより直接的にその運行の管理に当たっておる者についての責任を明確にいたしたいという考えで、特にこの場合において車両の運行を管理する者というふうに特定いたしたわけであります。もとより、そういう場合におきましても、その運行管理の責任の地位にある者は、雇用者の命によってやる場合も多々ございましょう。そういう点も勘案いたしまして、罰則におきまして、そういう場合における運行管理者の刑事責任の追及とともに、それに対する雇用者の両罰も設定いたしたわけであります。なおまた、この運行管理者というものは、どこまでもそういうふうな運行管理に責任を有する者でございますから、場合によりましては、もとより多くの場合、それはすなわち雇用者と同一人格である場合も考えられると思いますし、また非常に大きな法人組織等でありますれば、社長であるよりは、むしろそういう運行労務等を管理しておる責任者である場合もあろうと思います。従いまして、この七十五条において責任を追及されるべき者は、その責任を負担するにふさわしい職責と地位にある者を指定して、これが七十五条の運行の管理に責任を有する者というふうに規定いたしたものであります。従いまして、そのことは当然運行の管理者とあるがゆえに、その雇用者

が責任を免れるというものではない。法の定めるところによりまして、雇用者もまた両罰の責任を追及されておるのでございます。

○井岡委員 厳密に言いますと、特定というか、特定ではあるけれども指名をした者ではない。従いまして車両あるいは人事、労務、こういうものを管理する地位にある者、こういうように理解していいのですか。

○内海説明員 おおむねそういうふうにお考え願っていいと思います。

○井岡委員 おおむねでは、内海さん、ちょっと厄介なんです。というのは、道路運送法の方が非常にあいまいなんです。こちらとの関係はあとで聞きますが、あなたの方にはっきり聞いておかないと困るので、この点もう一ぺんはっきりとお答え願いたい。

○内海説明員 先ほども申しましたのを繰り返すわけでございますが、七十五条は「車両等の運行を直接管理する地位にある者」ということをいっておりますので、従ってその地位に基づいて運行を命じ、あるいはそういうふうに運行していく者を容認した場合でありますれば、その者がこの責任の地位にあるわけでありますから、会社の組織、態様等によりまして、労務管理の担当者がその責任の対象になる場合もあろうと思いますし、あるいは営業部長というものがすべてそういう責任を保有しておるものであれば、その営業部長がその責任を担当する者であろうと思います。要するに、これを第七十五条の規定の観念からは、その運転者がそういう運行をせざるを得ない、あるいはせしめられるということに一つの、言葉は悪うございますが、心理的なある程度の圧迫を受ける立場にあるそういう責任者というものが、すなわちこの七十五条の運行管理者に該当する者と考えられます。従いまして、たとえば一つの運転者が非常な過労状態で運転しておる、そしてその運転の状態を発見いたしまして、その結果、それを命ずる立場にある者は何々会社の何の職にある者である。こうなりますれば、その者がその責任の対象になる。こういうふうに考えてよかろうかと思います。

○井岡委員 それでは具体的に聞いてみましょう。これは内海さんに個人的に話をしたことがあると思いますが、昨年の夏あるところに参りました。そしてある観光バスに乗った。それは二日がかりのコースです。そこで私も乗せてもらいました。ところが、夜になったら山間地ですから宿屋がないのです。そこで半農、半宿屋というのですか、お百姓さんの家にお客さんを泊めた。運転手と車掌君は、寝るところがないので車両の中でお休みになっておる。夏ですから、窓を締めてしまうと暑くて寝られないから、みんな窓をあけて寝る。若干蚊をいぶすなにはたきますけれども、山間ですからそんなことでは追っつきません。蚊が一ぱい来て、車掌さんと運転手さんが、ゆうべは一睡もできなかったというお話です。そしてあくる日また帰っていくわけです。そこで、そこの会社のいわゆる労務協定なり労働条件なりを見てみますと、必ずしも一人の運転手、車掌でそれを運行しろとは書いてない。同時に八時間労働というものは明確にしてある。従って、一回行ってくれば何日か休みだということにはちゃんとなっておる。けれども基準外協定において、一週間何時間の基準外を認めるという労務協定を結んでおるわけです。そうしますと、実際においてそれは休むのでなくて、やはりオーバー・タイムの中にそれを入れていって、一日か半日休んでまた行かなければならない。こういう状況になっておるのです。この場合における責任者というものはだれが責任をとるか、こう私は疑いたくなるわけです。労務協定をやっておるから、社長の方としてはあるいは労務管理者としては、労務協定でそれでいいじゃないか、こういうことになるでしょう。一方においては、客はそういうなにですから、シーズンですから、どんどん車両が足らないでもやってくる。だから仕方がないから、現場の係員というものはそれをやらざるを得ない、そういうこと。労務協定をやるのは、いわゆる社長なり勤労部長がやって、現場の係員というものは、これは追いまくられるから、労務協定の範囲外でやっている、こういう場合が起こってくるわけです。現に私はその目にあって、私も全く困ったのです。そういう場合における個々の車両管理者並びに――どういうのですか、車両等の管理者、車両の管理者並びに等ですから、運行管理者も含まっているだろうと思う。そういう場合の管理はだれが責任を負うか。

○中川政府委員 これはちょっとお答えが適当でないと思いますが、こういうふうに理解願いたいと思います。まず第一に、立法趣旨から申しますと自然に解決するわけですが、具体的に過労運転をした運転手さん、それからまたスピード違反をした運転手さん、無免許運転をした運転手さん、こういう違反をした運転手さんを罰するだけにいたしますと、そういう環境を作った者が責任を免れる。これに対する対策をまず考えたわけです。七十五条のような規定がなくとも、共犯という関係で、あるいは教唆しこれを幇助したという関係が明白になれば、七十五条がなかろうが、その教唆者または幇助者は処罰を受ける、こういうことに相なると思うのであります。ところが教唆、幇助の関係ということが比較的明確ではないけれども、教唆、幇助的な関係に立つ地位にある者を一つの禁止規定によって明確にすることが事柄の中心に相なる。こう考えましたので、まず管理者の地位にある者という前に、容認という言葉をごらん願いたいと思うのですが、命じた場合におきましては教唆になる場合が多いから異議がないので、刑法総則をもう一ぺん書き直したという点に近い点があると思うのですけれども、独立犯とした点が一つございますけれども、そういう今の御設例のような場合に、当該の人が容認しておったかどうかということが、まず問題の要点だと思います。そういうふうに過労になることを百も知りつつ、なおかつやっておったということになれば、まず容認になりますので、そういう点において有罪ということが言えましょう。その次には管理者の地位になるわけですが、そういう運行というものを現実に管理するという人間を念頭においたならば、これは必ずしも単数たることを要しないのでありまして、現実に直接運行管理する地位にある人であります場合におきましては、その人はその責任を負うということに相なるだろうと思うのであります。お答えといたしましては、御設例のような場合においては、ずっと全体のしかけとして容認のしようもないという場合におきましては無罪になりますが、その人たちが容認しておるというふうに考えられる場合におきましては責任を問われる、こういうことに相なろうかと思います。

○井岡委員 非常に長ったらしいことを言っていただいたけれども、結局は要点をつかんでない。それはここに書いてある第六十六条の「過労運転等の禁止」ということで、自分は過労だとわかっておるのです。自分は過労だとわかっておるけれども、客観的にそういういろいろな条件の中からやらざるを得ない条件が生まれてきているわけです。しかも、この第六十六では「してはならない」のですから、運転者の個人がこれは対象になるわけですね、そうでしょう。だから今までいろいろな大きなバス事故が起こっているあれを調べておいでになったらおわかりになると思うのです。ほとんどがいわゆる過労からくる運転のなにが多いわけです。そこで私は、幸い第七十五条を作られたんだろうと思って理解しておったんです。ところが今のお話を聞いておると、さっぱりわかったようなわからぬような、しかも私は具体的に例を出している。労働協約の中では八時間ということを規定し、そして一週間のオーバー・タイムに何時間ということを認める、こうやっている。だから、全く二十四時間運行しているのですから、前の日の八時に出て、あくる日の晩の八時に帰ってくる。これは二十四時間以上の勤務をしているわけです

ね。かなり長い勤務をしているわけです。そういう条件の中でやってはいかぬ、従って二日なり三日なり休まさなければならぬ。ところが、これは休ましておったのでは、現実にはそこのそういう週期的ななにからくると、採算等のことがあってやれないだろう、こういう問題も出てくるわけです。だから週期的にオーバー・タイムの問題を具体的に協議してきめている。だからこの法では、オーバー・タイムをやったって会社の社長さんには何の責任もないのです。労務部長さんにも何の責任もない。人事課長さんにも責任はない。この法からくる責任というものは現場の係員ですよ。運輸省のいう個々の運行管理者ですよ。今度運輸省がやられるわけですね。路線等いろいろなことをやられる個々の管理者、こういう管理者が現実に追われてやっているわけです。従って、処分はその営業体からくるものでなくて、あるいは営業者としての政策からくるものでなくて、現場の運転者と――自分は六十六条で運転してはならないのだが、これは運転しちゃったから、これはこれとしていかない。そうして全く係員である小者が処分をされていったというのが今までの大きな事故の実態なのです。だからせっかくこれをこしらえられたのであれば、もう少しこれを、刑事局長の言うように持って回ったものを言うのでなくて、直截に、こういう場合にはこうだということの規定をなさらなければ、円滑という初めの法案全体を含めた問題にならないじゃないか。私は、皆さんがいろいろ聞かれて、運行のいわゆる円滑ということを聞いておりました。説明にも聞いておりますけれども、この問題があるからもう一度あらためて聞いたわけです。だから、そんな持って回してものを言わないで、こうだということを直截にしてもらわなければ、こんな法を幾ら作ってみたって、抜け道を考える人間は幾らでも抜け道を考える。この点をもう一度……。

○中川政府委員　持って回ったことをお答えしたと申されるのですけれども、まず運行管理者というものは現実に把握できるわけですね。運行管理者が容認しているという行為があれば、運行管理者はその刑事責任を負う。運行管理者が刑事責任を一たび負えば、今度は事業主が知っていようといまいと、両罰規定で雇用主の方は罰せられる。こういう意味において明確なのです。私が持って回ったと言われる要点は、当該行為の場合において、直接運行を管理する地位にある者が全く知らないような状態であった場合においてはやむを得ない。知ってそういうことを容認しておったということが証明されないと、その人を罰するのは無理であろうということを申し添えたことがありましょうけれども、この容認するという行為を証明しないと、やはりこの刑罰目的も達成できませんし、全体の交通の安全と危険防止をはかるために関係者の責任を明確に表わそうという法目的も実現できませんので、容認するという行為があった以上、しかもその運行を直接管理する地位にある者が容認した以上、今度は雇用主はその事実を知っていようといまいと、両罰規定によってどんぴしゃりと刑罰を受ける。こういうことによって明確だろうと思うのですが、御了承いただきたいと思います。

○井岡委員　そうすると、一方の方は六十六条の方で、自分は平常な状態でないということで運転者は拒否ができるわけです。しかし現実にはできないのです。この点をはっきり理解してもらわないと問題が起こるのです。そうしてこの方については非常に大きな刑罰を受けるわけです。片方の七十五条のあなたの言うことについては、第百十九条でわずか三カ月以下三万円以下の罰金なんです。状態としては、こちらのそういう条件に追い込んでいる、その条件を持っておる方にウエートを置かないで、いわゆる雇用されておる者の方に大きな罰則がきて、しかもそれはどうしてもやらなければいけない状態の中でなんです。しかも大体三万円くらいの罰金、これもほとんどないですよ。今までほとんどまん中の辺か一番下の方でとまってしまっている。そうして大きなところはごそっごそっと抜けてしまう。日本の政治はそういうものらしい。しかし今度は画期的なほんとうに新しい法律を作ったんだと言われるのなら、これらの問題についてもう少しやはり考えていただく必要があるのではないか。これは地方行政委員会の方にまかせはしますけれども、私は法の均衡から考えて、とうていこれは合致したものではない、こういうふうに理解いたします。

○中川政府委員　まずお答えいたしたいのですが、現在こういったものについて取り締まりがルーズじゃないかとおっしゃる点は、現行法では、今問題になっております七十五条のような規定がございませんので、それで御指摘のようになっておるということを私たちも認めます。そういう実情ではよくないので、今度は七十五条という新しい規定を作りましたので、この新しい規定の施行後は御期待に沿うようにできるのではないか、こういうのがお答えの一つ。

それからもう一つは、法定刑が片方は五万円で片方は三万円だが、そのつり合いがとれないじゃないかという御指摘であります。私どもはそういう点を十分研究いたしたのでありますが、やはり刑事罰というのは責任関係を明確にして、それに対応する責任をはっきりするというようなことが目的でございます。容認という行為と教唆という行為とは、教唆行為の方が強くて、容認という行為が弱いことは当然であります。教唆であれば五万円、容認であれば三万円にならざるを得ない、こういう宿命に相なろうかと存ずるのであります。

○井岡委員　問題は、三万円がいいとか五万円がいいとか言っているのではないのですよ。いわゆるそういうことによって交通保安という大目的が達せられるかどうかということを言っておるのです。そのことによってたくさんの人が一ぺんに死んでしまうのですよ。会社はなるほどそのことによって賠償責任を負うでしょう。こういう点からいって痛手があるということは言えるでしょう。同時にまた、そういう会社に対しての客数というものが減ってくるということで、いわゆる社会的打撃を受けるということも言えるでしょう。言えるけれども、せっかくこしらえられるのだったら、もう少しそれらの問題は具体的にできないような方法をおとりになることがいいんじゃないか。単に刑事技術とか法律技術だけの問題としてこの問題を取り上げられるなら、これは取り締まり法としてこしらえて現在やっていけるわけなんです。現在取り締まり法としていろいろ規則なり規定なりをこしらえてやっておられるわけです。それを全部ここへ集められて集大成されたわけです。ですから、この機会にやはりそういう問題をお考えになる必要があるのじゃないか、こう申し上げている。これらの問題は地方行政委員会の方におまかせいたしますが、実態はこういうことなんです。従ってこの管理者というものについての考え方を明確にしてもらわないと、こういう不特定多数のようなことにしてもらっておったんでは、これは、抜け道が出てくる、こういうことなんです。

○中川政府委員　われわれは実体を押えて抜け道ができないようにこういう法律を作ったんです。たとえばよくあることですが、届け出をした者が責任者ということになりますと、全く罰金を受けることを商売にするやつができて、届け出制によって実体が抜けてしまう事例が過去において多いのです。それで届け出制度の抜け道を防止する目的をもちまして、社会的実態に即して、運行を直接管理する地位にある者を認定することによってその実体の抜け道を防ごう、こういう趣旨であることを御了承いただきたいことが一つ。それからもう一つは、ただいまの御発言者の御指摘を実現する目的をもちまして七十五条を置き、しかもこれに両罰規定を置いて、両罰規定は無過失責任ということになっておりますので、無過失責任を加えることによっ

て、先生の御指摘は改正後は完全に実行できる、こういう自信を持っております。

○井岡委員　私は刑事局長と議論をしようと思いませんけれども、不特定多数によって防止できるのだというのですけれども、不特定多数の防止法というのは実際問題としてなかなかむずかしい。それよりも特定の人間を置いておくということでなければ、そういうダイヤ運転は運行管理者としては責任を持つことができない、こういうことが言えるわけです。この点は局長と議論しようとは思わないけれども、十分やはり検討してもらいたいと思う。長官にもう一度御答弁を願いたい。

○柏村政府委員　私も中川刑事局長と同じ見解を持ってはおりますが、先般来お話のございましたことにつきましては、またとくと検討して善処するようにしたいと思います。

○安井委員　関連質問。今の場合、井岡さんの言われるさっきの例でいいのですが、その不特定多数という問題ですね。たとえばそういうふうな疲労運転に入った場合、現場の係長がそれを容認した、あるいは命じた。それだけで済んだ場合は、その係長がこの運行管理者に当たるのですか。それとも、いろいろな場合がありますが、その人が課長の次席ぐらいの人に、実はこう聞いているのですが、どうでしょうと相談した、その人が認めた、また課長が認めた、あるいはもっと大きな問題で、もう少し上の立場の人に相談をした。そういういろいろの場合があるが、つまり一人だけが容認した場合と、その立場々々で相談した場合と二つに分けてお答え願いたい。

○中川政府委員　不特定多数という言葉は私は使わなかったのです。ただいま申し上げたのは、御質問によれば、○○会社において直接運行を管理する人がだれであるかを明瞭にせよというお話でございましたが、それは無理であろう、その人間を明瞭にすると、その人間をロボットにしてやるというケース等が出て参りますので、それは実態に沿わないという趣旨でお答えしたのです。

安井先生の御質問にお答えいたしますが、今の御説明によりますと、運行課長が大体運行を管理する地位にあるものと認められますが、そういう場合運行課長にまとめていいではないかということになりますと、運行課長をロボットにして、そこに置いておかないで容認し得ないようにしていると、この法文は空文になりますので、そういう場合には、次席がその現場にいる場合においては、その次席が運行管理の責任者であるということにしよう、こういう趣旨でございます。いずれにいたしましても直接運行を管理する地位にある者一人の違反事項について、一人だけで直ちに両罰規定が事業主にもかかる、こういうことです。相談した人間がそのかしたりあるいはその合議に参画したということになりますれば、共謀理論でこれは共謀したということになりまして、共謀の罪に問われる、こういうことになります。

○太田委員　私は運輸省に一つ今の論争に関連をいたしまして所見を伺いたい。あなたの方の今度の道路運送法の第二十五条の二によりまして、運行管理者を選任するということですが、これは安全運転のためにこれを採用する制度を作った。その仕事の内容、権限は運輸省令によって内容を定める。こういうことになっており、しかもそれが義務に違反した場合におきましては雇用者は解任しなさい、解任ということによって一つの処罰がかかっておりますが、こういう制度をお作りになった建前からいって、今道路交通法において運行を管理する者といういばく然たる対象者を考えての取締りの考え方と、あなたの方のお考えになっていることと、道路運送法と道路交通法との両方の違い、これがあると思っていらっしゃるか、同じであるか。あるいはそういう道路交通法の警察庁の考え方だと、道路運送法を施行する立場にある運輸省としては困ったことになるとお考えになるか、いやそれはけっこうだとお考えになるか、その今の論争を通ずる運輸省当局の見解というのを、一つ明らかにしていただきたい。

○國友政府委員　道路運送法で、運行管理者の規定を今度の改正案では入れることにいたしておりますが、この道路運送法にいいますところの運行管理者は、事業用自動車の運行指令についての全責任を負う者でありまして、これは、運輸省としては、具体的に全責任を負う人を任命させて、そしてそれに責任を負わせるという建前で、いろいろな仕事の内容については省令で規定するつもりでおりますが、一営業所ごとに一人任命して、その人が運行指令の全責任を持つということに考えておりますが、この道路交通法の方の車両等の運行を直接管理する地位にある者と申しますのは、単にその運行管理者のみならず、そのほかの者も含まれるのではないかと思っておりますが、その点、道路運送法にいいますところの運行管理者が、この道路交通法にいいますところの車両等の運行を直接管理する地位にある者になる場合が相当多いと思いますが、ただ、それ以外に、私どもの方で観念いたしておりまする運行管理者の補助者等も、この道路交通法の方で申しますと、第七十五条に規定する地位にある者ということになると考えるのでございます。この点、運輸省の立場から、道路交通法の改正について適切と思うかどうかということに関しましては、私どもも、この規定を検討いたしましたが、これは警察庁とも打ち合わせて、この規定を入れることはけっこうであるということを回答しております次第でございます。

○太田委員　そうなりますと、大へんな問題が起きると思うのです。柏村長官にお尋ねをいたしますが、今國友局長は、道路運送法第二十五条の二の運行管理者という地位にあるこの指名された人は全責任を負うのだという、このことははっきりしてしまいますね。そうすると、今の中川局長の考えておられる対象者と違ってくるのです。全責任を運輸省は負わせておるのに、その責任を持っておる者はまだほかにあるというような考え方は、運輸省の制度というものをないがしろにしたものであるから、意見が一致するはずがないのです。

それからもう一つ、運行管理者の運輸省令の内容というのは、今お話しになりませんでしたが、運輸委員会の議事録を拝見をいたしますると、ちょうどこちらの道路交通法上の運行を管理する者の責任というようなものと同じようなものが向こうに入っているのですよ。薬物の影響、過労の者に運転させてはならない、そういうことが省令の中に盛られることになっている。してみますると、運輸省の考えておりますところの運行管理者、これは運輸省が陸運局で教習をして、各営業所、事業所に配置するのでしょう。いわゆる天下ごめんの全責任者ですからね。それがどうしても私は、この七十五条の運行を管理する者に、原則としてならなくちゃならないと思う。それらをはっきり、柏村長官にいたしましても、中川局長にしても、おっしゃらなければならぬと思う。そうしませんと、あなたたちは、道路運送法、運輸省の管轄の法律の方は運輸省さんだから、向こうの方でお考えになることで、われわれは簡単に参考に聞いておく程度ということで、あまり深く検討されておらないような感じがしてならないのですが、どうなんですか。一つ柏村長官に明確にその辺の所感を承っておきたいと思うのです。中川局長でもいいです。

○中川政府委員　われわれは、道路運送法の一部改正法律案の第二十五条の二の条文はよく知っております。よく知っておりまして、しかも申し上げているのですが、どういうことかと申しますと、運輸省の方でおやりになることにつきましては、これは道路運送法でございますので、まず事業用自動車の運行ということにならざるを得ない。私の方で提案しております道路交通法は、事業用につきましても自家用につきましても、いずれにも適用がございますということが一つ。それから私の方の道路交通法のうちの事業用の場合については、大体一緒になるん

じゃなかろうかという御意見でございますが、大体一緒になるであろうという御意見につきましては、そのように考えておるのでございます。なぜ同じ言葉を用いなかったかということでございますが、同じ言葉を用いなかった理由は、道路運送法の適用の幅と、それから道路交通法の適用の幅が違うということが一つと、それから道路運送法の方は、事業監督を中心にいたしておりますので、選任をして、こういう手続を規定いたすということはむしろ当然でございますので、そういう手続に基づいて事業監督が行なわれているということは、行政監督の効率を発揮するゆえんであろうと存じまして、敬意を表するわけでございますが、私どもの方の七十五条につきましては、それは刑事罰を伴う規定でございますので、その実態を中心に書かざるを得ない。実態を中心に書きますと、こういう言葉にならざるを得ない。こういう言葉になりますが、実態をよく詮議しますと、多くの場合――脱法の意思その他でやっている場合は別でございますが、多くの場合一致するということは御指摘の通りでございます。

○**井岡委員**　事業監督の条文と刑事罰の条文と違う、こういう話ですが、道路交通法は一般的なものだ、これはわかっておりますが、たとえば、私が申し上げているのは、事業監督の場合における運行管理者あるいは車両管理者というものはどういうものか、こう聞いているのですから、そこのところをやはり間違わないようにしていただきたい、こう思うのです。ですから、一般論としてあなたのおっしゃることについてどうこうでなく、特定の問題を提議して、こういう場合にはどうなるのだ、こう聞いている。だから一般論でお話をなさろうと、それから事業監督だからといって敬意を表してもらうのはけっこうですが、敬意を表してもらう問題は同じであって、そうして同じ問題について食い違いが起こっているようなことは困るじゃないか、こういうことを申し上げておる。だからこの点はもう少し整理をしてもらいたい、こう思うのです。同時に、当然これらのことについてのいわゆる内部規定等が設けられると思うのですが、この点はいかがですか、もうこのままですか。

○**木村(行)政府委員**　この道交法案が通過いたしましたならば、いろいろ第一線で、これに応じて規則を作りましたり、あるいは指導や取り締まりの方針をきめなければならない。それに応じまして、中央におきましても準則といいますか、いろいろな解釈などを精密にいたしまして、第一線に指示いたしたい。

○**井岡委員**　その場合、そのいわゆる準則といいますか、内規といいますか、そういうものができましたら一つお出しをいただきたい、こう思います。これをお願いしておきます。

○**木村(行)政府委員**　承知しました。

○**井岡委員**　それから、もう時間もかなり過ぎておりますから一点だけ運輸省に伺います。先ほどお聞きになりましたように、かなり違うわけですが、あなた方の場合は事業者の方を主としておやりになる。ところが、今までの運輸委員会における答弁では、非常にこれは軽微なものだ、こういうようにお考えになっておられるようですが、その軽微からくる一つの事故が起こった場合、これは非常にやっかいなものが出てくる、こう思うのです。ですから、この点は警察庁の方と十分打ち合わせをしていただいて、業務上における運行管理者のいわゆる業務内容、こういうものを統一してもらわないと、現実の問題として、事業者等にはどれが――片方は運輸省の道路運送法に基づく運行管理者と思っておったところが、こちらの方では道交法に基づく運行管理者になっちゃって困ってくる場合があると思うのですが、こういう点で一つ御協議いただく用意があるかどうか、お伺いしたい。

○**國友政府委員**　道路運送法に規定します運行管理者につきましては、道路運送法上の条文に基づきまする道路運送法上の義務を規定していくつもりでおりますが、今ここの質疑応答の間にも、運行管理者という言葉が、道路運送法上の運行管理者と道路交通法上の運行管理者という言葉で扱われておるような傾向もありましたので、それらの点に関しましては、今後道路運送法の運用につきましても、あるいは道路交通法の運用につきましても、私の方と警察庁の方で十分打ち合わせをしていきたいと思っております。

○**井岡委員**　あと一点だけ簡単にお伺いをいたしたいと思います。この提案説明の中にも書いてあるのですが、公安委員会が区間、期間の短いものについては警察署長に委任する、大体この区間、期間というものはどのくらいをお考えになっているか、この点を一つお伺いしたい。

○**内海説明員**　期間はごく短い期間のものでありまして、具体的に申しますと、公安委員会は、大体各県の状態を見ますと一週間ごとに開催いたしておりますので、そういうふうな公安委員会の開催を待ついとまのない期間、従いまして最大限をとりましても六日以内という期間になろうと思います。それから区間につきましては、原則といいますか、当然警察署長の管轄する区域内というものがまず大原則であります。さらにその中におきまして区域を局限していく考えをとっております。

○**飯塚委員長代理**　ほかに御質疑はありませんか。――なければこれにて本連合審査会を閉じます。

午後一時二十二分散会

昭和三十五年五月十三日印刷
昭和三十五年五月十四日発行
衆議院事務局
印刷者　大蔵省印刷局

第三十四回国会
衆議院

地方行政委員会運輸委員会連合審査会議録　第一号(その二)

〔本号(その一)参照〕

道路交通法案

道路交通法

目次

第一章　総則(第一条―第九条)
第二章　歩行者の通行方法(第十条―第十五条)
第三章　車両及び路面電車の交通方法
第一節　通則(第十六条―第二十一条)
第二節　速度(第二十二条―第二十四条)
第三節　横断等の禁止(第二十五条)
第四節　追越し等(第二十六条―第三十二条)
第五節　踏切の通過(第三十三条)
第六節　交差点における通行方法等(第三十四条―第三十八条)
第七節　緊急自動車等(第三十九条―第四十一条)
第八節　徐行及び一時停止(第四十二条・第四十三条)
第九節　停車及び駐車(第四十四条―第五十一条)
第十節　燈火及び合図(第五十二条―第五十四条)
第十一節　乗車、積載及び牽引(第五十五条―第六十一条)
第十二節　整備不良車両の運転の禁止等(第六十二条・第六十三条)
第四章　運転者及び雇用者等の義務
第一節　運転者の義務(第六十四条―第七十一条)
第二節　交通事故の場合の措置等(第七十二条・第七十三条)
第三節　雇用者等の義務(第七十四条・第七十五条)
第五章　道路の使用等
第一節　道路における禁止行為等(第七十六条―第八十条)
第二節　危険防止等の措置(第八十一条―第八十三条)
第六章　自動車及び原動機付自転車の運転免許
第一節　通則(第八十四条―第八十七条)
第二節　免許の申請等(第八十八条―第九十一条)
第三節　免許証等(第九十二条―第九十五条)
第四節　運転免許試験(第九十六条―第百条)
第五節　免許証の更新等(第百一条・第百二条)
第六節　免許の取消し、停止等(第百三条―第百七条)
第七章　雑則(第百八条―第百十四条)
第八章　罰則(第百十五条―第百二十四条)
附則

第一章　総則

(目的)

第一条　この法律は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図ることを目的とする。

(定義)

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　道路　道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第二条第一項に規定する道路、道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第二条第八項に規定する自動車道及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。

二　歩道　歩行者の通行の用に供するため縁石線又はさくその他これに類する工作物によつて区画された道路の部分をいう。

三　車道　車両の通行の用に供するため縁石線又はさくその他これに類する工作物によつて区画された道路の部分をいう。

四　横断歩道　道路標識及び道路標示により歩行者の横断の用に供するための場所であることが示されている道路の部分をいう。

五　交差点　十字路、丁字路その他二以上の道路が交わる場合における当該二以上の道路(歩道と車道の区別のある道路においては、車道)の交わる部分をいう。

六　安全地帯　路面電車に乗降する者若しくは横断している歩行者の安全を図るため道路に設けられた島状の施設又は道路標識及び道路標示により安全地帯であることが示されている道路の部分をいう。

七　車両通行区分帯　車両が定められた通行の区分に従い道路の定められた部分を通行すべきことが道路標示により示されている場合における当該道路標示により示されている道路の部分をいう。

八　車両　自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。

九　自動車　原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、原動機付自転車以外のものをいう。

十　原動機付自転車　総理府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車をいう。

十一　軽車両　自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車(そり及び牛馬を含む。)であつて、小児用の車以外のものをいう。

十二　トロリーバス　架線から供給される電力により、かつ、レールによらないで運転する車をいう。

十三　路面電車　レールにより運転する車をいう。

十四　信号機　人力又は電気により操作され、かつ、道路の交通に関し、文字又は燈火により進め、注意、止まれ又はその他の信号を表示する装置をいう。

十五　道路標識　道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示板をいう。

十六　道路標示　道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示で、路面にえがかれた道路鋲、ペイント、石等による線、記号又は文字をいう。

十七　運転　道路において、車両又は路面電車(以下「車両等」という。)をその本来の用い方に従つて用いることをいう。

十八　駐車　車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること(貨物の積卸しのための停止で五分をこえない時間内のもの及び人の乗降のための停止を除く。)、又は車両等が停止し、かつ、当該車両等の運転をする者(以下「運転者」という。)がその車両等を離れて直ちに運

転することができない状態にあることをいう。

十九　停車　車両等が停止することで駐車以外のものをいう。

二十　徐行　車両等が直ちに停止することができるような速度で進行することをいう。

二十一　追越し　車両が他の車両等に追いついた場合において、その進路を変えてその追いついた車両等の側方を通過し、かつ、当該車両等の前方に出ることをいう。

（自動車等の種類）

第三条　自動車は、総理府令で定める車体の大きさ及び構造並びに原動機の大きさを基準として、大型自動車、普通自動車、特殊自動車、自動三輪車、自動二輪車（側車付きのものを含む。以下同じ。）及び軽自動車に区分する。

2　原動機付自転車は、総理府令で定める車体の構造及び原動機の大きさを基準として、第一種原動機付自転車及び第二種原動機付自転車に区分する。

（信号機の設置等）

第四条　都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）又はその委任を受けた者は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、信号機を設置し、及び管理することができる。

2　道路を通行する歩行者（小児用の車を含む。以下同じ。）又は車両等は、信号機の表示する信号に従わなければならない。

3　信号機の表示する信号の意味その他信号機について必要な事項は、政令で定める。

（警察官の手信号等に従う義務）

第五条　道路を通行する歩行者又は車両等は、交通整理のため行なう警察官の手信号その他の信号（以下「手信号等」という。）に従わなければならない。

2　警察官は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特に必要があると認めるときは、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等をすることができる。この場合において、歩行者又は車両等は、当該警察官の手信号等に従わなければならない。

3　前二項の手信号等の意味は、政令で定める。

（混雑緩和の措置）

第六条　警察官は、車両等の通行が著しく停滞したことにより道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合において、当該道路における交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、その現場における混雑を緩和するため必要な限度において、その現場に進行してくる車両等の通行を禁止し、若しくは制限し、その現場にある車両等の運転者に対し、当該車両等を後退させることを命じ、若しくは第三章第一節、第三節若しくは第六節に規定する通行方法と異なる通行方法によるべきことを命じ、又はその現場にある関係者に対し必要な指示をすることができる。

（通行の禁止及び制限）

第七条　公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、当該道路につき、区間を定めて、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。

2　公安委員会は、政令で定めるところにより、前項の禁止又は制限のうち区間又は期間の短いものを警察署長に行なわせることができる。

3　警察官は、道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、当該道路につき、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。

（道路の管理者に対する通知）

第八条　公安委員会又は警察署長は、道路法による道路について、前条第一項又は第二項の規定により通行を禁止し、又は制限しようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に禁止又は制限の対象、区間、期間（期間を定めないときは、禁止又は制限の始期）及び理由を通知しなければならない。緊急を要する場合で、あらかじめ、当該道路の管理者に通知するいとまがなかつたときは、事後において、すみやかにこれらの事項を通知しなければならない。

（道路標識等の設置等）

第九条　公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、道路標識又は道路標示（以下この条及び第七十六条において「道路標識等」という。）を設置することができる。

2　この法律の規定により公安委員会が行なう禁止、制限又は指定のうち政令で定めるものは、政令で定めるところにより、道路標識等を設置して行なわなければならない。第十二条第一項の規定により横断歩道を設ける場合又は第二十条第一項の規定により車両通行区分帯を設ける場合も、同様とする。

3　道路標識等の種類、様式、設置場所その他道路標識等について必要な事項は、総理府令・建設省令で定める。

第二章　歩行者の通行方法

（通行区分）

第十条　歩行者は、歩道と車道の区別のない道路においては、道路の右側端に寄つて通行しなければならない。

2　歩行者は、歩道と車道の区別のある道路においては、次の各号に掲げる場合を除き、歩道を通行しなければならない。

一　車道を横断するとき。

二　道路工事等のため歩道を通行することができないとき、その他やむを得ないとき。

（行列等の通行）

第十一条　学生生徒の隊列、葬列その他の行列（以下「行列」という。）及び歩行者の通行を妨げるおそれのある者で、政令で定めるものは、前条第二項の規定にかかわらず、歩道と車道の区別のある道路においては、車道をその右側端に寄つて通行しなければならない。

2　前項の政令で定める行列以外の行列は、前条第二項の規定にかかわらず、歩道と車道の区別のある道路において、車道を通行することができる。この場合においては、車道の右側端に寄つて通行しなければならない。

3　警察官は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、第一項の行列の指揮者に対し、区間を定めて当該行列が道路又は車道の左側端に寄つて通行すべきことを命ずることができる。

（横断歩道及び横断の方法）

第十二条　公安委員会は、歩行者の横断の安全を図るため、横断歩道を設けることができる。

2　歩行者は、道路を横断しようとするときは、前項の横断歩道がある場所の附近においては、その横断歩道によつて道路を横断しなければならない。

3　歩行者は、斜めに道路を横断してはならない。

（横断の禁止の場所）

第十三条　歩行者は、車両等の直前又は直後で道路を横断してはなら

ない。ただし、横断歩道によつて道路を横断するとき、又は信号機の表示する信号若しくは警察官の手信号等に従つて道路を横断するときは、この限りでない。

2　歩行者は、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めて指定した道路の区間においては、道路を横断してはならない。

(目が見えない者、幼児等の保護)

第十四条　目が見えない者(目が見えない者に準ずる者を含む。以下同じ。)は、道路を通行するときは、白色に塗つたつえを携えていなければならない。

2　目が見えない者以外の者(耳がきこえない者を除く。)は、白色に塗つたつえを携えて道路を通行してはならない。

3　児童(六歳以上十三歳未満の者をいう。以下同じ。)若しくは幼児(六歳未満の者をいう。以下同じ。)を保護する責任のある者は、交通のひんぱんな道路又は踏切若しくはその附近の道路において、児童若しくは幼児に遊戯をさせ、又は自ら若しくはこれに代わる監護者が付き添わないで幼児を歩行させてはならない。

(通行方法の指示)

第十五条　警察官は、第十条、第十二条第二項若しくは第三項又は第十三条の規定に違反して道路を通行している歩行者に対し、当該各条に規定する通行方法によるべきことを指示することができる。

第三章　車両及び路面電車の交通方法

第一節　通則

(通則)

第十六条　道路における車両及び路面電車の交通方法については、この章の定めるところによる。

2　この章の規定の適用については、自動車又は原動機付自転車により他の車両を牽引する場合における当該牽引される車両は、その牽引する自動車又は原動機付自転車の一部とする。

(通行区分)

第十七条　車両は、歩道と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に出入するためやむを得ないときは、歩道を横断することができる。

2　前項ただし書の場合において、車両は、歩道に入る直前で一時停止し、かつ、歩行者の通行を妨げないようにしなければならない。

3　車両は、道路(歩道と車道の区別のある道路においては、車道。以下この章において同じ。)の中央(軌道が道路の側端に寄つて設けられている場合においては、当該道路の軌道敷を除いた部分の中央。以下この章において同じ。)から左の部分(以下「左側部分」という。)を通行しなければならない。

4　車両は、次の各号に掲げる場合においては、前項の規定にかかわらず、道路の中央から右の部分(以下「右側部分」という。)を通行することができる。この場合において、車両は、第一号に掲げる場合を除き、できる限り道路の中央に寄つて通行しなければならない。

一　当該道路において一定の方向にする車両の通行が禁止されているとき。

二　当該道路の左側部分の幅員が当該車両の通行のため十分なものでないとき。

三　当該車両が道路の損壊、道路工事その他の障害のため当該道路の左側部分を通行することができないとき。

四　当該道路の左側部分の幅員が三メートルに満たない道路において、他の車両を追い越そうとするとき(当該道路の右側部分を見とおすことができ、かつ、反対の方向からの交通を妨げるおそれがない場合に限る。)。

五　公安委員会が、勾配の急な道路のまがりかど附近について、当該道路における交通の危険を防止するため特に必要があると認めて区間及び通行の方法を指定した場合において、当該車両が当該指定に従い通行するとき。

5　車両は、安全地帯に入つてはならない。

(通行の優先順位)

第十八条　車両相互の間の通行の優先順位は、次の順序による。

一　自動車(自動二輪車及び軽自動車を除く。)及びトロリーバス

二　自動二輪車及び軽自動車

三　原動機付自転車

四　軽車両

2　前項第一号に掲げる自動車及びトロリーバス相互の間、同項第二号に掲げる自動車相互の間又は同項第三号に掲げる原動機付自転車相互の間の通行の優先順位は、第二十二条第一項の規定に基づく政令又は軌道法(大正十年法律第七十六号)第十四条(同法第三十一条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づく命令で定める最高速度の順序による。

(並進する場合の通行区分)

第十九条　当該道路の左側部分の幅員が三メートルをこえる道路においては、自動車(自動二輪車及び軽自動車を除く。)及びトロリーバスは当該道路の中央寄り又は左側部分の中央を、自動二輪車、軽自動車及び原動機付自転車は当該道路の左側部分の中央を、軽車両は当該道路の左側端寄りを、それぞれ通行しなければならない。ただし、追越しをするとき、第二十七条若しくは第四十条第二項の規定により一時進路を譲るとき、第三十四条第一項、第二項若しくは第三項の規定により道路の左側若しくは中央に寄るとき、又は第四十条第一項の規定により道路の左側に寄るときは、この限りでない。

(車両通行区分帯)

第二十条　公安委員会は、車両の交通の円滑を図るため政令で定める基準により、車両通行区分帯を設けることができる。

2　車両は、車両通行区分帯の設けられた道路においては、前条の規定にかかわらず、車両通行区分帯について政令で定める通行の区分に従い、当該車両通行区分帯を通行しなければならない。

3　公安委員会は、交通の状況により特に必要があると認めるときは、車両通行区分帯について前項の政令で定める通行の区分と異なる通行の区分を指定することができる。この場合において、車両は、当該通行の区分に従い、当該車両通行区分帯を通行しなければならない。

4　車両は、追越しをするとき、第三十四条第一項、第二項若しくは第三項の規定により道路の左側若しくは中央に寄るとき、第四十条第二項の規定により一時進路を譲るとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、第二項及び前項後段の規定によらないことができる。

(軌道敷内の通行)

第二十一条　車両(トロリーバスを除く。以下この条及び次条において同じ。)は、左折し、右折し、横断し、若しくは転回するため軌道敷を横切る場合又は危険防止のためやむを得ない場合を除き、軌道敷内を通行してはならない。

2　車両は、次の各号に掲げる場合においては、前項の規定にかかわらず、

らず、軌道敷内を通行することができる。この場合において、車両は、路面電車の通行を妨げてはならない。

一　当該道路の左側部分から軌道敷を除いた部分の幅員が当該車両の通行のため十分なものでないとき。

二　当該車両が、道路の損壊、道路工事その他の障害のため当該道路の左側部分から軌道敷を除いた部分を通行することができないとき。

三　公安委員会が、交通のひんぱんな道路について、当該道路における車両の通行の円滑を図るため特に必要があると認めて場所及び必要に応じて時間又は通行の方法を指定した場合において、もつぱら人を運搬する構造の普通自動車が当該指定に従い通行するとき。

3　軌道敷内を通行する車両は、後方から路面電車が接近してきたときは、当該路面電車の正常な運行に支障を及ぼさないように、すみやかに軌道敷外に出るか、又は当該路面電車から必要な距離を保つようにしなければならない。

第二節　速度

(車両の最高速度)

第二十二条　車両が道路を通行する場合の最高速度は、政令で定める。

2　公安委員会は、区域又は道路の区間を指定し、当該区域内の道路又は当該道路の区間を通行する車両について、前項の規定に基づく政令で定める最高速度と異なる最高速度を定めることができる。この場合において、前項の規定に基づく政令で定める最高速度をこえる最高速度を定めようとするときは、公安委員会は、当該道路の管理者の意見をきかなければならない。

(路面電車等の最高速度)

第二十三条　公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため特に必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、当該区域内の道路又は当該道路の区間を通行する路面電車又はトロリーバスについて、軌道法第十四条の規定に基づく命令で定める最高速度をこえない範囲内で、これと異なる最高速度を定めることができる。

(最低速度)

第二十四条　自動車が、高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第四条第一項に規定する道路をいう。以下同じ。)を通行する場合の最低速度は、政令で定める。

2　公安委員会は、道路における交通の円滑を図るため特に必要があると認めるときは、道路(高速自動車国道を除く。)の区間を指定し、当該道路の区間を通行する自動車について、最低速度を定めることができる。

第三節　横断等の禁止

(横断等の禁止)

第二十五条　車両は、歩行者又は他の車両等の正常な交通を妨害するおそれがあるときは、横断し、転回し、又は後退してはならない。

2　公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特に必要があると認めるときは、道路の区間を指定し、当該道路の区間における車両の横断、転回又は後退を禁止することができる。

第四節　追越し等

(車間距離の保持)

第二十六条　車両等は、同一の進路を進行している他の車両等の直後を進行するときは、その直前の車両等が急に停止したときにおいてもこれを追突するのを避けることができるため必要な距離を、これから保たなければならない。

(進路を譲る義務)

第二十七条　車両(道路運送法第三条第二項第一号に掲げる一般乗合旅客自動車運送事業又は同条第三項第一号に掲げる特定旅客自動車運送事業の用に供する自動車(以下「乗合自動車」という。)及びトロリーバスを除く。)は、車両通行区分帯の設けられた道路を通行する場合を除き、第十八条に規定する通行の優先順位(以下「優先順位」という。)が先である車両に追いつかれ、かつ、道路の中央との間にその追いついた車両が通行するのに十分な余地がない場合においては、道路の左側に寄つてこれに進路を譲らなければならない。優先順位が同じであるか又は後である車両に追いつかれ、かつ、道路の中央との間にその追いついた車両が通行するのに十分な余地がない場合において、その追いついた車両の速度よりもおそい速度で引き続き進行しようとするときも、同様とする。

(追越しの方法)

第二十八条　車両は、他の車両を追い越そうとするときは、その追い越されようとする車両(以下この条及び次条において「前車」という。)の右側を通行しなければならない。

2　車両は、路面電車を追い越そうとするときは、当該車両が追いついた路面電車の左側を通行しなければならない。ただし、軌道が道路の左側端に寄つて設けられているときは、この限りでない。

3　前二項の場合においては、追越しをしようとする車両(以下次条において「後車」という。)は、反対の方向からの交通及び前車又は路面電車の前方の交通にも十分に注意し、かつ、前車又は路面電車の速度及び進路並びに道路の状況に応じて、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない。

(追越しを禁止する場合)

第二十九条　後車は、前方にある自動車又はトロリーバス(以下この条及び次条において「自動車等」という。)が他の自動車等と並進しているときは、追越しをしてはならない。

2　後車は、前車が他の自動車等を追い越そうとしているときは、追越しをしてはならない。

(追越しを禁止する場所)

第三十条　自動車等は、交差点、道路のまがりかど附近、上り坂の頂上附近、勾配の急な下り坂又は公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めて指定した場所においては、他の自動車等を追い越してはならない。

2　原動機付自転車又は軽車両は、前項の場所においては、原動機付自転車にあつては他の原動機付自転車又は自動車等を、軽車両にあつては他の車両を追い越してはならない。

(停車中の路面電車がある場合の停止又は徐行)

第三十一条　車両は、乗客の乗降のため停車中の路面電車に追いついたときは、当該路面電車の乗客が乗降を終わり、又は当該路面電車から降りた者で当該車両の前方において当該路面電車の左側を横断し、若しくは横断しようとしているものがいなくなるまで、当該路面電車の後方で停止しなければならない。ただし、路面電車に乗降する者の安全を図るため設けられた安全地帯があるとき、又は当該路面電車に乗降する者がいない場合において当該路面電車の左側に当該路面電車から一・五メートル以上の間隔を保つことができると

きは、徐行して当該路面電車の左側を通過することができる。

（割込み等の禁止）

第三十二条　車両は、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため、停止し、若しくは停止しようとして徐行している車両等又はこれらに続いて停止し、若しくは徐行している車両等に追いついたときは、その前方にある車両等の側方を通過して当該車両等の前方に割り込み、又はその前方を横切つてはならない。

第五節　踏切の通過

（踏切の通過）

第三十三条　車両等は、踏切を通過しようとするときは、踏切の直前で停止し、かつ、安全であることを確認した後でなければ進行してはならない。ただし、信号機の表示する信号に従うときは、踏切の直前で停止しないで進行することができる。

2　車両等は、踏切を通過しようとする場合において、踏切の遮断機が閉じようとし、若しくは閉じている間又は踏切の警報機が警報している間は、当該踏切に入つてはならない。

第六節　交差点における通行方法等

（左折又は右折）

第三十四条　車両は、左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側に寄り、かつ、徐行しなければならない。

2　自動車、第二種原動機付自転車又はトロリーバスは、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の中央に寄り、かつ、交差点の中心の直近の内側（公安委員会が交差点の状況により、特に必要があると認めて指定した場所においては、外側）を徐行しなければならない。

3　第一種原動機付自転車又は軽車両は、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側に寄り、かつ、交差点の側端に沿つて徐行しなければならない。

4　左折又は右折しようとする車両が、前三項の規定により、それぞれ道路の左側又は中央に寄ろうとして手又は方向指示器による合図をしたときは、その後方にある車両は、当該合図をした車両の進行を妨げてはならない。

（先入、先順位及び左方の車両等の優先）

第三十五条　車両等は、交通整理の行なわれていない交差点に入ろうとする場合において、既に他の道路から当該交差点に入つている車両等があるときは、当該車両等の進行を妨げてはならない。

2　車両は、交通整理の行なわれていない交差点に入ろうとする場合において、他の道路から同時に当該交差点に入ろうとしている路面電車又は優先順位が先である車両があるときは、当該車両等の進行を妨げてはならない。

3　車両は、交通整理の行なわれていない交差点に入ろうとする場合において、左方の道路から同時に当該交差点に入ろうとしている優先順位が同じである車両があるときは、当該車両の進行を妨げてはならない。路面電車が交通整理の行なわれていない交差点に入ろうとする場合において、左方の道路から同時に当該交差点に入ろうとしている路面電車があるときも、同様とする。

（広い道路にある車両等の優先）

第三十六条　車両等は、交通整理の行なわれていない交差点に入ろうとする場合において、その通行している道路の幅員よりもこれと交差する道路の幅員が明らかに広いものであるときは、徐行しなければならない。

2　前項の場合において、幅員が広い道路から当該交差点に入ろうとする車両等があるときは、車両等は、幅員が広い道路にある当該車両等の進行を妨げてはならない。

3　前項の場合において、幅員が広い道路を通行する車両等については、前条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

（直進及び左折車両等の優先）

第三十七条　車両等は、交差点で右折する場合において、当該交差点において直進し、又は左折しようとする車両等があるときは、第三十五条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該車両等の進行を妨げてはならない。

2　車両等は、交差点で直進し、又は左折しようとするときは、当該交差点において既に右折している車両等の進行を妨げてはならない。

（歩行者の保護）

第三十八条　車両等は、交通整理の行なわれている交差点で左折し、又は右折するときは、信号機の表示する信号又は警察官の手信号等に従つて道路を横断している歩行者の通行を妨げてはならない。

2　車両等は、交通整理の行なわれていない交差点又はその附近において歩行者が道路を横断しているときは、その歩行者の通行を妨げてはならない。

第七節　緊急自動車等

（緊急自動車の通行区分等）

第三十九条　緊急自動車（消防自動車、救急自動車その他政令で定める自動車で、当該緊急用務のため、政令で定めるところにより、運転中のものをいう。以下同じ。）は、第十七条第四項に規定する場合のほか、追越しをするためその他やむを得ない必要があるときは、同条第三項の規定にかかわらず、道路の右側部分をできる限り道路の中央に寄つて通行することができる。

2　緊急自動車は、第十九条の道路を通行するときは、同条の規定にかかわらず、当該道路の中央寄りを通行しなければならない。

3　緊急自動車は、法令の規定により停止しなければならない場合においても、停止することを要しない。この場合においては、他の交通に注意して徐行しなければならない。

（緊急自動車の優先）

第四十条　交差点又はその附近において、緊急自動車が接近してきたときは、路面電車は交差点を避けて、車両（緊急自動車を除く。以下この条において同じ。）は交差点を避け、かつ、道路の左側に寄つて一時停止しなければならない。

2　前項以外の場所において、緊急自動車が接近してきたときは、車両は、道路の左側に寄つて、これに進路を譲らなければならない。

（緊急自動車等の特例）

第四十一条　緊急自動車については、第二十九条、第三十条第一項並びに第三十四条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

2　前項に規定するもののほか、第六十八条の規定に違反する車両等を取り締まる場合における緊急自動車については、同条の規定は、適用しない。

3　もつぱら交通の取締りに従事する自動車で総理府令で定めるものについては、第十九条並びに第二十条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

第八節　徐行及び一時停止

（徐行すべき場所）

第四十二条　車両等は、交通整理の行なわれていない交差点で左右の見とおしのきかないもの、道路の

まがりかど附近、上り坂の頂上附近、勾配の急な下り坂又は公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めて指定した場所においては、徐行しなければならない。

（指定場所における一時停止）

第四十三条　交差点に入ろうとする車両等は、公安委員会が道路又は交通の状況により特に必要があると認めて指定した場所においては、一時停止しなければならない。ただし、当該交差点において交通整理が行なわれているときは、この限りでない。

第九節　停車及び駐車

（停車及び駐車を禁止する場所）

第四十四条　車両は、次の各号に掲げる道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。ただし、乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するときは、この限りでない。

一　交差点、横断歩道、踏切又は軌道敷内

二　交差点の側端又は道路のまがりかどから五メートル以内の部分

三　安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分

四　乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分（当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。）

五　踏切の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分

六　前各号に掲げるもののほか、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めて指定した場所

（駐車を禁止する場所）

第四十五条　車両は、次の各号に掲げる道路の部分においては、駐車してはならない。

一　勾配の急な坂

二　人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用の出入口から三メートル以内の部分

三　道路工事が行なわれている場合における当該工事区域の側端から五メートル以内の部分

四　消防用機械器具の置場若しくは消防用防火水槽の側端又はこれらの道路に接する出入口から五メートル以内の部分

五　消火栓又は消防用防火水槽の吸水口若しくは吸管投入孔から五メートル以内の部分

六　火災報知機から一メートル以内の部分

七　前各号に掲げるもののほか、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めて指定した場所

2　車両は、第四十八条第一項の規定により駐車する場合に当該車両の右側の道路上に三・五メートル以上の余地がないこととなる場所においては、駐車してはならない。ただし、貨物の積卸しを行なう場合で運転者がその車両を離れないとき、若しくは運転者がその車両を離れたが直ちに運転に従事することができる状態にあるとき、又は傷病者の救護のためやむを得ないときは、この限りでない。

（停車又は駐車を禁止する場所の特例）

第四十六条　車両は、公安委員会が、道路又は交通の状況により特に支障がないと認めて、第四十四条又は前条第一項の規定（第四十四条第一号及び第六号並びに前条第一項第一号、第六号及び第七号に係るものを除く。）による停車及び駐車を禁止する道路の部分又は駐車を禁止する道路の部分の一部について指定した場所においては、前二条の規定にかかわらず、停車し、又は駐車することができる。

（停車の方法）

第四十七条　車両は、人の乗降又は貨物の積卸しのため停車するときは、できる限り道路の左側端に沿い、かつ、他の交通の妨害とならないようにしなければならない。ただし、一定の方向にする車両の通行が禁止されている道路で公安委員会が指定した場所においては、道路の右側端に沿つて停車することができる。

（駐車の方法）

第四十八条　車両は、道路の左側端（歩道と車道の区別のない道路にあつては、道路の左側端から道路の中央に〇・五メートル寄つた線）に沿い、かつ、他の交通の妨害とならないように駐車しなければならない。

2　車両は、公安委員会が道路又は交通の状況により特に必要があると認めて指定した場所においては、前項の規定にかかわらず、当該場所について公安委員会が定める方法によつて駐車しなければならない。

（駐車時間の制限）

第四十九条　公安委員会は、道路又は交通の状況により特に必要があると認めるときは、場所を指定し、当該場所において同一の車両が引き続き駐車することができる時間を制限することができる。

（路上駐車場における停車又は駐車の禁止等）

第五十条　公安委員会は、駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第二条第一号の路上駐車場（以下この条において「路上駐車場」という。）が設けられている場所を第四十四条第六号又は第四十五条第一項第七号に掲げる停車及び駐車を禁止する場所又は駐車を禁止する場所として指定しようとするときは、期間を定めてしなければならない。

2　前項の場合において、公安委員会は、その指定しようとする旨及び指定の期間について、あらかじめ、当該路上駐車場を設置した道路の管理者である地方公共団体の意見をきかなければならない。緊急を要する場合で、あらかじめ、当該地方公共団体の意見をきくいとまがなかつたときは、事後において、すみやかに当該指定した旨及び指定の期間を通知しなければならない。

（違法駐車に対する措置）

第五十一条　車両（トロリーバスを除く。以下この条において同じ。）が第四十四条、第四十五条若しくは第四十八条の規定又は第四十九条の規定による公安委員会の処分に違反して駐車していると認められる場合において、当該車両が道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあるときは、警察官は、当該車両の運転者その他当該車両の管理について責任がある者（以下この条において「運転者等」という。）に対し、当該車両の駐車の方法を変更し、又は当該車両を当該駐車が禁止されている場所から移動すべきことを命ずることができる。

2　前項の場合において、当該車両が道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあり、かつ、現場に当該車両の運転者等がいないときは、警察官は、道路における交通の危険を防止し、又は交通の円滑を図るため必要な限度において、当該車両の駐車の方法の変更その他必要な措置をとり、又は当該車両が駐車している場所からの距離が五十メートルをこえない道路上の場所に当該車両を移動することができる。

3　前項の規定により車両の移動をしようとする場合において、当該車両が駐車している場所からの距離が五十メートルをこえない範囲の地域内の道路上に当該車両を移動する場所がないときは、警察官は、当該車両が駐車している場所を管轄する警察署長にその旨を報告しなければならない。

4　前項の報告を受けた警察署長は、第二項に規定する場所以外の場所に当該車両を移動することができる。この場合において、警察署長は、当該車両を保管しなければならない。

5　警察署長は、前項後段の規定により車両を保管したときは、当該車両の所有者又は使用者（以下この条において「所有者等」という。）に対し、保管を始めた日時及び保管の場所を通知する等すみやかに当該車両を所有者等に返還するため必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

6　前三項に規定する車両の移動、車両の保管、公示等に要した費用は、当該車両の返還を受けるべき所有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

第十節　燈火及び合図

（車両等の燈火）

第五十二条　車両等は、夜間（日没時から日出時までの時間をいう。以下この条において同じ。）、道路にあるときは、政令で定めるところにより、前照燈、車幅燈、尾燈その他の燈火をつけなければならない。政令で定める場合においては、夜間以外の時間にあつても、同様とする。

2　車両等が、夜間（前項後段の場合を含む。）、他の車両等と行き違う場合において、他の車両等の交通を妨げるおそれがあるときは、車両等の運転者は、政令で定めるところにより、燈火を消し、燈火の光度を減ずる等燈火を操作しなければならない。

（合図）

第五十三条　車両（自転車以外の軽車両を除く。）の運転者は、左折し、右折し、横断し、転回し、徐行し、停止し、後退し、又は同一方向に進行しながら進路を変えるときは、手、方向指示器又は燈火により合図をし、かつ、これらの行為が終わるまで当該合図を継続しなければならない。

2　前項の合図を行なう時期及び合図の方法について必要な事項は、政令で定める。

（警音器の使用等）

第五十四条　車両等（自転車以外の軽車両を除く。以下この条において同じ。）の運転者は、次の各号に掲げる場合においては、警音器を鳴らさなければならない。

一　左右の見とおしのきかない交差点、見とおしのきかない道路のまがりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上で公安委員会が指定した場所を通行しようとするとき。

二　山地部の道路その他曲折が多い道路について公安委員会が指定した区間における左右の見とおしのきかない交差点、見とおしのきかない道路のまがりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上を通行しようとするとき。

2　車両等の運転者は、法令の規定により警音器を鳴らさなければならないこととされている場合を除き、警音器を鳴らしてはならない。ただし、危険を防止するためやむを得ないときは、この限りでない。

第十一節　乗車、積載及び牽（けん）引

（乗車又は積載の方法）

第五十五条　車両の運転者は、当該車両の乗車のために設備された場所以外の場所に乗車させ、又は乗車若しくは積載のために設備された場所以外の場所に積載して車両を運転してはならない。ただし、もつぱら貨物を運搬する構造の自動車（以下次条及び第五十七条において「貨物自動車」という。）で貨物を積載しているものにあつては、当該貨物を看守するため必要な最小限度の人員をその荷台に乗車させて運転することができる。

2　車両の運転者は、運転者の視野若しくはハンドルその他の装置の操作を妨げ、後写鏡の効用を失わせ、車両の安定を害し、又は外部から当該車両の方向指示器、車両の番号標、制動燈、尾燈若しくは後部反射器を確認することができないこととなるような乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはならない。

3　車両に乗車する者は、当該車両の運転者が前二項の規定に違反することとなるような方法で乗車をしてはならない。

（乗車又は積載の方法の特例）

第五十六条　車両の運転者は、当該車両の出発地を管轄する警察署長（以下第五十八条までにおいて「出発地警察署長」という。）が当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況により支障がないと認めて積載の場所を指定して許可をしたときは、前条第一項の規定にかかわらず、当該車両の乗車又は積載のために設備された場所以外の場所で指定された場所に積載して車両を運転することができる。

2　貨物自動車の運転者は、出発地警察署長が道路又は交通の状況により支障がないと認めて人員を限つて許可をしたときは、前条第一項の規定にかかわらず、当該許可に係る人員の範囲内で当該貨物自動車の荷台に乗車させて貨物自動車を運転することができる。

（乗車又は積載の制限等）

第五十七条　車両（軽車両を除く。以下この項において同じ。）の運転者は、当該車両について政令で定める乗車人員又は積載重量若しくは積載容量の制限をこえて乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはならない。ただし、第五十五条第一項ただし書の規定により、又は前条第二項の規定による許可を受けて貨物自動車の荷台に乗車させる場合にあつては、当該制限をこえる乗車をさせて運転することができる。

2　公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めるときは、軽車両の乗車人員又は積載重量若しくは積載容量の制限について定めることができる。

3　貨物が分割できないものであるため第一項本文の政令で定める積載重量若しくは積載容量の制限又は前項の規定に基づき公安委員会が定める積載重量若しくは積載容量をこえることとなる場合において、出発地警察署長が当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況により支障がないと認めて重量又は容量を限つて許可をしたときは、車両の運転者は、第一項本文又は前項の規定にかかわらず、当該許可に係る重量及び容量の範囲

内で当該制限をこえる積載をして車両を運転することができる。

(制限外許可証の交付等)

第五十八条　出発地警察署長は、第五十六条又は前条第三項の規定による許可(以下この条において「制限外許可」という。)をしたときは、許可証を交付しなければならない。

2　前項の規定により許可証の交付を受けた車両の運転者は、当該許可に係る車両の運転中、当該許可証を携帯していなければならない。

3　制限外許可を与える場合において、必要があると認めるときは、出発地警察署長は、政令で定めるところにより、当該許可に危険を防止するため必要な条件を付することができる。

4　第一項の許可証の様式その他制限外許可の手続について必要な事項は、総理府令で定める。

(自動車の牽引制限)

第五十九条　自動車の運転者は、牽引するための構造及び装置を有する自動車によつて牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽引する場合を除き、他の車両を牽引してはならない。ただし、故障その他の理由により自動車を牽引することがやむを得ない場合において、政令で定めるところにより当該自動車を牽引するときは、この限りでない。

2　自動車の運転者は、他の車両を牽引する場合においては、自動二輪車又は軽自動車によつて牽引するときは一台をこえる車両を、その他の自動車によつて牽引するときは二台をこえる車両を牽引してはならず、また、牽引する自動車の前端から牽引される車両の後端(牽引される車両が二台のときは二台目の車両の後端)までの長さが二十五メートルをこえることとなるときは、牽引をしてはならない。ただし、公安委員会が当該自動車について、道路を指定し、又は時間を限つて牽引の許可をしたときは、この限りでない。

3　前項ただし書の規定による許可をしたときは、公安委員会は、許可証を交付しなければならない。

4　前項の規定により許可証の交付を受けた自動車の運転者は、当該許可に係る牽引中、当該許可証を携帯していなければならない。

5　第三項の許可証の様式その他第二項ただし書の許可の手続について必要な事項は、総理府令で定める。

(自動車以外の車両の牽引制限)

第六十条　公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めるときは、自動車以外の車両によつてする牽引の制限について定めることができる。

(危険防止の措置)

第六十一条　警察官は、車両等の乗車、積載又は牽引について危険を防止するため特に必要があると認めるときは、当該車両等を停止させ、及び当該車両等の運転者に対し、危険を防止するため必要な応急の措置をとることを命ずることができる。

第十二節　整備不良車両の運転の禁止等

(整備不良車両の運転の禁止)

第六十二条　車両等の使用者その他車両等の装置の整備について責任を有する者又は運転者は、道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第三章若しくはこれに基づく命令の規定(道路運送車両法の規定が適用されない自衛隊の使用する自動車については、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第百十四条第二項の規定による防衛庁長官の定め。以下同じ。)又は軌道法第十四条若しくはこれに基づく命令により定められた装置を備えていないか、又はこれらの装置が調整されていないため交通の危険を生じさせるおそれがある車両等(以下「整備不良車両」という。)を運転させ、又は運転してはならない。

(車両の検査等)

第六十三条　警察官は、前条の整備不良車両に該当すると認められる車両(軽車両を除く。以下この条において同じ。)が運転されているときは、当該車両を停止させ、並びに当該車両の運転者に対し、自動車検査証(道路運送車両法第六十条の自動車検査証をいう。)その他政令で定める書類の提示を求め、及び当該車両の装置について検査をすることができる。

2　前項の場合において、警察官は、当該車両の運転者に対し、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要な応急の措置をとることを命じ、また、応急の措置によつては必要な整備をすることができないと認められる車両(以下この条において「故障車両」という。)については、当該故障車両の運転を継続してはならない旨を命ずることができる。

3　前項の場合において、当該故障車両の整備不良の程度及び道路又は交通の状況により支障がないと認めるときは、警察官は、前条の規定にかかわらず、当該故障車両を整備するため必要な限度において、区間及び通行の経路を指定し、その他道路における危険を防止するため必要な条件を付して当該故障車両を運転することを許可することができる。この場合において、警察官は、許可証を交付しなければならない。

4　警察官は、第二項の規定による措置をとつたときは、当該故障車両の運転者に対し、当該故障車両について整備を要する事項を記載した文書を交付し、かつ、当該故障車両の前面の見やすい箇所に標章をはりつけなければならない。

5　警察官は、前項の措置をとつたときは、その旨を当該措置をとつた場所を管轄する警察署長に報告しなければならない。

6　警察署長は、前項の報告を受けたときは、当該故障車両の使用の本拠の位置を管轄する陸運局長に対し、総理府令・運輸省令で定める事項を通知しなければならない。

7　第四項の規定によりはりつけられた標章は、何人も、これを破損し、又は汚損してはならず、また、当該故障車両の必要な整備がされたことについて、総理府令・運輸省令で定める手続により、もよりの警察署の警察署長又は車両の整備に係る事項について権限を有する行政庁の確認を受けた後でなければ、これを取り除いてはならない。

8　第三項の許可証の様式、第四項の規定により故障車両の運転者に対し交付する文書の様式及び同項の標章の様式は、総理府令・運輸省令で定める。

第四章　運転者及び雇用者等の義務

第一節　運転者の義務

(無免許運転の禁止)

第六十四条　何人も、第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けないで(第百三条第二項の規定により運転免許の効力が停止されている場合を含む。)、自動車又は原動機付自転車は運転してはならない。

(酔つぱらい運転の禁止)

第六十五条　何人も、酒に酔い(アルコールの影響により車両等の正常な運転ができないおそれがある状態にあることをいう。)、車両等を運転してはならない。

(過労運転等の禁止)

第六十六条　何人も、前条に規定する場合のほか、過労、病気、薬物の影響その他の理由により、正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転してはならない。

(危険防止の措置)

第六十七条　警察官は、車両等の運転者が前三条の規定に違反して車両等を運転していると認めるときは、当該車両等を停止させ、及び当該車両等の運転者に対し、第九十二条第一項の運転免許証の提示を求めることができる。

2　前項の場合において、当該車両等の運転者が引き続き前三条の規定に違反して車両等を運転するおそれがあるときは、警察官は、その者が正常な運転ができる状態になるまで車両等の運転をしてはならない旨を指示する等道路における交通の危険を防止するため必要な応急の措置をとることができる。

(最高速度の遵守)

第六十八条　車両等の運転者は、法令で定める最高速度又は第二十二条第二項若しくは第二十三条の規定に基づき公安委員会が定める最高速度をこえる速度で車両等を運転してはならない。

(最低速度の遵守)

第六十九条　自動車の運転者は、高速自動車国道又は第二十四条第二項の規定により公安委員会が指定した道路の区間においては、法令の規定により、又は危険を防止するため徐行する場合を除き、同条第一項の規定に基づく政令で定める最低速度又は同条第二項の規定に基づき公安委員会が定める最低速度に達しない速度で自動車を運転してはならない。

(安全運転の義務)

第七十条　車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような方法で運転しなければならない。

(運転者の遵守事項)

第七十一条　車両等の運転者は、車両等を運転するときは、第六十四条から第六十六条まで及び前三条に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

一　ぬかるみ又は水たまりを通行するときは、泥よけ器をつけ、又は徐行する等して、泥土、汚水等を飛散させて他人に迷惑を及ぼすことがないようにすること。

二　目が見えない者若しくは耳がきこえない者が白色に塗つたつえを携えて通行しているとき、又は監護者が付き添わない児童若しくは幼児が歩行しているときは、一時停止し、又は徐行して、その通行又は歩行を妨げないようにすること。

三　歩行者が横断歩道を通行しているときは、一時停止し、又は徐行して、その通行を妨げないようにすること。

四　道路の左側部分に設けられた安全地帯の側方を通行する場合において、当該安全地帯に歩行者がいるときは、徐行すること。

五　乗降口のドアを閉じ、貨物の積載を確実に行なう等当該車両等に乗車している者又は積載している貨物の転落を防ぐため必要な措置を講ずること。

六　車両等を離れるときは、その原動機をとめ、完全にブレーキをかける等当該車両等が停止の状態を保つため必要な措置を講ずること。

七　前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要と認めて定めた事項

第二節　交通事故の場合の措置等

(交通事故の場合の措置)

第七十二条　車両等の交通による人の死傷又は物の損壊(以下「交通事故」という。)があつたときは、当該車両等の運転者その他の乗務員(以下この節において「運転者等」という。)は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者(運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員。以下次項において同じ。)は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちにもよりの警察署(派出所又は駐在所を含む。以下次項において同じ。)の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

2　前項後段の規定により報告を受けたもよりの警察署の警察官は、負傷者を救護し、又は道路における危険を防止するため必要があると認めるときは、当該報告をした運転者に対し、警察官が現場に到着するまで現場を去つてはならない旨を命ずることができる。

3　前二項の場合において、現場にある警察官は、当該車両等の運転者等に対し、負傷者を救護し、又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な指示をすることができる。

4　緊急自動車若しくは傷病者を運搬中の車両又は郵便物運搬用自動車、乗合自動車、トロリーバス若しくは路面電車で当該業務に従事中のものの運転者は、当該業務のため引き続き当該車両等を運転する必要があるときは、第一項の規定にかかわらず、その他の乗務員に第一項前段に規定する措置を講じさせ、又は同項後段に規定する報告をさせて、当該車両等の運転を継続することができる。

(妨害の禁止)

第七十三条　交通事故があつた場合において、当該交通事故に係る車両等の運転者等以外の者で当該車両等に乗車しているものがあるときは、その者は、当該車両等の運転者等が前条第一項前段に規定する措置を講じ、又は同条同項後段に規定する報告をするのを妨げてはならない。

第三節　雇用者等の義務

(雇用者の義務)

第七十四条　車両等の運転者を雇用する者(以下この条及び第百八条において「雇用者」という。)は、その雇用する車両等の運転者(以下この条において「雇用運転者」という。)に、この法律又はこの法律に基づく命令に規定する車両等の安全な運転に関する事項を遵守させるようにつとめなければならない。

2　雇用者は、雇用運転者が第六十八条の規定に違反することを誘発するように時間を拘束した業務を課し、又はそのような条件を付して雇用運転者に車両等を運転させてはならない。

3　雇用者は、雇用運転者が第七十一条第一号の規定に違反することがないように、車両等に泥よけ器を備える等の必要な措置をとらなければならない。

(車両等の運行を管理する者の義務)

第七十五条　車両等の運行を直接管理する地位にある者は、当該業務に関し、法令の規定による運転の免許を受けなければ運転し、又は操縦することができないこととされている車両等を当該免許を受けていない者(法令の規定により当該免許の効力が停止されている者を含む。以下この項において同じ。)に運転することを命じ、又は当該免許を受けていない者が当該車両等を運転することを容認してはならない。

2　車両等の運行を直接管理する地位にある者は、当該業務に関し、車両等の運転者に対し、過労、病気、アルコール又は薬物の影響、その他の理由により正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転することを命じ、又は車両等の運転者がそのような状態で車両等を運転することを容認してはならない。

第五章　道路の使用等

第一節　道路における禁止行為等

(禁止行為)

第七十六条　何人も、信号機若しくは道路標識等又はこれらに類似する工作物若しくは物件をみだりに設置してはならない。

2　何人も、信号機又は道路標識等の効用を妨げるような工作物又は物件を設置してはならない。

3　何人も、交通の妨害となるような方法で物件をみだりに道路に置いてはならない。

4　何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。

一　道路において、酒に酔つて交通の妨害となるような程度にふらつくこと。

二　道路において、交通の妨害となるような方法で寝そべり、すわり、しやがみ、又は立ちどまつていること。

三　交通のひんぱんな道路において、球戯をし、ローラー・スケートをし、又はこれらに類する行為をすること。

四　石、ガラスびん、金属片その他道路上の人若しくは車両等を損傷するおそれのある物件を投げ、又は発射すること。

五　前号に掲げるもののほか、道路において進行中の車両等から物件を投げること。

六　道路において進行中の自動車、トロリーバス又は路面電車に飛び乗り、若しくはこれらから飛び降り、又はこれらに外からつかまること。

七　前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が、道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めて定めた行為

(道路の使用の許可)

第七十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長(以下この節において「所轄警察署長」という。)の許可(当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。)を受けなければならない。

一　道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人

二　道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者

三　場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者

四　前各号に掲げるもののほか、道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為で、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めたものをしようとする者

2　前項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、所轄警察署長は、許可をしなければならない。

一　当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき。

二　当該申請に係る行為が許可に付された条件に従つて行なわれることにより交通の妨害となるおそれがなくなると認められるとき。

三　当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき。

3　第一項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、所轄警察署長は、当該許可に係る行為が前項第一号に該当する場合を除き、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することができる。

4　所轄警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、前項の規定により付した条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。

5　所轄警察署長は、第一項の規定による許可を受けた者が前二項の規定による条件に違反したとき、又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、その許可を取り消し、又はその許可の効力を停止することができる。

6　所轄警察署長は、第三項又は第四項の規定による条件に違反した者について前項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、あらかじめ、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をしようとする理由を通知して、当該事案について弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。ただし、交通の危険を防止するため緊急やむを得ないときは、この限りでない。

7　第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可の期間が満了したとき、又は第五項の規定により当該許可が取り消されたときは、すみやかに当該工作物の除去その他道路を原状に回復する措置を講じなければならない。

(許可の手続)

第七十八条　前条第一項の規定による許可を受けようとする者は、総理府令で定める事項を記載した申請書を所轄警察署長に提出しなければならない。

2　前条第一項の規定による許可に係る行為が道路法第三十二条第一項又は第三項の規定の適用を受けるものであるときは、前項の規定による申請書の提出は、当該道路の管理者を経由して行なうことができる。この場合において、道路の管理者は、すみやかに当該申請書を所轄警察署長に送付しなければならない。

3　所轄警察署長は、前条第一項の規定による許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。

4　前項の規定による許可証の交付を受けた者は、当該許可証の記載事項に変更を生じたときは、所轄警察署長に届け出て、許可証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

5　第三項の規定による許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、所轄警察署長に許可証の再交付を申請することができる。

6　第一項の申請書の様式、第三項の許可証の様式その他前条第一項の許可の手続について必要な事項は、総理府令で定める。

(道路の管理者との協議)

第七十九条　所轄警察署長は、第七十七条第一項の規定による許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為が道路法第三十二条第一項又は第三項の規定の適用を受けるものであるときは、あら

かじめ、当該道路の管理者に協議しなければならない。

（道路の管理者の特例）

第八十条　道路法による道路の管理者が道路の維持、修繕その他の管理のため工事又は作業を行なおうとするときは、当該道路の管理者は、第七十七条第一項の規定にかかわらず、所轄警察署長に協議すれば足りる。

2　前項の協議について必要な事項は、総理府令・建設省令で定める。

第二節　危険防止等の措置

（違法工作物等に対する措置）

第八十一条　警察署長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該違反行為に係る工作物又は物件（以下この節において「工作物等」という。）の除去、移転又は改修、当該違反行為に係る工事又は作業（以下この節において「工事等」という。）の中止その他当該違反行為に係る工作物等又は工事等について、道路における危険を防止し、又は交通の妨害を排除するため必要な措置をとることを命ずることができる。

一　第七十六条第一項又は第二項の規定に違反して工作物等を設置した者

二　第七十六条第三項の規定に違反して物件を置いた者

三　第七十七条第一項の規定に違反して工作物等を設置し、又は工事等を行なつた者

四　第七十七条第三項又は第四項の規定による所轄警察署長が付した条件に違反した者

五　第七十七条第七項の規定に違反して当該工作物の除去その他道路を原状に回復する措置を講じなかつた者

2　警察署長は、前項第一号、第二号又は第三号に掲げる者の氏名及び住所を知ることができないため、これらの者に対し、前項の規定による措置をとることを命ずることができないときは、自ら当該措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、警察署長は、当該工作物等を保管しなければならない。

3　警察署長は、前項後段の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下この節において「占有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

4　警察署長は、第二項の規定により保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれがあるときは、政令で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

5　前三項に規定する工作物等の除去、移転、改修、保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法第五条及び第六条の規定を準用する。

6　第三項に規定する公示の日から起算して六月を経過してもなお第二項の規定により保管した工作物等（第四項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、当該警察署の属する都道府県に帰属する。

（沿道の工作物等の危険防止措置）

第八十二条　警察署長は、沿道の土地に設置されている工作物等が道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあるときは、当該工作物等の占有者等に対し、当該工作物等の除去その他当該工作物等について道路における交通の危険を防止し、又は交通の円滑を図るため必要な措置をとることを命ずることができる。

2　前項の場合において、当該工作物等の占有者等の氏名及び住所を知ることができないため、これらの者に対し、前項の規定による措置をとることを命ずることができないときは、警察署長は、自ら当該措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、警察署長は、当該工作物等を保管しなければならない。

3　前条第三項から第六項までの規定は、前項後段の規定による保管について準用する。

（工作物等に対する応急措置）

第八十三条　警察官は、道路又は沿道の土地に設置されている工作物等が著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は交通の妨害となるおそれがあり、かつ、急を要すると認めるときは、道路における交通の危険を防止し、又は交通の妨害を排除するため必要な限度において、当該工作物等の除去、移転その他応急の措置をとることができる。

2　前項に規定する措置をとつた場合において、工作物等を除去したときは、警察官は、当該工作物等が設置されていた場所を管轄する警察署長に差し出さなければならない。この場合において、警察署長は、当該工作物等を保管しなければならない。

3　第八十一条第三項から第六項までの規定は、前項の規定による保管について準用する。

第六章　自動車及び原動機付自転車の運転免許

第一節　通則

（運転免許）

第八十四条　自動車及び原動機付自転車（以下この章において「自動車等」という。）を運転しようとする者は、公安委員会の運転免許（以下「免許」という。）を受けなければならない。

2　免許は、第一種運転免許（以下「第一種免許」という。）、第二種運転免許（以下「第二種免許」という。）及び仮運転免許（以下「仮免許」という。）に区分する。

3　第一種免許を分けて、大型自動車免許（以下「大型免許」という。）、普通自動車免許（以下「普通免許」という。）、特殊自動車免許（以下「特殊免許」という。）、自動三輪車免許（以下「三輪免許」という。）、自動二輪車免許（以下「二輪免許」という。）、軽自動車免許（以下「軽免許」という。）、第一種原動機付自転車免許（以下「第一種原付免許」という。）及び第二種原動機付自転車免許（以下「第二種原付免許」という。）の八種類とする。

4　第二種免許を分けて、大型自動車第二種免許（以下「大型第二種免許」という。）、普通自動車第二種免許（以下「普通第二種免許」という。）、特殊自動車第二種免許（以下「特殊第二種免許」という。）及び自動三輪車第二種免許（以下「三輪第二種免許」という。）の四種類とする。

（第一種免許）

第八十五条　次の表の上欄に掲げる自動車等を運転しようとする者は、当該自動車等の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる第一種免許を受けなければならない。

自動車等の種類	第一種免許の種類
大型自動車	大型免許
普通自動車	普通免許
特殊自動車	特殊免許
自動三輪車	三輪免許
自動二輪車	二輪免許

軽自動車	軽免許
第一種原動機付自転車	第一種原付免許
第二種原動機付自転車	第二種原付免許

2　第一種免許を受けた者は、前項の表の区分に従い当該自動車等を運転することができるほか、次の表の上欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の自動車等を運転することができる。

第一種免許の種類	運転することができる自動車等の種類
大型免許	普通自動車、自動三輪車、軽自動車及び原動機付自転車
普通免許	自動三輪車、軽自動車及び原動機付自転車
特殊免許	軽自動車及び原動機付自転車
三輪免許	軽自動車及び原動機付自転車
二輪免許	軽自動車及び原動機付自転車
軽免許	原動機付自転車
第二種原付免許	第一種原動機付自転車

3　第一種免許を受けた者は、前二項の規定により運転することができる自動車等が道路運送法第三条第二項第一号、第二号若しくは第三号又は同条第三項第一号に掲げる旅客自動車運送事業の用に供されるもの（以下「旅客自動車」という。）であるときは、前二項の規定にかかわらず、当該自動車を当該旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で運転することはできない。

（第二種免許）

第八十六条　次の表の上欄に掲げる自動車で旅客自動車であるものを当該旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で運転しようとする者は、当該自動車の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる第二種免許を受けなければならない。

自動車の種類	第二種免許の種類
大型自動車	大型第二種免許
普通自動車	普通第二種免許
特殊自動車	特殊第二種免許
自動三輪車	三輪第二種免許

2　第二種免許を受けた者は、前項の表の区分に従い当該自動車を当該目的で運転することができるほか、当該第二種免許に対応する第一種免許を受けた者が前条第二項の規定により運転することができる自動車等を運転することができる。

（仮免許）

第八十七条　大型自動車、普通自動車又は自動三輪車を当該自動車に係る第一種免許又は第二種免許を受けないで練習のため運転しようとする者は、仮免許を受けなければならない。

2　仮免許は、自動車の種類及び三月をこえない範囲内において期間を指定して与えるものとする。

3　仮免許を受けた者は、交通がひんぱんでない道路において、その運転者席の横の乗車装置に当該自動車に係る第一種免許又は第二種免許を受けた者を同乗させ、かつ、その指導の下に、前項の規定により指定された種類の自動車を運転することができる。

4　前項の規定により自動車を運転しようとするときは、仮免許を受けた者は、当該自動車の前面及び後面の見やすい位置に総理府令で定める様式の標識をつけなければならない。

第二節　免許の申請等

（免許の欠格事由）

第八十八条　次の各号のいずれかに該当する者に対しては、免許を与えない。

一　大型免許（大型自動車に係る仮免許を含む。）及び特殊免許にあつては十八歳に、普通免許（普通自動車に係る仮免許を含む。）、三輪免許（自動三輪車に係る仮免許を含む。）、二輪免許、軽免許及び第二種原付免許にあつては十六歳に、第一種原付免許にあつては十四歳に、それぞれ満たない者

二　精神病者、精神薄弱者、てんかん病者、目が見えない者、耳がきこえない者又は口がきけない者

三　前号に掲げる者のほか、政令で定める身体の障害のある者

四　アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

五　第百三条第一項の規定により免許を取り消された日から起算して一年を経過していない者又は免許の効力が停止されている者

2　免許を現に受けている者は、当該免許と同一の種類の免許を重ねて受けることができない。

（免許の申請）

第八十九条　免許を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する公安委員会に、総理府令で定める様式の免許申請書を提出し、かつ、当該公安委員会の行なう運転免許試験を受けなければならない。

（免許の拒否）

第九十条　公安委員会は、前条の運転免許試験に合格した者に対し、免許を与えなければならない。ただし、自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反した者で、その者が自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあり、これに免許を与えることが適当でないと認めるものについては、免許を与えないことができる。

2　公安委員会は、前項ただし書の規定により免許を与えないこととしようとするときは、当該運転免許試験に合格した者に対し、あらかじめ、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をしようとする理由を通知して、当該事案について弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

（免許の条件）

第九十一条　公安委員会は、前条第一項本文の規定により免許を与える場合において、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めるときは、必要な限度において、免許を受ける者の身体の状態又は運転の技能に応じ、その者が運転することができる自動車等の種類を限定し、その他自動車等を運転するについて必要な条件を付することができる。

第三節　免許証等

（免許証の交付）

第九十二条　免許は、運転免許証（以下「免許証」という。）を交付して行なう。この場合において、同一人に対し、日を同じくして第一種免許又は第二種免許のうち二以上の種類の免許を与えるときは、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載し

て、当該種類の免許に係る免許証の交付に代えるものとする。

2　免許を現に受けている者に対し、当該免許の種類と異なる種類の免許を与えるときは、その異なる種類の免許に係る免許証にその者が現に受けている免許に係る事項を記載して、その者が現に有する免許証と引き換えに交付するものとする。

3　免許証の有効期間（第百一条第二項の規定により免許証の有効期間が更新された場合にあつては、当該更新された免許証の有効期間）は、当該免許証の交付を受けた日（免許証の有効期間が更新された場合にあつては、その更新された日）から起算して三年とする。

（免許証の記載事項）

第九十三条　免許証には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

一　免許証の番号

二　免許の年月日及び免許証の交付年月日

三　免許の種類

四　免許を受けた者の本籍、住所、氏名及び生年月日

2　公安委員会は、前項各号に掲げるもののほか、免許を受けた者について、第九十一条若しくは第百一条第二項（第百二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、免許に条件を付し、若しくは免許に付されている条件を変更し、又は第百三条の規定により免許の効力を停止し、若しくはその期間を短縮したときは、その者の免許証に当該条件又は当該処分に係る事項を記載しなければならない。

3　前二項に規定するもののほか、免許証の様式その他免許証について必要な事項は、総理府令で定める。

（免許証の記載事項の変更届出等）

第九十四条　免許を受けた者は、前条第一項に規定する免許証の記載事項に変更を生じたときは、すみやかに住所地を管轄する公安委員会（公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更したときは、変更した後の住所地を管轄する公安委員会）に届け出て、免許証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

2　前項の規定による公安委員会の管轄区域を異にする住所地の変更の届出を受けた公安委員会は、当該届出をした者の従前の住所地を管轄する公安委員会にその旨を通知しなければならない。

3　免許を受けた者は、免許証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、その者の住所地を管轄する公安委員会に免許証の再交付を申請することができる。

4　第一項に規定する免許証の記載事項の変更の届出の手続及び前項に規定する免許証の再交付の申請の手続は、総理府令で定める。

（免許証の携帯及び提示義務）

第九十五条　免許を受けた者は、自動車等を運転するときは、当該自動車等に係る免許証を携帯していなければならない。

2　免許を受けた者は、自動車等を運転している場合において、警察官から第六十七条第一項の規定による免許証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

第四節　運転免許試験

（受験資格）

第九十六条　第八十八条第一項各号のいずれかに該当する者は、第一種免許及び仮免許の運転免許試験を受けることができない。

2　第二種免許の運転免許試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一　二十一歳以上の者で、大型免許、普通免許、特殊免許又は三輪免許を現に受けており（第百三条第二項の規定により当該免許の効力が停止されている場合を除く。）、かつ、当該免許によつて運転することができる自動車の運転の経験の期間が通算して三年（政令で定めるものにあつては、二年）以上のもの

二　その者が受けようとしている第二種免許の種類と異なる種類の第二種免許を現に受けている者（第百三条第二項の規定により当該免許の効力が停止されている者を除く。）

（運転免許試験の方法）

第九十七条　運転免許試験は、免許の種類ごとに次の各号（軽免許、第二種原付免許及び仮免許の運転免許試験にあつては第一号から第三号まで、第一種原付免許の運転免許試験にあつては第一号及び第三号）に掲げる事項について行なう。

一　自動車等の運転について必要な適性

二　自動車等の運転について必要な技能

三　自動車等及び道路の交通に関する法令についての知識

四　自動車等の構造及び取扱方法

2　前項に規定するもののほか、運転免許試験の実施の手続、方法その他運転免許試験について必要な事項は、総理府令で定める。

（自動車教習所の指定）

第九十八条　公安委員会は、自動車の運転に関する技能及び法令並びに自動車の構造及び取扱方法について教習を行なう施設のうち、政令で定める基準に適合するものを、当該施設を設置し、又は管理する者の申請に基づき、指定自動車教習所として指定することができる。

2　公安委員会は、指定自動車教習所について、前項の政令で定める基準に適合しているかどうかを検査し、及び当該指定自動車教習所を設置し、又は管理する者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

3　公安委員会は、指定自動車教習所が第一項の政令で定める基準に適合しなくなつたときは、その指定を解除することができる。

（運転免許試験の免除）

第九十九条　次の各号のいずれかに該当する者に対しては、政令で定めるところにより、第一種免許の運転免許試験の一部を免除する。

一　指定自動車教習所の発行する卒業証明書を有する者で、当該指定自動車教習所を卒業した日から起算して一年を経過しないもの

二　道路運送車両法第五十五条及びこれに基づく命令の規定による技能検定に合格した者で、一級、二級又は三級の自動車整備士の資格を有するもの

三　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校（旧中学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による工業学校を含む。）又はこれと同等以上の学校の機械科を卒業した者で、在学中自動車に関する学科を修得したもの

四　海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者で、当該事情がやんだ日から起算して一月を経過しないもの

五　外国の行政庁が与えた自動車等の運転に関する免許を有する者

2　前項に規定する者のほか、免許を受けようとする者が当該免許に係る自動車等を運転することが支障がないと認めたときは、公安委員会は、政令で定める基準に従い、運転免許試験の一部を免除することができる。

（運転免許試験の停止等）

第百条　公安委員会は、不正の手段によつて運転免許試験を受け、又は受けようとした者に対しては、

その運転免許試験を停止し、又は合格の決定を取り消すことができる。

2 前項の規定により合格の決定を取り消したときは、公安委員会は、その旨を直ちにその者に通知しなければならない。この場合において、当該運転免許試験に係る免許は、その通知を受けた日に効力を失うものとする。

3 公安委員会は、第一項の規定による処分を受けた者に対し、情状により、一年以内の期間を定めて、運転免許試験を受けることができないものとすることができる。

第五節　免許証の更新等

(免許証の更新及び定期検査)

第百一条　免許証の有効期間の更新(以下「免許証の更新」という。)を受けようとする者は、当該免許証の有効期間が満了する日の一月前から当該期間が満了する日までの間に、その者の住所地を管轄する公安委員会が行なう自動車等の運転について必要な適性検査(以下「適性検査」という。)を受けなければならない。

2 前項の適性検査の結果、当該免許証の更新を受けようとする者が自動車等を運転することが支障がないと認めたときは、当該公安委員会は、当該免許証の更新をしなければならない。この場合において、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めるときは、当該公安委員会は、当該免許証の更新を受けようとする者について、その者の身体の状態に応じた条件を新たに付し、又はその者の免許に付されている条件を変更することができる。

3 前二項に定めるもののほか、免許証の更新の申請及び適性検査について必要な事項は、総理府令で定める。

(臨時適性検査)

第百二条　公安委員会は、免許を受けた者が第八十八条第一項第二号、第三号若しくは第四号のいずれかに該当する者となり、又は次条第二項第一号に該当することとなつたと疑う理由があるときは、当該免許を受けた者につき、臨時に適性検査を行なうことができる。この場合において、公安委員会は、あらかじめ、適性検査を行なう期日、場所その他必要な事項をその者に通知しなければならない。

2 前項の規定により通知を受けた者は、通知された期日に通知された場所に出頭して適性検査を受けなければならない。

3 前条第二項後段の規定は、第一項の規定により適性検査を行なつた場合について準用する。

第六節　免許の取消し、停止等

(免許の取消し、停止等)

第百三条　免許を受けた者が第八十八条第一項第二号、第三号又は第四号のいずれかに該当する者になつたときは、その者の住所地を管轄する公安委員会は、その者の免許を取り消さなければならない。

2 免許を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月をこえない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる。

一 第八十八条第一項第三号に該当するに至らない程度の身体の障害で自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのあるものが生じたとき。

二 自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反したとき。

三 前二号に掲げるもののほか、免許を受けた者が自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるとき。

3 公安委員会は、前項の規定による免許の効力の停止を受けた者(同項第一号に係る者を除く。)から申し出があつたときは、政令で定めるところにより、その者に当該公安委員会又は当該公安委員会が委託した者が行なう自動車等の運転に関し必要な事項の講習を受けさせることができる。この場合において、その者が当該講習を終了したときは、当該公安委員会は、政令で定める範囲内で、その者の免許の効力の停止の期間を短縮することができる。

(聴聞)

第百四条　公安委員会は、前条第一項又は第二項の規定により免許を取り消し、又は免許の効力を九十日(公安委員会が九十日をこえない範囲内においてこれと異なる期間を定めたときは、その期間)以上停止しようとするときは、公開による聴聞を行なわなければならない。この場合において、公安委員会は、当該処分に係る者に対し、処分をしようとする理由並びに聴聞の期日及び場所を期日の一週間前までに通知し、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

2 聴聞に際しては、当該処分に係る者又はその代理人は、当該事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができる。

3 聴聞を行なう場合において、必要があると認めるときは、公安委員会は、道路交通に関する事項に関し専門的知識を有する参考人又は当該事案の関係人の出頭を求め、これらの者からその意見又は事情をきくことができる。

4 公安委員会は、当該処分に係る者又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しないときは、第一項の規定にかかわらず、聴聞を行なわないで前条第一項又は第二項の規定により免許を取り消し、又は免許の効力を停止することができる。

5 前各項に定めるもののほか、聴聞の実施について必要な事項は、政令で定める。

(免許の失効)

第百五条　免許は、免許を受けた者が免許証の更新を受けなかつたときは、その効力を失う。

(免許の拒否、取消し等の報告)

第百六条　公安委員会は、第九十条第一項ただし書の規定により免許を拒否し、又は第百三条第一項若しくは第二項の規定により免許を取り消し、若しくは九十日以上免許の効力を停止したときは、総理府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、免許に関する事務の適正を図るため、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

(免許証の返納等)

第百七条　免許を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、すみやかに、免許証(第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した免許証)をその者の住所地を管轄する公安委員会に返納しなければならない。

一 免許が取り消されたとき。

二 免許が失効したとき。

三 免許証の再交付を受けた後において亡失した免許証を発見し、又は回復したとき。

2 公安委員会は、免許の効力を停止したときは、当該処分を受けた者に当該処分に係る免許証を差し出させ、これを保管することができる。この場合において、免許の効力の停止の期間が満了したときは、公安委員会は、直ちにその者に当該免許証を返還しなければならない。

第七章　雑則

(雇用者に対する通知)

第百八条　車両等の運転者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令

の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反した場合において、当該違反が当該車両等の運転者の雇用者の業務に関してなされたものであると認めるときは、公安委員会は、当該雇用者が道路運送法の規定による自動車運送事業者、通運事業法（昭和二十四年法律第二百四十一号）の規定による通運事業者又は軌道法の規定による軌道の事業者であるときは当該事業者及び当該事業を監督する行政庁に対し、当該雇用者がこれらの事業者以外の者であるときは当該雇用者に対し、当該違反の内容を通知するものとする。

（免許証の保管）

第百九条　警察官は、自動車又は原動機付自転車の運転者が自動車又は原動機付自転車の運転に関しこの法律の罰則に触れる行為をしたと認めるときは、その現場において、免許証の提出を求めこれを保管することができる。この場合において、警察官は、保管証を交付しなければならない。

2　前項の保管証は、第九十五条の規定の適用については、免許証とみなす。

3　当該警察官は、第一項の規定により保管した免許証の提出者が当該警察官の指定した日時及び場所に出頭したとき、又は当該日時が経過した後においてその提出者から返還の請求があつたときは、当該免許証を返還しなければならない。

4　前項の規定により免許証の返還を受ける者は、当該免許証と引き換えに保管証を返納しなければならない。

5　警察官は、第一項の規定により免許証の提出を求めるときは、出頭の日時及び場所を告げ、かつ、前三項の規定の趣旨を説明しなければならない。

6　第一項の保管証の有効期間、記載事項その他保管証について必要な事項は、政令で定める。

（国家公安委員会の指示権）

第百十条　国家公安委員会は、全国的な幹線道路における交通の規制の斉一を図るため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、公安委員会に対し、この法律の規定により公安委員会の権限に属する事務のうち、車両等の最高速度その他政令で定める事項に係るものの処理について指示することができる。

（道路の交通に関する調査）

第百十一条　公安委員会は、この法律の規定により行なう道路における交通の規制の適正を図るため、道路における交通量、車両等の通行の経路その他道路の交通に関し必要な事項の調査をその管理に属する都道府県警察の警察官に行なわせることができる。

2　前項の規定による道路の交通に関する調査をするため特に必要があると認めるときは、当該警察官は、道路を通行する車両等の運転者に対し、当該調査をするため必要な限度において、一時当該車両等を停止することを求め、及び当該車両等の通行の経路について質問することができる。

（免許に関する手数料）

第百十二条　公安委員会が行なう第八十九条の規定による運転免許試験、第九十二条第一項の規定による免許証の交付、第九十四条第三項の規定による免許証の再交付又は第百一条第一項の規定による免許証の更新を受けようとする者は、それぞれ、運転免許試験手数料、免許証交付手数料、免許証再交付手数料又は免許証更新手数料を、当該都道府県に納めなければならない。

2　前項の手数料の額は、千円をこえない範囲内で、政令で定める。

（道路使用許可の手数料）

第百十三条　都道府県は、警察署長が行なう第七十七条第一項の許可について手数料を徴収することができる。この場合において、その額は、千円をこえない範囲内で、都道府県規則で定める。

（方面公安委員会への権限の委任）

第百十四条　この法律の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行なわせることができる。

第八章　罰則

第百十五条　みだりに信号機を操作し、若しくは公安委員会が設置した道路標識若しくは道路標示を移転し、又は信号機若しくは公安委員会が設置した道路標識若しくは道路標示を損壊して道路における交通の危険を生じさせた者は、五年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第百十六条　車両等の運転者が業務上必要な注意を怠り、又は重大な過失により他人の建造物を損壊したときは、六月以下の禁錮又は五万円以下の罰金に処する。

第百十七条　第七十二条（交通事故の場合の措置）第一項前段の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第百十八条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一　法令の規定による運転の免許を受けなければ運転し、又は操縦することができないこととされている車両等を当該免許を受けないで（法令の規定により当該免許の効力が停止されている場合を含む。）運転した者

二　第六十五条（酔つぱらい運転の禁止）又は第六十六条（過労運転等の禁止）の規定に違反した者

三　第六十八条（最高速度の遵守）の規定に違反した者

四　第七十六条（禁止行為）第一項又は第二項の規定に違反した者

2　過失により前項第三号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は五万円以下の罰金に処する。

第百十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一　第四条（信号機の設置等）第二項若しくは第五条（警察官の手信号等に従う義務）第一項若しくは第二項の規定に違反し、又は第七条（通行の禁止及び制限）の規定による公安委員会、警察署長若しくは警察官の禁止若しくは制限に従わなかつた車両等の運転者

二　第三十三条（踏切の通過）の規定の違反となるような行為をした者

三　第五十一条（違法駐車に対する措置）第一項の規定による警察官の命令に従わなかつた者

四　第六十一条（危険防止の措置）の規定による警察官の停止又は命令に従わなかつた者

五　第六十二条（整備不良車両の運転の禁止）の規定に違反した者

六　第六十三条（車両の検査等）第一項の規定による警察官の停止に従わず、提示の要求を拒み、又は検査を拒み、若しくは妨げた者

七　第六十三条（車両の検査等）第二項の規定による警察官の命令に従わなかつた者

八　第六十七条（危険防止の措置）第一項の規定による警察官の停止に従わなかつた者

九　第七十条（安全運転の義務）の規定に違反した者

十　第七十二条（交通事故の場合の措置）第一項後段に規定する報告をしなかつた者

十一　第七十五条（車両等の運行を管理する者の義務）、第七十六条（禁止行為）第三項又は第七十七条（道路の使用の許可）第一項の規定に違反した者

十二　第七十七条（道路の使用の許可）第三項の規定により警察署長が付し、又は同条第四項の規定により警察署長が変更し、若しくは付した条件に違反した者

十三　第八十一条（違法工作物等に対する措置）第一項又は第八十二条（沿道の工作物等の危険防止措置）第一項の規定による警察署長の命令に従わなかつた者

十四　第九十一条（免許の条件）又は第百一条（免許証の更新及び定期検査）第二項後段（第百二条（臨時適性検査）第三項において準用する場合を含む。）の規定により公安委員会が付し、又は変更した条件に違反して自動車又は原動機付自転車を運転した者

2　過失により前項第一号、第二号、第五号又は第九号の罪を犯した者は、五万円以下の罰金に処する。

第百二十条　次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第六条（混雑緩和の措置）の規定による警察官の禁止、制限又は命令に従わなかつた車両等の運転者

二　第十七条（通行区分）第一項、第二項、第三項若しくは第五項、第二十五条（横断等の禁止）第一項、第二十七条（進路を譲る義務）、第二十八条（追越しの方法）、第二十九条（追越しを禁止する場合）、第三十一条（停車中の路面電車がある場合の停止又は徐行）、第三十二条（割込み等の禁止）、第三十四条（左折又は右折）第四項、第三十五条（先入、先順位及び左方の車両等の優先）、第三十六条（広い道路にある車両等の優先）第一項若しくは第二項、第三十七条（直進及び左折車両等の優先）、第三十八条（歩行者の保護）又は第四十条（緊急自動車の優先）の規定の違反となるような行為をした者

三　第二十条（車両通行区分帯）第二項若しくは第三項、第三十条（追越しを禁止する場所）、第四十二条（徐行すべき場所）又は第四十三条（指定場所における一時停止）の規定の違反となるような行為をした者

四　第二十五条（横断等の禁止）第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

五　第四十四条（停車及び駐車を禁止する場所）、第四十五条（駐車を禁止する場所）、第四十八条（駐車の方法）又は第五十二条（車両等の燈火）第一項の規定の違反となるような行為をした者

六　第四十七条（停車の方法）の規定の違反となるような行為をした者

七　第四十九条（駐車時間の制限）の規定による公安委員会の処分に違反した者

八　第五十二条（車両等の燈火）第二項又は第五十四条（警音器の使用等）第一項の規定に違反した者

九　第五十三条（合図）第一項、第七十一条（運転者の遵守事項）、第七十三条（妨害の禁止）、第七十六条（禁止行為）第四項又は第九十五条（免許証の携帯及び提示義務）第二項の規定に違反した者

十　第五十五条（乗車又は積載の方法）第一項若しくは第二項、第五十七条（乗車又は積載の制限等）第一項又は第五十九条（自動車の牽引制限）第一項若しくは第二項の規定に違反した者

十一　第六十九条（最低速度の遵守）の規定に違反して高速自動車国道において自動車を運転した者

十二　第七十二条（交通事故の場合の措置）第二項の規定による警察官の命令に従わなかつた者

十三　第七十七条（道路の使用の許可）第七項の規定に違反した者

十四　第八十七条（仮免許）第三項の規定によらないで自動車を運転した者

十五　第九十五条（免許証の携帯及び提示義務）第一項の規定に違反した者

十六　偽りその他不正の手段により免許証の交付を受け、又は免許証を他人に譲り渡し、若しくは貸与した者

2　過失により前項第三号、第四号、第五号、第七号、第八号又は第十五号の罪を犯した者は、三万円以下の罰金に処する。

第百二十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、一万円以下の罰金又は科料に処する。

一　第四条（信号機の設置等）第二項若しくは第五条（警察官の手信号等に従う義務）第一項若しくは第二項の規定に違反し、又は第七条（通行の禁止及び制限）の規定による公安委員会、警察署長若しくは警察官の禁止若しくは制限に従わなかつた歩行者

二　第十一条（行列等の通行）第一項の規定に違反した者（行列にあつては、その指揮者）

三　第十一条（行列等の通行）第二項後段の規定に違反し、又は同条第三項の規定による警察官の命令に従わなかつた行列の指揮者

四　第十五条（通行方法の指示）の規定による警察官の指示に従わなかつた者

五　第二十一条（軌道敷内の通行）第一項、第二項後段若しくは第三項、第二十六条（車間距離の保持）又は第三十四条（左折又は右折）第一項、第二項若しくは第三項の規定の違反となるような行為をした者

六　第五十四条（警音器の使用等）第二項又は第五十五条（乗車又は積載の方法）第三項の規定に違反した者

七　第五十七条（乗車又は積載の制限等）第二項又は第六十条（自動車以外の車両の牽引制限）の規定に基づく公安委員会の定めに違反した者

八　第五十八条（制限外許可証の交付等）第三項の規定により警察署長が付した条件に違反した者

九　第六十三条（車両の検査等）第七項、第七十八条（許可の手続）第四項、第九十四条（免許証の記載事項の変更届出等）第一項又は第百七条（免許証の返納等）第一項の規定に違反した者

第百二十二条　車両等の運転者が、第百十八条第一項第一号若しくは第三号、第百十九条第一項第一号、第二号、第五号、第九号若しくは第十四号、第百二十条第一項第二号、第三号、第四号、第十号若しくは第十四号若しくは第百二十一条第五号の罪を犯し、又は過失により第百十八条第一項第三号、第百十九条第一項第一号、第二号、第五号若しくは第九号若しくは第百二十条第一項第三号若しくは第四号の罪を犯した場合において、酒気を帯び（身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあることをいう。）ていたときは、各本条に定める刑の長期又は多額をこえて処断することができる。この場合において、懲役刑についてはその長期を二倍したものを長期とし、罰金刑についてはその多額を二倍したものを多額とする。

2　前項の規定により刑を加重する場合の加重は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十二条第一号に掲げる再犯加重の先にするものとする。

第百二十三条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百十八条第一項第四号、第百十九条第一項第五号、第十一号、第十二号若しくは第十三号、第百二十条第一項第十号若しくは第十三号又は第百二十一条第七号若しくは第八号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対

しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

第百二十四条　この章の規定の適用については、この法律の規定中公安委員会とあるのは、第百十四条の規定により権限の委任を受けた方面公安委員会を含むものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律（以下「新法」という。）は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（道路交通取締法等の廃止）

第二条　道路交通取締法（昭和二十二年法律第百三十号。以下「旧法」という。）及び道路交通取締法施行令（昭和二十八年政令第二百六十一号。以下「旧令」という。）は、廃止する。

（経過規定）

第三条　新法の施行の際、現に旧法及び旧令の規定により運転免許又は運転許可を受けている者は、それぞれ次の各号に定める区分により、新法の相当規定による免許を受けたものとみなし、その者が旧法及び旧令の規定により交付を受けた運転免許証又は運転許可証は、それぞれ免許の区分に従い、新法の相当規定により交付を受けた免許証とみなす。この場合において、当該免許証の新法第九十二条第三項に規定する有効期間は、旧法及び旧令の規定により当該運転免許証又は運転許可証が交付された日から起算するものとする。

一　大型自動車免許については、大型免許

二　普通自動車免許又は小型自動四輪車免許については、普通免許

三　けん引自動車免許については、普通免許及び特殊免許

四　特殊作業用自動車免許又は特種自動車免許については、特殊免許

五　自動三輪車免許については、三輪免許

六　側車付自動二輪車免許又は自動二輪車免許については、二輪免許

七　軽自動車免許については、軽免許

八　旧令第五十条の二第二項の規定による仮運転免許については、仮免許

九　第一種運転許可については、第一種原付免許

十　第二種運転許可については、第二種原付免許

十一　大型自動車第二種免許については、大型第二種免許

十二　普通自動車第二種免許又は小型自動四輪車第二種免許については、普通第二種免許

十三　けん引自動車第二種免許については、普通第二種免許及び特殊第二種免許

十四　自動三輪車第二種免許については、三輪第二種免許

2　新法の施行の際、現に旧令第五十条の二第一項の規定による仮運転免許を受けている者は、当該仮運転免許について指定されている期間内に限り、当該仮運転免許について指定されている種類の自動車に係る新法の規定による第一種免許を受けたものとみなし、その者が旧法及び旧令の規定により交付を受けている運転免許証は、新法の相当規定により交付を受けた当該免許に係る免許証とみなす。

第四条　前条第一項の場合において、旧令の規定により公安委員会が運転免許について付した自動車の種類その他の限定又は運転免許若しくは運転許可について付した条件で現にその効力を有するものは、それぞれ新法の相当規定により公安委員会が当該免許について付した条件とみなす。

第五条　新法の施行の際、現に旧法及び旧令に規定する自動車運転者試験に合格して旧法及び旧令の規定による運転免許を受けていない者については、当該自動車運転者試験を行なつた公安委員会は、旧令第四十九条第一項ただし書の規定により運転免許を拒否する場合を除き、新法第九十条第一項本文の規定にかかわらず、その者に当該自動車運転者試験に係る運転免許に相当する新法の規定による免許を与えなければならない。この場合において、自動車運転者試験を行なつた公安委員会が免許を受けた者の住所地を管轄するものでないときは、当該公安委員会は、すみやかに免許を与えた旨をその者の住所地を管轄する公安委員会に通知しなければならない。

2　新法の施行の際、現に旧法及び旧令の規定により運転許可の申請をして旧法及び旧令の規定による運転許可を受けていない者については、当該申請を受理した公安委員会は、その者が旧令第六十五条の三第一項各号のいずれかに該当し、若しくは同条第二項各号のいずれかに該当しない場合又は旧令第六十六条において準用する旧令第四十九条第一項ただし書の規定により運転許可を拒否する場合を除き、新法第九十条第一項本文の規定にかかわらず、その者に当該申請をした運転許可に相当する新法の規定による免許を与えなければならない。前項後段の規定は、この場合について準用する。

第六条　新法の施行の際、現に旧令第五十三条第一項第一号に掲げる公安委員会の指定した自動車練習所その他これに類する施設の発行する卒業証明書を有する者で卒業後一年を経過しないものは、新法第九十九条第一項の適用については、当該施設を卒業して一年を経過しない間は、同条同項第一号に掲げる指定自動車教習所の発行する卒業証明書を有する者で当該指定自動車教習所を卒業した日から起算して一年を経過しないものとみなす。

第七条　附則第三条に規定するもののほか、新法の施行の際、旧法の規定により公安委員会がした道路の通行の禁止若しくは制限又は旧法若しくは旧令の規定により公安委員会がした運転免許若しくは運転許可の取消し若しくは停止その他の処分で現にその効力を有するものは、それぞれ新法の相当規定により公安委員会がした処分とみなす。この場合において、当該処分に期間が定められているときは、その期間は、旧法又は旧令の規定により当該処分がされた日から起算するものとする。

第八条　附則第五条第二項に規定するもののほか、新法の施行の際、現に旧法又は旧令の規定により公安委員会に対してされている運転免許の申請、届出その他の手続は、それぞれ新法の相当規定により公安委員会に対してされた手続とみなす。この場合において、運転免許の申請、運転免許証若しくは運転許可証の再交付の申請又は運転免許証若しくは運転許可証の記載事項の変更に係る届出を受理した公安委員会が当該手続をした者の住所地を管轄するものでないときは、当該公安委員会は、新法の施行後すみやかに当該手続に係る書類をその者の住所地を管轄する公安委員会に引き継がなければならない。

第九条　新法の施行の際、旧法第九条第六項（第九条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定により公安委員会がした聴聞又は聴聞の手続については、これを新法第百四条の規定により公安委員会がした聴聞又は聴聞の手続とみなし、当該聴聞又は聴聞の手続をした公安委員会は、当該聴聞に係る事案について新法第百三条の規定による処分をすることができる。この場合において、当該処分をした公安委員会が当該処分に係る者の住所地を管轄するものでないときは、当該公安委員会は、すみやかに当該処分をした旨をその者の

住所地を管轄する公安委員会に通知しなければならない。

第十条　新法第九十条第一項及び第百三条第二項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、自動車及び原動機付自転車の運転に関し旧法若しくは旧令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反した者は、新法の相当規定又はこれに基づく処分にそれぞれ違反した者とみなす。

第十一条　新法の施行の際、旧法又は旧令の規定により警察署長がした許可その他の処分で現にその効力を有するものは、それぞれ新法の相当規定により警察署長がした処分とみなし、当該許可に係る許可証は、新法の相当規定による許可証とみなす。この場合において、当該処分に期間が定められているときは、その期間は、旧法又は旧令の規定により当該処分がされた日から起算するものとする。

第十二条　新法の施行の際、現に旧法又は旧令の規定により警察署長に対してされている許可の申請その他の手続は、それぞれ新法の相当規定により警察署長に対してされた手続とみなす。

第十三条　新法の施行の際、現に旧法第二十三条の三第一項の規定により交付されている保管証は、新法第百九条第一項の規定により交付された保管証とみなす。この場合において、当該保管証の新法第百九条第六項に規定する有効期間は、旧法第二十三条の三第一項の規定により当該保管証が交付された日から起算するものとする。

第十四条　新法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（公職選挙法の一部改正）

第十五条　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第百四十一条第一項各号列記以外の部分中「道路交通取締法（昭和二十二年法律第百三十号）第二条第五項に規定する諸車をいう。以下同じ。」を「道路交通法（昭和三十五年法律第　号）第二条第九号に規定する自動車をいう。以下同じ。」に改める。

（道路運送法の一部改正）

第十六条　道路運送法の一部を次のように改正する。

第六十八条第五項中「、道路交通取締法（昭和二十二年法律第百三十号）の規定にかかわらず」を削る。

（道路法の一部改正）

第十七条　道路法の一部を次のように改正する。

第三十二条に、次の二項を加える。

4　第一項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法（昭和三十五年法律第　号）第七十七条第一項の規定の適用を受けるものである場合においては、第二項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行なうことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。

5　道路管理者は、第一項又は第三項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

（交通事件即決裁判手続法の一部改正等）

第十八条　交通事件即決裁判手続法（昭和二十九年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「道路交通取締法（昭和二十二年法律第百三十号）又はこれに基く命令に違反する罪」を「道路交通法（昭和三十五年法律第　号）第八章の罪」に改める。

2　旧法又はこれに基づく命令に違反する罪にあたる事件の即決裁判に関する手続については、なお従前の例による。

（道路整備特別措置法の一部改正）

第十九条　道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項本文中「道路交通取締法（昭和二十二年法律第百三十号）第二条第四項に規定する諸車及び同条第七項に規定する無軌条電車」を「道路交通法（昭和三十五年法律第　号）第二条第八号に規定する車両」に改め、同条同項ただし書中「同法第十条第三項」を「同法第三十九条第一項」に改める。

（駐車場法の一部改正）

第二十条　駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「道路交通取締法（昭和二十二年法律第百三十号）第二条第五項」を「道路交通法（昭和三十五年法律第　号）第二条第九号」に改め、「自動二輪車」の下に「（側車付きのものを除く。）」を加え、同条第五号中「道路交通取締法第二十一条第一項の規定に基く政令で定める」を「道路交通法第二条第十八号に規定する」に改める。

第六条第一項第一号中「道路交通取締法第十条第三項」を「道路交通法第三十九条第一項」に改める。

理　由

道路交通取締法の制定後の道路交通事情の変化にかんがみ、交通の規制、歩行者及び車両等の交通方法、車両等の運転者の義務等に関する規定を道路交通の実情に即するように整備するとともに、運転免許制度を合理化し、新たに雇用者等の義務、違法駐車及び違法工作物等に対する危険防止のための措置等に関する規定を設け、あわせて罰則を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

道路交通法案
（参議院送付案中同院修正に係る条文を掲ぐ。小字及び——は修正）

（信号機の設置等）

第四条　都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）又はその委任を受けた者は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、信号機を設置し、及び管理することができる。

2　道路を通行する歩行者（小児用の車を含む。以下同じ。）又は車両等は、信号機の表示する信号に従わなければならない。

3　信号機表示する信号の意味その他信号機について必要な事項は、政令で定める。

（前則　第二項については第百十九条第一項第一号、同条第二項、第百二十一条第一項第一号、第百二十二条）

（警察官の手信号等に従う義務）

第五条　道路を通行する歩行者又は車両等は、交通整理のため行なう警察官の手信号その他の信号（以下「手信号等」という。）に従わなければならない。

2　警察官は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特に必要があると認めるときは、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等をすることができる。この場合において、歩行者又は車両等は、当該警察官の手信号等に従わなければならない。

3　前二項の手信号等の意味は、政令で定める。

（罰則　第一項及び第二項については第百十九条第一項第一号、同条第二項、第百二十一条第一項第一号、第百二十二条）

（混雑緩和の措置）

第六条　警察官は、車両等の通行が著しく停滞したことにより道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合において、当該道路における交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、その現場における混雑を緩和するため必要な限度において、その現場に

進行してくる車両等の通行を禁止し、若しくは制限し、その現場にある車両等の運転者に対し、当該車両等を後退させることを命じ、又は若しくは第三章第一節、第三節若しくは第六節に規定する通行方法と異なる通行方法によるべきことを命じ、ずる又はその現場にある関係者に対し必要な指示をすることができる。

2　警察官は、前項の規定による措置のみによつては、その現場における混雑を緩和することができないと認めるときは、その混雑を緩和するため必要な限度において、その現場にある関係者に対し必要な指示をすることができる。

（罰則　第一項については第百二十条第一項第一号）

（通行の禁止及び制限）

第七条　公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、当該道路につき、区間を定めて、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。

2　公安委員会は、政令で定めるところにより、前項の禁止又は制限のうち区間又は期間の短いものを警察署長に行なわせることができる。

3　警察官は、○道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、○道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、当該道路につき、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。

（罰則　第百十九条第一項第一号、同条第二項、第百二十一条第一項第一号、第百二十二条）

（行列等の通行）

第十一条　学生生徒の隊列、葬列その他の行列（以下「行列」という。）及び歩行者の通行を妨げるおそれのある者で、政令で定めるものは、前条第二項の規定にかかわらず、歩道と車道の区別のある道路においては、車道をその右側端に寄つて通行しなければならない。

2　前項の政令で定める行列以外の行列は、前条第二項の規定にかかわらず、歩道と車道の区別のある道路において、車道を通行することができる。この場合においては、車道の右側端に寄つて通行しなければならない。

3　警察官は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、第一項の行列の指揮者に対し、区間を定めて当該行列が道路又は車道の左側端に寄つて通行すべきことを命ずることができる。

（罰則　第一項については第百二十一条第一項第二号　第三項及び第三項については第百二十一条第一項第三号）

（通行方法の指示）

第十五条　警察官は、第十条、第十二条第二項若しくは第三項又は第十三条の規定に違反して道路を通行している歩行者に対し、当該各条に規定する通行方法によるべきことを指示することができる。

（罰則　第百二十一条第一項第四号）

（通行区分）

第十七条　車両は、歩道と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に出入するためやむを得ないときは、歩道を横断することができる。

2　前項ただし書の場合において、車両は、歩道に入る直前で一時停止し、かつ、歩行者の通行を妨げないようにしなければならない。

3　車両は、道路（歩道と車道の区別のある道路においては、車道。以下この章において同じ。）の中央（軌道が道路の側端に寄つて設けられている場合においては、当該道路の軌道敷を除いた部分の中央。以下この章において同じ。）から左の部分（以下「左側部分」という。）を通行しなければならない。

4　車両は、次の各号に掲げる場合においては、前項の規定にかかわらず、道路の中央から右の部分（以下「右側部分」という。）にその全部又は一部をはみ出してを通行することができる。この場合において、車両は、第一号に掲げる場合を除き、○そのはみ出し方ができるだけ少なくなるように○できる限り道路の中央に寄つて通行しなければならない。

一　当該道路が一方通行（道路における車両の通行につき一定の方向にする車両の通行が禁止されていることをいう。以下同じ。）となつている○○いるとき。

二　当該道路の左側部分の幅員が当該車両の通行のため十分なものでないとき。

三　当該車両が道路の損壊、道路工事その他の障害のため当該道路の左側部分を通行することができないとき。

四　当該道路の左側部分の幅員が三メートルに満たない道路において、他の車両を追い越そうとするとき（当該道路の右側部分を見とおすことができ、かつ、反対の方向からの交通を妨げるおそれがない場合に限る。）。

五　公安委員会が、勾配の急な道路のまがりかど附近について、当該道路における交通の危険を防止するため特に必要があると認めて区間及び通行の方法を指定した場合において、当該車両が当該指定に従い通行するとき。

5　車両は、安全地帯に入つてはならない。

（罰則　第一項から第三項まで及び第五項については第百二十条第一項第二号、第百二十二条）

（車両通行区分帯）

第二十条　公安委員会は、車両の交通の円滑を図るため政令で定める基準により、車両通行区分帯を設けることができる。

2　車両は、車両通行区分帯の設けられた道路においては、前条の規定にかかわらず、車両通行区分帯について政令で定める通行の区分に従い、当該車両通行区分帯を通行しなければならない。

3　公安委員会は、交通の状況により特に必要があると認めるときは、車両通行区分帯について前項の政令で定める通行の区分と異なる通行の区分を指定することができる。この場合において、車両は、当該通行の区分に従い、当該車両通行区分帯を通行しなければならない。

4　車両は、追越しをするとき、第三十四条第一項、第二項若しくは第三項の規定により道路の左側若しくは中央に寄るとき、第四十条第二項の規定により一時進路を譲るとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、第二項及び前項後段の規定によらないことができる。

（罰則　第二項及び第三項については第百二十条第一項第三号、同条第二項、第百二十二条）

（軌道敷内の通行）

第二十一条　車両（トロリーバスを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、左折し、右折し、横断し、若しくは転回するため軌道敷を横切る場合又は危険防止のためやむを得ない場合を除き、軌道敷内を通行してはならない。

2　車両は、次の各号に掲げる場合においては、前項の規定にかかわらず、軌道敷内を通行することができる。この場合において、車両は、路面電車の通行を妨げてはならない。

一　当該道路の左側部分から軌道敷を除いた部分の幅員が当該車両の通行のため十分なものでないとき。

二　当該車両が、道路の損壊、道路工事その他の障害のため当該道路の左側部分から軌道敷を除いた部分を通行することができないとき。

三　公安委員会が、交通のひんぱんな道路について、当該道路における車両の通行の円滑を図るため特に必要があると認めて場所及び必要に応じて時間又は通行の方法を指定した場合において、もつぱら人を運搬する構造

の普通自動車が当該指定に従い通行するとき。

3　軌道敷内を通行する車両は、後方から路面電車が接近してきたときは、当該路面電車の正常な運行に支障を及ぼさないように、すみやかに軌道敷外に出るか、又は当該路面電車から必要な距離を保つようにしなければならない。

（罰則　第百二十一条第一項第五号、第百二十二条）

（横断等の禁止）

第二十五条　車両は、歩行者又は他の車両等の正常な交通を妨害するおそれがあるときは、横断し、転回し、又は後退してはならない。

2　公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特に必要があると認めるときは、道路の区間を指定し、当該道路の区間における車両の横断、転回又は後退を禁止することができる。

（罰則　第一項については第百二十条第一項第二号、第百二十二条　第二項については第百二十条第一項第四号、同条第二項、第百二十二条）

（車間距離の保持）

第二十六条　車両等は、同一の進路を進行している他の車両等の直後を進行するときは、その直前の車両等が急に停止したときにおいてもこれに追突するのを避けることができるため必要な距離を、これから保たなければならない。

（罰則　第百二十一条第一項第五号、第百二十二条）

（進路を譲る義務）

第二十七条　車両（道路運送法第三条第二項第一号に掲げる一般乗合旅客自動車運送事業又は同条第三項第一号に掲げる特定旅客自動車運送事業の用に供する自動車（以下「乗合自動車」という。）及びトロリーバスを除く。）は、車両通行区分帯の設けられた道路を通行する場合を除き、第十八条に規定する通行の優先順位（以下「優先順位」という。）が先である車両に追いつかれ、かつ、道路の中央との間にその追いついた車両が通行するのに十分な余地がない場合においては、道路の左側に寄つてこれに進路を譲らなければならない。優先順位が同じであるか又は後である車両に追いつかれ、かつ、道路の中央との間にその追いついた車両が通行するのに十分な余地がない場合において、その追いついた車両の速度よりもおそい速度で引き続き進行しようとするときも、同様とする。

（罰則　第百二十条第一項第二号、第百二十二条）

（追越しの方法）

第二十八条　車両は、他の車両を追い越そうとするときは、その追い越されようとする車両（以下この条及び次条において「前車」という。）の右側を通行しなければならない。

2　車両は、路面電車を追い越そうとするときは、当該車両が追いついた路面電車の左側を通行しなければならない。ただし、軌道が道路の左側端に寄つて設けられているときは、この限りでない。

3　前二項の場合においては、追越しをしようとする車両（以下次条において「後車」という。）は、反対の方向からの交通及び前車又は路面電車の前方の交通にも十分に注意し、かつ、前車又は路面電車の速度及び進路並びに道路の状況に応じて、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない。

（罰則　第百二十条第一項第二号、第百二十二条）

（追越しを禁止する場合）

第二十九条　後車は、前方にある自動車又はトロリーバス（以下この条及び次条において「自動車等」という。）が他の自動車等と並進しているときは、追越しをしてはならない。

2　後車は、前車が他の自動車等を追い越そうとしているときは、追越しをしてはならない。

（罰則　第百二十条第一項第二号、第百二十二条）

（追越しを禁止する場所）

第三十条　自動車等は、交差点、道路のまがりかど附近、上り坂の頂上附近、勾配の急な下り坂又は公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めて指定した場所においては、他の自動車等を追い越してはならない。

2　原動機付自転車又は軽車両は、前項の場所においては、原動機付自転車にあつては他の原動機付自転車又は自動車等を、軽車両にあつては他の車両を追い越してはならない。

（罰則　第百二十条第一項第三号、同条第二項、第百二十二条）

（停車中の路面電車がある場合の停止又は徐行）

第三十一条　車両は、乗客の乗降のため停車中の路面電車に追いついたときは、当該路面電車の乗客が乗降を終わり、又は当該路面電車から降りた者で当該車両の前方において当該路面電車の左側を横断し、若しくは横断しようとしているものがいなくなるまで、当該路面電車の後方で停止しなければならない。ただし、路面電車に乗降する者の安全を図るため設けられた安全地帯があるとき、又は当該路面電車に乗降する者がいない場合において当該路面電車の左側に当該路面電車から一・五メートル以上の間隔を保つことができるときは、徐行して当該路面電車の左側を通過することができる。

（罰則　第百二十条第一項第二号、第百二十二条）

（割込み等の禁止）

第三十二条　車両は、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため、停止し、若しくは停止しようとして徐行している車両等又はこれらに続いて停止し、若しくは徐行している車両等に追いついたときは、その前方にある車両等の側方を通過して当該車両等の前方に割り込み、又はその前方を横切つてはならない。

（罰則　第百二十条第一項第二号、第百二十二条）

（踏切の通過）

第三十三条　車両等は、踏切を通過しようとするときは、踏切の直前で停止し、かつ、安全であることを確認した後でなければ進行してはならない。ただし、信号機の表示する信号に従うときは、踏切の直前で停止しないで進行することができる。

2　車両等は、踏切を通過しようとする場合において、踏切の遮断機が閉じようとし、若しくは閉じている間又は踏切の警報機が警報している間は、当該踏切に入つてはならない。

（罰則　第百十九条第一項第二号、同条第二項、第百二十二条）

（左折又は右折）

第三十四条　車両は、左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側に寄り、かつ、徐行しなければならない。

2　自動車、第二種原動機付自転車又はトロリーバスは、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の中央に寄り、かつ、交差点の中心の直近の内側（公安委員会が交差点の状況により、特に必要があると認めて指定した場所においては、外側）を徐行しなければならない。

3　第一種原動機付自転車又は軽車両は、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側に寄り、かつ、交差点の側端に沿つて徐行しなければならない。

4　左折又は右折しようとする車両が、前三項の規定により、それぞれ道路の左側又は中央に寄ろうとして手又は方向指示器による合図をしたときは、その後方にある車

両は、当該合図をした車両の進行を妨げてはならない。

(罰則 第一項から第三項までについては第百二十一条第一項第五号、第百二十二条 第四項については第百二十条第一項第二号、第百二十二条)

(先入、先順位及び左方の車両等の優先)

第三十五条 車両等は、交通整理の行なわれていない交差点に入ろうとする場合において、既に他の道路から当該交差点に入つている車両等があるときは、当該車両等の進行を妨げてはならない。

2 車両は、交通整理の行なわれていない交差点に入ろうとする場合において、他の道路から同時に当該交差点に入ろうとしている路面電車又は優先順位が先である車両があるときは、当該車両等の進行を妨げてはならない。

3 車両は、交通整理の行なわれていない交差点に入ろうとする場合において、左方の道路から同時に当該交差点に入ろうとしている優先順位が同じである車両があるときは、当該車両の進行を妨げてはならない。路面電車が交通整理の行なわれていない交差点に入ろうとする場合において、左方の道路から同時に当該交差点に入ろうとしている路面電車があるときも、同様とする。

(罰則 第百二十条第一項第二号、第百二十二条)

(広い道路にある車両等の優先)

第三十六条 車両等は、交通整理の行なわれていない交差点に入ろうとする場合において、その通行している道路の幅員よりもこれと交差する道路の幅員が明らかに広いものであるときは、徐行しなければならない。

2 前項の場合において、幅員が広い道路から当該交差点に入ろうとする車両等があるときは、車両等は、幅員が広い道路にある当該車両等の進行を妨げてはならない。

3 前項の場合において、幅員が広い道路を通行する車両等については、前条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

(罰則 第一項及び第二項については第百二十条第一項第二号、第百二十二条)

(直進及び左折車両等の優先)

第三十七条 車両等は、交差点で右折する場合において、当該交差点において直進し、又は左折しようとする車両等があるときは、第三十五条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該車両等の進行を妨げてはならない。

2 車両等は、交差点で直進し、又は左折しようとするときは、当該交差点において既に右折している車両等の進行を妨げてはならない。

(罰則 第百二十条第一項第二号、第百二十二条)

(歩行者の保護)

第三十八条 車両等は、交通整理の行なわれている交差点で左折し、又は右折するときは、信号機の表示する信号又は警察官の手信号等に従つて道路を横断している歩行者の通行を妨げてはならない。

2 車両等は、交通整理の行なわれていない交差点又はその附近において歩行者が道路を横断しているときは、その歩行者の通行を妨げてはならない。

(罰則 第百二十条第一項第二号、第百二十二条)

(緊急自動車の通行区分等)

第三十九条 緊急自動車(消防自動車、救急自動車その他政令で定める自動車で、当該緊急用務のため、政令で定めるところにより、運転中のものをいう。以下同じ。)は、第十七条第四項に規定する場合のほか、追越しをするためその他やむを得ない必要があるときは、同条第三項の規定にかかわらず、道路の右側部分をできる限り(にその全部又は一部をはみ出して)道路の中央に寄つて通行することができる。

2 緊急自動車は、第十九条の道路を通行するときは、同条の規定にかかわらず、当該道路の中央寄りを通行しなければならない。

3 緊急自動車は、法令の規定により停止しなければならない場合においても、停止することを要しない。この場合においては、他の交通に注意して徐行しなければならない。

(緊急自動車の優先)

第四十条 交差点又はその附近において、緊急自動車が接近してきたときは、路面電車は交差点を避けて、車両(緊急自動車を除く。以下この条において同じ。)は交差点を避け、かつ、道路の左側に寄つて一時停止しなければならない。

2 前項以外の場所において、緊急自動車が接近してきたときは、車両は、道路の左側に寄つて、これに進路を譲らなければならない。

(罰則 第百二十条第一項第二号、第百二十二条)

(徐行すべき場所)

第四十二条 車両等は、交通整理の行なわれていない交差点で左右の見とおしのきかないもの、道路のまがりかど附近、上り坂の頂上附近、勾配の急な下り坂又は公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めて指定した場所においては、徐行しなければならない。

(罰則 第百二十条第一項第三号、同条第二項、第百二十二条)

(指定場所における一時停止)

第四十三条 交差点に入ろうとする車両等は、公安委員会が道路又は交通の状況により特に必要があると認めて指定した場所においては、一時停止しなければならない。ただし、当該交差点において交通整理が行なわれているときは、この限りでない。

(罰則 第百二十条第一項第三号、同条第二項、第百二十二条)

(停車及び駐車を禁止する場所)

第四十四条 車両は、次の各号に掲げる道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。ただし、乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するときは、この限りでない。

一 交差点、横断歩道、踏切又は軌道敷内

二 交差点の側端又は道路のまがりかどから五メートル以内の部分

三 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分

四 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分(当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。)

五 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分

六 前各号に掲げるもののほか、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めて指定した場所

(罰則 第百二十条第一項第五号、同条第二項)

(駐車を禁止する場所)

第四十五条 車両は、次の各号に掲げる道路の部分においては、駐車してはならない。ただし、第六号に掲げる場所においては、公安委員会の定めるところにより警察署長の許可を受けたときは、この限りでない。

一 勾配の急な坂

〔一〕二　人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用の出入口から三メートル以内の部分

〔二〕三　道路工事が行なわれている場合における当該工事区域の側端から五メートル以内の部分

〔三〕四　消防用機械器具の置場若しくは消防用防火水槽の側端又はこれらの道路に接する出入口から五メートル以内の部分

〔四〕五　消火栓又は消防用防火水槽の吸水口若しくは吸管投入孔から五メートル以内の部分

〔五〕六　火災報知機から一メートル以内の部分

〔六〕七　前各号に掲げるもののほか、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めて指定した場所

2　車両は、第四十八条第一項の規定により駐車する場合に当該車両の右側の道路上に三・五メートル以上の余地がないこととなる場所においては、駐車してはならない。ただし、貨物の積卸しを行なう場合で運転者がその車両を離れないとき、若しくは運転者がその車両を離れたが直ちに運転に従事することができる状態にあるとき、又は傷病者の救護のためやむを得ないときは、この限りでない。

3　公安委員会が交通がひんぱんでないと認めて指定した区域においては、前項本文の規定は、適用しない。

（罰則　第一項及び第二項については第百二十条第一項第五号、同条第二項）

（停車又は駐車を禁止する場所の特例）

第四十六条　車両は、公安委員会が、道路又は交通の状況により特に支障がないと認めて、第四十四条又は前条第一項の規定（第四十四条第一号及び第六号並びに前条第一項第一号、第〔五〕六号及び第〔六〕七号に係るものを除く。）による停車及び駐車を禁止する道路の部分又は駐車を禁止する道路の部分の一部について指定した場所においては、前二条の規定にかかわらず、停車し、又は駐車することができる。

（停車の方法）

第四十七条　車両は、人の乗降又は貨物の積卸しのため停車するときは、できる限り道路の左側端に沿い、かつ、他の交通の妨害とならないようにしなければならない。ただし、〔一方通行となつ〕一定の方向にする車両の通行が禁止されている道路で公安委員会が指定した場所においては、道路の右側端に沿つて停車することができる。

（罰則　第百二十条第一項第六号）

（駐車の方法）

第四十八条　車両は、道路の左側端（歩道と車道の区別のない道路に〔で〕〔公安委員会が指定した場所においあつては、〕道路の左側端から道路の中央に〇・五メートル寄つた線）に沿い、かつ、他の交通の妨害とならないように駐車しなければならない。

2　車両は、公安委員会が道路又は交通の状況により特に必要があると認めて指定した場所においては、前項の規定にかかわらず、当該場所について公安委員会が定める方法によつて駐車しなければならない。

（罰則　第百二十条第一項第五号、同条第二項）

（駐車時間の制限）

第四十九条　公安委員会は、道路又は交通の状況により特に必要があると認めるときは、場所を指定し、当該場所において同一の車両が引き続き駐車することができる時間を制限することができる。

（罰則　第百二十条第一項第七号、同条第二項）

（路上駐車場における停車又は駐車の禁止等）

第五十条　公安委員会は、駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第二条第一号の路上駐車場（以下この条において「路上駐車場」という。）が設けられている場所を第四十四条第六号又は第四十五条第一項第〔六〕七号に掲げる停車及び駐車を禁止する場所又は駐車を禁止する場所として指定しようとするときは、期間を定めてしなければならない。

2　前項の場合において、公安委員会は、その指定しようとする旨及び指定の期間について、あらかじめ、当該路上駐車場を設置した道路の管理者である地方公共団体の意見をきかなければならない。緊急を要する場合で、あらかじめ、当該地方公共団体の意見をきくいとまがなかつたときは、事後において、すみやかに当該指定した旨及び指定の期間を通知しなければならない。

（違法駐車に対する措置）

第五十一条　車両（トロリーバスを除く。以下この条において同じ。）が第四十四条、第四十五条若しくは第四十八条の規定又は第四十九条の規定による公安委員会の処分に違反して駐車していると認められる場合において、当該車両が道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあるときは、警察官は、当該車両の運転者その他当該車両の管理について責任がある者（以下この条において「運転者等」という。）に対し、当該車両の駐車の方法を変更し、又は当該車両を当該駐車が禁止されている場所から移動すべきことを命ずることができる。

2　前項の場合において、当該車両が道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあり、かつ、現場に当該車両の運転者等がいないときは、警察官は、道路における交通の危険を防止し、又は交通の円滑を図るため必要な限度において、当該車両の駐車の方法の変更その他必要な措置をとり、又は当該車両が駐車している場所からの距離が五十メートルをこえない道路上の場所に当該車両を移動することができる。

3　前項の規定により車両の移動をしようとする場合において、当該車両が駐車している場所からの距離が五十メートルをこえない範囲の地域内の道路上に当該車両を移動する場所がないときは、警察官は、当該車両が駐車している場所を管轄する警察署長にその旨を報告しなければならない。

4　前項の報告を受けた警察署長は、第二項に規定する場所以外の場所に当該車両を移動することができる。この場合において、警察署長は、当該車両を保管しなければならない。

5　警察署長は、前項後段の規定により車両を保管したときは、当該車両の所有者又は使用者（以下この条において「所有者等」という。）に対し、保管を始めた日時及び保管の場所を通知する等すみやかに当該車両を所有者等に返還するため必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

6　前二項に規定する車両の移動、車両の保管、公示等に要した費用は、当該車両の返還を受けるべき所有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

（罰則　第一項については第百十九条第一項第三号）

（車両等の燈火）

第五十二条　車両等は、夜間（日没時から日出時までの時間をいう。以下この条において同じ。）、道路にあるときは、政令で定めるところにより、前照燈、車幅燈、尾燈その他の燈火をつけなければならない。政令で定める場合においては、夜間以外の時間にあつても、同様とする。

3　車両等が、夜間（前項後段の場合を含む。）、他の車両等と行き違う場合において、他の車両等の交通を妨げるおそれがあるときは、車両等の運転者は、政令で定めるところにより、燈火を消し、燈火の光度を減ずる等燈火を操作しなければならない。

（罰則　第一項については第百二十条第一項第五号、同条第二項、第二項については第百二十条第一項第八号、同条第二項）

（合図）

第五十三条　車両（自転車以外の軽車両を除く。）の運転者は、左折し、右折し、横断し、転回し、徐行し、停止し、後退し、又は同一方向に進行しながら進路を変えるときは、手、方向指示器又は燈火により合図をし、かつ、これらの行為が終わるまで当該合図を継続しなければならない。

2　前項の合図を行なう時期及び合図の方法について必要な事項は、政令で定める。

（罰則　第一項については第百二十条第一項第九号）

（警音器の使用等）

第五十四条　車両等（自転車以外の軽車両を除く。以下この条において同じ。）の運転者は、次の各号に掲げる場合においては、警音器を鳴らさなければならない。

一　左右の見とおしのきかない交差点、見とおしのきかない道路のまがりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上で公安委員会が指定した場所を通行しようとするとき。

二　山地部の道路その他曲折が多い道路について公安委員会が指定した区間における左右の見とおしのきかない交差点、見とおしのきかない道路のまがりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上を通行しようとするとき。

2　車両等の運転者は、法令の規定により警音器を鳴らさなければならないこととされている場合を除き、警音器を鳴らしてはならない。ただし、危険を防止するためやむを得ないときは、この限りでない。

（罰則　第一項については第百二十条第一項第八号、同条第二項、第二項については第百二十一条第一項第六号）

（乗車又は積載の方法）

第五十五条　車両の運転者は、当該車両の乗車のために設備された場所以外の場所に乗車させ、又は乗車若しくは積載のために設備された場所以外の場所に積載して車両を運転してはならない。ただし、もつぱら貨物を運搬する構造の自動車（以下次条及び第五十七条において「貨物自動車」という。）で貨物を積載しているものにあつては、当該貨物を看守するため必要な最小限度の人員をその荷台に乗車させて運転することができる。

2　車両の運転者は、運転者の視野若しくはハンドルその他の装置の操作を妨げ、後写鏡の効用を失わせ、車両の安定を害し、又は外部から当該車両の方向指示器、車両の番号標、制動燈、尾燈若しくは後部反射器を確認することができないこととなるような乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはならない。

3　車両に乗車する者は、当該車両の運転者が前二項の規定に違反することとなるような方法で乗車をしてはならない。

（罰則　第一項及び第二項については第百二十条第一項第十号、第百二十二条、第百二十三条　第三項については第百二十一条第一項第六号）

（乗車又は積載の制限等）

第五十七条　車両（軽車両を除く。以下この項において同じ。）の運転者は、当該車両について政令で定める乗車人員又は積載重量若しくは積載容量の制限をこえて乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはならない。ただし、第五十五条第一項ただし書の規定により、又は前条第二項の規定による許可を受けて貨物自動車の荷台に乗車させる場合にあつては、当該制限をこえる乗車をさせて運転することができる。

2　公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めるときは、軽車両の乗車人員又は積載重量若しくは積載容量の制限について定めることができる。

3　貨物が分割できないものであるため第一項本文の政令で定める積載重量若しくは積載容量の制限又は前項の規定に基づき公安委員会が定める積載重量若しくは積載容量をこえることとなる場合において、出発地警察署長が当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況により支障がないと認めて重量又は容量を限つて許可をしたときは、車両の運転者は、第一項本文又は前項の規定にかかわらず、当該許可に係る重量及び容量の範囲内で当該制限をこえる積載をして車両を運転することができる。

（罰則　第一項については百二十条第一項第十号、第百二十二条、第百二十三条　第二項については第百二十一条第一項第七号、第百二十三条）

（制限外許可証の交付等）

第五十八条　出発地警察署長は、第五十六条又は前条第三項の規定による許可（以下この条において「制限外許可」という。）をしたときは、許可証を交付しなければならない。

2　前項の規定により許可証の交付を受けた車両の運転者は、当該許可に係る車両の運転中、当該許可証を携帯していなければならない。

3　制限外許可を与える場合において、必要があると認めるときは、出発地警察署長は、政令で定めるところにより、当該許可に危険を防止するため必要な条件を付することができる。

4　第一項の許可証の様式その他制限外許可の手続について必要な事項は、総理府令で定める。

（罰則　第三項については第百二十一条第一項第八号、第百二十三条）

（自動車の牽引制限）

第五十九条　自動車の運転者は、牽引するための構造及び装置を有する自動車によつて牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽引する場合を除き、他の車両を牽引してはならない。ただし、故障その他の理由により自動車を牽引することがやむを得ない場合において、政令で定めるところにより当該自動車を牽引するときは、この限りでない。

2　自動車の運転者は、他の車両を牽引する場合においては、自動二輪車又は軽自動車によつて牽引するときは一台をこえる車両を、その他の自動車によつて牽引するときは二台をこえる車両を牽引してはならず、また、牽引する自動車の前端から牽引される車両の後端（牽引される車両が二台のときは二台目の車両の後端）までの長さが二十五メートルをこえることとなるときは、牽引をしてはならない。ただし、公安委員会が当該自動車について、道路を指定し、又は時間を限つて牽引の許可をしたときは、この限りでない。

3　前項ただし書の規定による許可をしたときは、公安委員会は、許可証を交付しなければならない。

4　前項の規定により許可証の交付を受けた自動車の運転者は、当該許可に係る牽引中、当該許可証を携帯していなければならない。

5　第三項の許可証の様式その他第二項ただし書の許可の手続について必要な事項は、総理府令で定める。

（罰則　第一項及び第二項については第百二十条第一項第十号、第百二十二条、第百二十三条）

（自動車以外の車両の牽引制限）

第六十条　公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めるときは、自動車以外の車両によつてする牽引の制限について定めることができる。

（罰則　第百二十一条第一項第七号、第百二十三条）

（危険防止の措置）

第六十一条　警察官は、車両等の乗車、積載又は牽引について危険を防止するため特に必要があると認めるときは、当該車両等を停止させ、及び当該車両等の運転者に対し、危険を防止するため必要な応急の措置をとることを命ずることができる。

（罰則　第百十九条第一項第四号）

（整備不良車両の運転の禁止）

第六十二条　車両等の使用者その他車両等の装置の整備について責任を有する者又は運転者は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三章若しくはこれに基づく命令の規定（道路運送車両法の規定が適用されない自衛隊の使用する自動車については、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百十四条第二項の規定による防衛庁長官の定め。以下同じ。）又は軌道法第十四条若しくはこれに基づく命令により定められた装置を備えていないか、又はこれらの装置が調整されていないため交通の危険を生じさせるおそれがある車両等（以下「整備不良車両」という。）を運転させ、又は運転してはならない。

（罰則　第百十九条第一項第五号、同条第二項、第百二十二条、第百二十三条）

（車両の検査等）

第六十三条　警察官は、前条の整備不良車両に該当すると認められる車両（軽車両を除く。以下この条において同じ。）が運転されているときは、当該車両を停止させ、並びに当該車両の運転者に対し、自動車検査証（道路運送車両法第六十条の自動車検査証をいう。）その他政令で定める書類の提示を求め、及び当該車両の装置について検査することができる。

2　前項の場合において、警察官は、当該車両の運転者に対し、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要な応急の措置をとることを命じ、また、応急の措置によつては必要な整備をすることができないと認められる車両（以下この条において「故障車両」という。）については、当該故障車両の運転を継続してはならない旨を命ずることができる。

3　前項の場合において、当該故障車両の整備不良の程度及び道路又は交通の状況により支障がないと認めるときは、警察官は、前条の規定にかかわらず、当該故障車両を整備するため必要な限度において、区間及び通行の経路を指定し、その他道路における危険を防止するため必要な条件を付して当該故障車両を運転することを許可することができる。この場合において、警察官は、許可証を交付しなければならない。

4　警察官は、第二項の規定による措置をとつたときは、当該故障車両の運転者に対し、当該故障車両について整備を要する事項を記載した文書を交付し、かつ、当該故障車両の前面の見やすい箇所に標章をはりつけなければならない。

5　警察官は、前項の措置をとつたときは、その旨を当該措置をとつた場所を管轄する警察署長に報告しなければならない。

6　警察署長は、前項の報告を受けたときは、当該故障車両の使用の本拠の位置を管轄する陸運局長に対し、総理府令・運輸省令で定める事項を通知しなければならない。

7　第四項の規定によりはりつけられた標章は、何人も、これを破損し、又は汚損してはならず、また、当該故障車両の必要な整備がされたことについて、総理府令・運輸省令で定める手続により、もよりの警察署の警察署長又は車両の整備に係る事項について権限を有する行政庁の確認を受けた後でなければ、これを取り除いてはならない。

8　第三項の許可証の様式、第四項の規定により故障車両の運転者に対し交付する文書の様式及び同項の標章の様式は、総理府令・運輸省令で定める。

（罰則　第一項については第百十九条第一項第六号　第二項については第百十九条第一項第七号　第七項については第百二十一条第一項第九号）

（無免許運転の禁止）

第六十四条　何人も、第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けないで（第百三条第二項の規定により運転免許の効力が停止されている場合を含む。）、自動車又は原動機付自転車を運転してはならない。

（罰則　第百十八条第一項第一号、第百二十二条）

（〔酒気帯び〕酔つぱらい運転の禁止）

第六十五条　何人も、〔酒気を帯びて〕酒に酔い（〔身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する〕アルコールの影響により車両等の正常な運転ができないおそれがある状態にあることをいう。○以下同じ。○）、車両等を運転してはならない。

（罰則　第百十八条第一項第二号）

（過労運転等の禁止）

第六十六条　何人も、前条に規定する場合のほか、過労、病気、薬物の影響その他の理由により、正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転してはならない。

（罰則　第百十八条第一項第二号）

（危険防止の措置）

第六十七条　警察官は、車両等の運転者が前三条の規定に違反して車両等を運転していると認めるときは、当該車両等を停止させ、及び当該車両等の運転者に対し、第九十二条第一項の運転免許証の提示を求めることができる。

2　前項の場合において、当該車両等の運転者が引き続き前三条の規定に違反して車両等を運転するおそれがあるときは、警察官は、その者が正常な運転ができる状態になるまで車両等の運転をしてはならない旨を指示する等道路における交通の危険を防止するため必要な応急の措置をとることができる。

（罰則　第一項については第百十九条第一項第八号）

（最高速度の遵守）

第六十八条　車両等の運転者は、法令で定める最高速度又は第二十二条第二項若しくは第二十三条の規定に基づき公安委員会が定める最高速度をこえる速度で車両等を運転してはならない。

（罰則　第百十八条第一項第三号、同条第二項、第百二十二条）

（最低速度の遵守）

第六十九条　自動車の運転者は、高速自動車国道又は第二十四条第二項の規定により公安委員会が指定した道路の区間においては、法令の規定により、又は危険を防止するため徐行する場合を除き、同条第一項の規定に基づく政令で定める最低速度又は同条第二項の規定に基づき公安委員会が定める最低速度に達しない速度で自動車を運転してはならない。

（罰則　第百二十条第一項第十一号）

（安全運転の義務）

第七十条　車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況

に応じ、他人に危害を及ぼさない○速度と
ような○方法で運転しなければならない。
(罰則　第百十九条第一項第九号、同条第二項、第百二十二条)

(運転者の遵守事項)
第七十一条　車両等の運転者は、車両等を運転するときは、第六十四条から第六十六条まで及び前三条に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

一　ぬかるみ又は水たまりを通行するときは、泥よけ器をつけ、又は徐行する等して、泥土、汚水等を飛散させて他人に迷惑を及ぼすことがないようにすること。

二　目が見えない者若しくは耳がきこえない者が白色に塗ったつえを携えて通行しているとき、又は監護者が付き添わない児童若しくは幼児が歩行しているときは、一時停止し、又は徐行して、その通行又は歩行を妨げないようにすること。

三　歩行者が横断歩道を通行しているときは、一時停止し、又は徐行して、その通行を妨げないようにすること。

四　道路の左側部分に設けられた安全地帯の側方を通行する場合において、当該安全地帯に歩行者がいるときは、徐行すること。

五　乗降口のドアを閉じ、貨物の積載を確実に行なう等当該車両等に乗車している者又は積載している貨物の転落を防ぐため必要な措置を講ずること。

六　車両等を離れるときは、その原動機をとめ、完全にブレーキをかける等当該車両等が停止の状態を保つため必要な措置を講ずること。

七　前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要と認めて定めた事項

(罰則　第百二十条第一項第九号)

(交通事故の場合の措置)
第七十二条　車両等の交通による人の死傷又は物の損壊(以下「交通事故」という。)があつたときは、当該車両等の運転者その他の乗務員(以下この節において「運転者等」という。)は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者(運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員。以下次項において同じ。)は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちにもよりの警察署(派出所又は駐在所を含む。以下次項において同じ。)の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

2　前項後段の規定により報告を受けたもよりの警察署の警察官は、負傷者を救護し、又は道路における危険を防止するため必要があると認めるときは、当該報告をした運転者に対し、警察官が現場に到着するまで現場を去つてはならない旨を命ずることができる。

3　前二項の場合において、現場にある警察官は、当該車両等の運転者等に対し、負傷者を救護し、又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な指示をすることができる。

4　緊急自動車若しくは傷病者を運搬中の車両又は郵便物運搬用自動車、乗合自動車、トロリーバス若しくは路面電車で当該業務に従事中のものの運転者は、当該業務のため引き続き当該車両等を運転する必要があるときは、第一項の規定にかかわらず、その他の乗務員に第一項前段に規定する措置を講じさせ、又は同項後段に規定する報告をさせて、当該車両等の運転を継続することができる。

(罰則　第一項については第百十七条、第百十九条第一項第十号、第二項については第百二十条第一項第十一号)

(妨害の禁止)
第七十三条　交通事故があつた場合において、当該交通事故に係る車両等の運転者等以外の者で当該車両等に乗車しているものがあるときは、その者は、当該車両等の運転者等が前条第一項前段に規定する措置を講じ、又は同条同項後段に規定する報告をするのを妨げてはならない。

(罰則　第百二十条第一項第九号)

(雇用者の義務)
第七十四条　車両等の運転者を雇用する者(以下この条及び第百八条において「雇用者」という。)は、その雇用する車両等の運転者(以下この条において「雇用運転者」という。)に、この法律又はこの法律に基づく命令に規定する車両等の安全な運転に関する事項を遵守させるようにつとめなければならない。

2　雇用者は、雇用運転者が第六十八条の規定に違反することを誘発するように時間を拘束した業務を課し、又はそのような条件を付して雇用運転者に車両等を運転させてはならない。

3　雇用者は、雇用運転者が第七十一条第一号の規定に違反することがないように、車両等に泥よけ器を備える等の必要な措置をとらなければならない。

(罰則　第二項については第百十九条第一項第十一号、第百二十三条)

(車両等の運行を管理する者の義務)
第七十五条　車両等の運行を直接管理する地位にある者は、当該業務に関し、法令の規定による運転の免許を受けなければ運転し、又は操縦することができないこととされている車両等を当該免許を受けていない者(法令の規定により当該免許の効力が停止されている者を含む。以下この項において同じ。)に運転することを命じ、又は当該免許を受けていない者が当該車両等を運転することを容認してはならない。

2　車両等の運行を直接管理する地位にある者は、当該業務に関し、車両等の運転者に対し、アルコール又は薬物の影響、過労、病気その他の理由により正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転することを命じ、又は車両等の運転者がそのような状態で車両等を運転することを容認してはならない。

(罰則　第百十九条第一項第十二号、第百二十三条)

(禁止行為)
第七十六条　何人も、信号機若しくは道路標識等又はこれらに類似する工作物若しくは物件をみだりに設置してはならない。

2　何人も、信号機又は道路標識等の効用を妨げるような工作物又は物件を設置してはならない。

3　何人も、交通の妨害となるような方法で物件をみだりに道路に置いてはならない。

4　何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。

一　道路において、酒に酔つて交通の妨害となるような程度にふらつくこと。

二　道路において、交通の妨害となるような方法で寝そべり、すわり、しやがみ、又は立ちどまつていること。

三　交通のひんぱんな道路において、球戯をし、ローラー・スケートをし、又はこれらに類する行為をすること。

四　石、ガラスびん、金属片その他道路上の人若しくは車両等を損傷するおそれのある物件を投げ、又は発射すること。

五　前号に掲げるもののほか、道路において進行中の車両等から物件を投げること。

六　道路において進行中の自動車、トロリーバス又は路面電車に飛び乗り、若しくはこれらから飛び降り、又はこれらに外からつかまること。

七　前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が、道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めて定めた行為

(罰則　第一項及び第二項については第百十八条第一項第四号、第百二十三条　第三項については第百十九条第一項第十二号、第百二十三条　第四項については第百二十条第一項第九号)

(道路の使用の許可)

第七十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長(以下この節において「所轄警察署長」という。)の許可(当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。)を受けなければならない。

一　道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人

二　道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者

三　場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者

四　前各号に掲げるもののほか、道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為で、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めたものをしようとする者

2　前項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、所轄警察署長は、許可をしなければならない。

一　当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき。

二　当該申請に係る行為が許可に付された条件に従つて行なわれることにより交通の妨害となるおそれがなくなると認められるとき。

三　当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき。

3　第一項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、所轄警察署長は、当該許可に係る行為が前項第一号に該当する場合を除き、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することができる。

4　所轄警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、前項の規定により付した条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。

5　所轄警察署長は、第一項の規定による許可を受けた者が前二項の規定による条件に違反したとき、又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、その許可を取り消し、又はその許可の効力を停止することができる。

6　所轄警察署長は、第三項又は第四項の規定による条件に違反した者について前項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、あらかじめ、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をしようとする理由を通知して、当該事案について弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。ただし、交通の危険を防止するため緊急やむを得ないときは、この限りでない。

7　第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可の期間が満了したとき、又は第五項の規定により当該許可が取り消されたときは、すみやかに当該工作物の除去その他道路を原状に回復する措置を講じなければならない。

(罰則　第一項については第百十九条第一項第十二号、第百二十三条　第三項及び第四項については第百十九条第一項第十三号、第百二十三条　第七項については第百二十条第一項第十三号、第百二十三条)

(許可の手続)

第七十八条　前条第一項の規定による許可を受けようとする者は、総理府令で定める事項を記載した申請書を所轄警察署長に提出しなければならない。

2　前条第一項の規定による許可に係る行為が道路法第三十二条第一項又は第三項の規定の適用を受けるものであるときは、前項の規定による申請書の提出は、当該道路の管理者を経由して行なうことができる。この場合において、道路の管理者は、すみやかに当該申請書を所轄警察署長に送付しなければならない。

3　所轄警察署長は、前条第一項の規定による許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。

4　前項の規定による許可証の交付を受けた者は、当該許可証の記載事項に変更を生じたときは、所轄警察署長に届け出て、許可証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

5　第三項の規定による許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、所轄警察署長に許可証の再交付を申請することができる。

6　第一項の申請書の様式、第三項の許可証の様式その他前条第一項の許可の手続について必要な事項は、総理府令で定める。

(罰則　第四項については第百二十一条第一項第九号)

(違法工作物等に対する措置)

第八十一条　警察署長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該違反行為に係る工作物又は物件(以下この節において「工作物等」という。)の除去、移転又は改修、当該違反行為に係る工事又は作業(以下この節において「工事等」という。)の中止その他当該違反行為に係る工作物等又は工事等について、道路における危険を防止し、又は交通の妨害を排除するため必要な措置をとることを命ずることができる。

一　第七十六条第一項又は第二項の規定に違反して工作物等を設置した者

二　第七十六条第三項の規定に違反して物件を置いた者

三　第七十七条第一項の規定に違反して工作物等を設置し、又は工事等を行なつた者

四　第七十七条第三項又は第四項の規定による所轄警察署長が付した条件に違反した者

五　第七十七条第七項の規定に違反して当該工作物の除去その他道路を原状に回復する措置を講じなかつた者

2　警察署長は、前項第一号、第二号又は第三号に掲げる者の氏名及び住所を知ることができないため、これらの者に対し、前項の規

定による措置をとることを命ずることができないときは、自ら当該措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、警察署長は、当該工作物等を保管しなければならない。

3　警察署長は、前項後段の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者(以下この節において「占有者等」という。)に対し当該工作物等を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

4　警察署長は、第二項の規定により保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれがあるときは、政令で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

5　前三項に規定する工作物等の除去、移転、改修、保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法第五条及び第六条の規定を準用する。

6　第三項に規定する公示の日から起算して六月を経過してもなお第二項の規定により保管した工作物等(第四項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、当該警察署の属する都道府県に帰属する。

(罰則　第一項については第百十九条第一項第十四号、第百二十三条)

(沿道の工作物等の危険防止措置)

第八十二条　警察署長は、沿道の土地に設置されている工作物等が道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあるときは、当該工作物等の占有者等に対し、当該工作物等の除去その他当該工作物等について道路における交通の危険を防止し、又は交通の円滑を図るため必要な措置をとることを命ずることができる。

2　前項の場合において、当該工作物等の占有者等の氏名及び住所を知ることができないため、これらの者に対し、前項の規定による措置をとることを命ずることができないときは、警察署長は、自ら当該措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、警察署長は、当該工作物等を保管しなければならない。

3　前条第三項から第六項までの規定は、前項後段の規定による保管について準用する。

(罰則　第一項については第百十九条第一項第十四号、第百二十三条)

(仮免許)

第八十七条　大型自動車、普通自動車又は自動三輪車を当該自動車に係る第一種免許又は第二種免許を受けないで練習のため運転しようとする者は、仮免許を受けなければならない。

2　仮免許は、自動車の種類及び三月をこえない範囲内において期間を指定して与えるものとする。

3　仮免許を受けた者は、交通がひんぱんでない道路において、その運転者席の横の乗車装置に当該自動車に係る第一種免許又は第二種免許を受けた者を同乗させ、かつ、その指導の下に、前項の規定により指定された種類の自動車を運転することができる。

4　前項の規定により自動車を運転しようとするときは、当該自動車の前面及び後面の見やすい位置に総理府令で定める様式の標識をつけなければならない。

(罰則　第三項については第百二十条第一項第十四号、第百二十二条)

(免許の欠格事由)

第八十八条　次の各号のいずれかに該当する者に対しては、免許を与えない。

一　大型免許(大型自動車に係る仮免許を含む。)〇、普通免許(普通自動車に係る仮免許を含む。)〇及び特殊免許にあつては十八歳に、普通免許(普通自動車に係る仮免許を含む。)、三輪免許(自動三輪車に係る仮免許を含む。)、二輪免許、軽免許〇、第一種原付免許〇及び第二種原付免許にあつては十六歳に、第一種原付免許にあつては十四歳に、それぞれ満たない者

二　精神病者、精神薄弱者、てんかん病者、目が見えない者、耳がきこえない者又は口がきけない者

三　前号に掲げる者のほか、政令で定める身体の障害のある者

四　アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

五　第百三条第一項の規定により免許を取り消された日から起算して一年を経過していない者又は免許の効力が停止されている者

2　免許を現に受けている者は、当該免許と同一の種類の免許を重ねて受けることができない。

(免許の拒否〇等〇)

第九十条　公安委員会は、前条の運転免許試験に合格した者に対し、免許を与えなければならない。ただし、自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反した者で、その者が自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあり、これに免許を与えることが適当でないと認めるものについては、免許を与えな(ず、又は一年をこえない範囲内において免許を保留する)いことができる。

2　公安委員会は、前項ただし書の規定により免許を与えないこと(拒否し、又は保留)としようとするときは、当該運転免許試験に合格した者に対し、あらかじめ、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をしようとする理由を通知して、当該事案について弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(免許の条件)

第九十一条　公安委員会は、前条第一項本文の規定により免許を与える場合において、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めるときは、必要な限度において、免許を受ける者の身体の状態又は運転の技能に応じ、その者が運転することができる自動車等の種類を限定し、その他自動車等を運転するについて必要な条件を付することができる。

(罰則　第百十九条第一項第十五号、第百二十二条)

(免許証の記載事項の変更届出等)

第九十四条　免許を受けた者は、前条第一項に規定する免許証の記載事項に変更を生じたときは、すみやかに住所地を管轄する公安委員会(公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更したときは、変更した後の住所地を管轄する公安委員会)に届け出て、免許証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

2　前項の規定による公安委員会の管轄区域を異にする住所地の変更の届出を受けた公安委員会は、当該届出をした者の従前の住所地を管轄する公安委員会にその旨を通知しなければならない。

3　免許を受けた者は、免許証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、その者の住所地を管轄する公安委員会に免許証の再交付を申請することができる。

4　第一項に規定する免許証の記載事項の変更の届出の手続及び前項に規定する免許証の再交付の申請の手続は、総理府令で定める。

(罰則　第一項については第百二十一条第一項第九号)

(免許証の携帯及び提示義務)

第九十五条　免許を受けた者は、自動車等を運転するときは、当該自

動車等に係る免許証を携帯していなければならない。

2　免許を受けた者は、自動車等を運転している場合において、警察官から第六十七条第一項の規定による免許証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

（罰則　第一項については第百二十一条第一項第十号、同条第二項　第二項については第百二十条第一項第九号）

（免許証の更新及び定期検査）

第百一条　免許証の有効期間の更新（以下「免許証の更新」という。）を受けようとする者は、当該免許証の有効期間が満了する日の一月前から当該期間が満了する日までの間に、その者の住所地を管轄する公安委員会が行なう自動車等の運転について必要な適性検査（以下「適性検査」という。）を受けなければならない。

2　前項の適性検査の結果、当該免許証の更新を受けようとする者が自動車等を運転することが支障がないと認めたときは、当該公安委員会は、当該免許証の更新をしなければならない。この場合において、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めるときは、当該公安委員会は、当該免許証の更新を受けようとする者について、その者の身体の状態に応じた条件を新たに付し、又はその者の免許に付されている条件を変更することができる。

3　前二項に定めるもののほか、免許証の更新の申請及び適性検査について必要な事項は、総理府令で定める。

（罰則　第二項については第百十九条第一項第十五号、第百二十二条）

（臨時適性検査）

第百二条　公安委員会は、免許を受けた者が第八十八条第一項第二号、第三号若しくは第四号のいずれかに該当する者となり、又は次条第二項第一号に該当することとなつたと疑う理由があるときは、当該免許を受けた者につき、臨時に適性検査を行なうことができる。この場合において、公安委員会は、あらかじめ、適性検査を行なう期日、場所その他必要な事項をその者に通知しなければならない。

2　前項の規定により通知を受けた者は、通知された期日に通知された場所に出頭して適性検査を受けなければならない。

3　前条第二項後段の規定は、第一項の規定により適性検査を行なつた場合について準用する。

（罰則　第三項については第百十九条第一項第十五号、第百二十二条）

（免許の拒否、取消し等の報告）

第百六条　公安委員会は、第九十条第一項ただし書の規定により免許（○若しくは九十日以上免許を保留し、）を拒否し、（○又は第百三条第一項）若しくは第二項の規定により免許を取り消し、若しくは九十日以上免許の効力を停止したときは、総理府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、免許に関する事務の適正を図るため、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

（免許証の返納等）

第百七条　免許を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、すみやかに、免許証（第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した免許証）をその者の住所地を管轄する公安委員会に返納しなければならない。

一　免許が取り消されたとき。

二　免許が失効したとき。

三　免許証の再交付を受けた後において亡失した免許証を発見し、又は回復したとき。

2　公安委員会は、免許の効力を停止したときは、当該処分を受けた者に当該処分に係る免許証を差し出させ、これを保管することができる。この場合において、免許の効力の停止の期間が満了したときは、公安委員会は、直ちにその者に当該免許証を返還しなければならない。

（罰則　第一項については第百二十一条第一項第九号）

第百十八条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一　法令の規定による運転の免許を受けなければ運転し、又は操縦することができないこととされている車両等を当該免許を受けないで（法令の規定により当該免許の効力が停止されている場合を含む。）運転した者

二　第六十五条（酔つぱらい運転（酒気帯び）の禁止）○又は第六十六条（過労運転等の禁止）の規定に違反した者（○の規定に違反した者で酒に酔い（アルコールの影響により車両等の正常な運転ができないおそれがある状態にあることをいう。）、車両等を運転したもの）

三　第六十八条（最高速度の遵守）の規定に違反した者

四　第七十六条（禁止行為）第一項又は第二項の規定に違反した者

2　過失により前項第三号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は五万円以下の罰金に処する。

第百十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一　第四条（信号機の設置等）第二項若しくは第五条（警察官の手信号等に従う義務）第一項若しくは第二項の規定に違反し、又は第七条（通行の禁止及び制限）の規定による公安委員会、警察署長若しくは警察官の禁止若しくは制限に従わなかつた車両等の運転者

二　第三十三条（踏切の通過）の規定の違反となるような行為をした者

三　第五十一条（違法駐車に対する措置）第一項の規定による警察官の命令に従わなかつた者

四　第六十一条（危険防止の措置）の規定による警察官の停止又は命令に従わなかつた者

五　第六十二条（整備不良車両の運転の禁止）の規定に違反した者

六　第六十三条（車両の検査等）第一項の規定による警察官の停止に従わず、提示の要求を拒み、又は検査を拒み、若しくは妨げた者

七　第六十三条（車両の検査等）第二項の規定による警察官の命令に従わなかつた者

八　第六十七条（危険防止の措置）第一項の規定による警察官の停止に従わなかつた者

九　第七十条（安全運転の義務）の規定に違反した者

十　第七十二条（交通事故の場合の措置）第一項後段に規定する報告をしなかつた者

十一　国家公安委員会又は公安委員会が第七十四条（雇用者の義務）第二項に規定する時間を拘束する業務として定める業務を課し、又はこれと実質的に同一の結果となる条件として定める条件を付して雇用運転者に車両等を運転させた雇用者

十一（二）　第七十五条（車両等の運行を管理する者の義務）、第七十六条（禁止行為）第三項又は第七十七条（道路の使用の許可）第一項の規定に違反した者

十二（三）　第七十七条（道路の使用の許可）第三項の規定により警察署長が付し、又は同条第四項の規定により警察署長が変更し、若しくは付した条件に違反した者

十三（四）　第八十一条（違法工作物等に対する措置）第一項又は第八十二条（沿道の工作物等の危険防止措置）第一項の規定による警察署長の命令に従わなかつた者

十四（五）　第九十一条（免許の条件）又は第百一条（免許証の更新及び

定期検査）第二項後段（第百二条（臨時適性検査）第三項において準用する場合を含む。）の規定により公安委員会が付し、又は変更した条件に違反して自動車又は原動機付自転車を運転した者

2　過失により前項第一号、第二号、第五号又は第九号の罪を犯した者は、五万円以下の罰金に処する。

第百二十条　次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第六条（混雑緩和の措置）○第一項○の規定による警察官の禁止、制限又は命令に従わなかつた車両等の運転者

二　第十七条（通行区分）第一項、第二項、第三項若しくは第五項、第二十五条（横断等の禁止）第一項、第二十七条（進路を譲る義務）、第二十八条（追越しの方法）、第二十九条（追越しを禁止する場合）、第三十一条（停車中の路面電車がある場合の停止又は徐行）、第三十二条（割込み等の禁止）、第三十四条（左折又は右折）第四項、第三十五条（先入、先順位及び左方の車両等の優先）、第三十六条（広い道路にある車両等の優先）第一項若しくは第二項、第三十七条（直進及び左折車両等の優先）、第三十八条（歩行者の保護）又は第四十条（緊急自動車の優先）の規定の違反となるような行為をした者

三　第二十条（車両通行区分帯）第二項若しくは第三項、第三十条（追越しを禁止する場所）、第四十二条（徐行すべき場所）又は第四十三条（指定場所における一時停止）の規定の違反となるような行為をした者

四　第二十五条（横断等の禁止）第二項の規定による公安委員会の処分に違反した者

五　第四十四条（停車及び駐車を禁止する場所）、第四十五条（駐車を禁止する場所）○第一項若しくは第二項○、第四十八条（駐車の方法）又は第五十二条（車両等の燈火）第一項の規定の違反となるような行為をした者

六　第四十七条（停車の方法）の規定の違反となるような行為をした者

七　第四十九条（駐車時間の制限）の規定による公安委員会の処分に違反した者

八　第五十二条（車両等の燈火）第二項又は第五十四条（警音器の使用等）第一項の規定に違反した者

九　第五十三条（合図）第一項、第七十一条（運転者の遵守事項）、第七十三条（妨害の禁止）、第七十六条（禁止行為）第四項又は第九十五条（免許証の携帯及び提示義務）第二項の規定に違反した者

十　第五十五条（乗車又は積載の方法）第一項若しくは第二項、第五十七条（乗車又は積載の制限等）第一項又は第五十九条（自動車の牽（けん）引制限）第一項若しくは第二項の規定に違反した者

十一　第六十九条（最低速度の遵守）の規定に違反して高速自動車国道において自動車を運転した者

十二　第七十二条（交通事故の場合の措置）第二項の規定による警察官の命令に従わなかつた者

十三　第七十七条（道路の使用の許可）第七項の規定に違反した者

十四　第八十七条（仮免許）第三項の規定によらないで自動車を運転した者

十五　第九十五条（免許証の携帯及び提示義務）第一項の規定に違反した者

十六（五）　偽りその他不正の手段により免許証の交付を受け、又は免許証を他人に譲り渡し、若しくは貸与した者

2　過失により前項第三号、第四号、第五号、第七号、又は第八号又は第十五号の罪を犯した者は、三万円以下の罰金に処する。

第百二十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、一万円以下の罰金又は科料に処する。

一　第四条（信号機の設置等）第二項若しくは第五条（警察官の手信号等に従う義務）第一項若しくは第二項の規定に違反し、又は第七条（通行の禁止及び制限）の規定による公安委員会、警察署長若しくは警察官の禁止若しくは制限に従わなかつた歩行者

二　第十一条（行列等の通行）第一項の規定に違反した者（行列にあつては、その指揮者）

三　第十一条（行列等の通行）第二項後段の規定に違反し、又は同条第三項の規定による警察官の命令に従わなかつた行列の指揮者

四　第十五条（通行方法の指示）の規定による警察官の指示に従わなかつた者

五　第二十一条（軌道敷内の通行）第一項、第二項後段若しくは第三項、第二十六条（車間距離の保持）又は第三十四条（左折又は右折）第一項、第二項若しくは第三項の規定の違反となるような行為をした者

六　第五十四条（警音器の使用等）第二項又は第五十五条（乗車又は積載の方法）第三項の規定に違反した者

七　第五十七条（乗車又は積載の制限等）第二項又は第六十条（自動車以外の車両の牽（けん）引制限）の規定に基づく公安委員会の定めに違反した者

八　第五十八条（制限外許可証の交付等）第三項の規定により警察署長が付した条件に違反した者

九　第六十三条（車両の検査等）第七項、第七十八条（許可の手続）第四項、第九十四条（免許証の記載事項の変更届出等）第一項又は第百七条（免許証の返納等）第一項の規定に違反した者

十　第九十五条（免許証の携帯及び提示義務）第一項の規定に違反した者

2　過失により前項第十号の罪を犯した者は、一万円以下の罰金又は科料に処する。

第百二十二条　車両等の運転者が、第百十八条第一項第一号若しくは第三号、第百十九条第一項第一号、第二号、第五号、第九号若しくは第十四（五）号、第百二十条第一項第二号、第三号、第四号、第十号若しくは第十四号若しくは第百二十一条○第一項○第五号の罪を犯し、又は過失により第百十八条第一項第三号、第百十九条第一項第一号、第二号、第五号若しくは第九号若しくは第百二十条第一項第三号若しくは第四号の罪を犯した場合において、酒気を帯び（身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあることをいう。）ていたときは、各本条に定める刑の長期又は多額をこえて処断することができる。この場合において、懲役刑についてはその長期を二倍したものを長期とし、罰金刑についてはその多額を二倍したものを多額とする。

2　前項の規定により刑を加重する場合の加重は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十二条第一号に掲げる再犯加重の先にするものとする。

第百二十三条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百十八条第一項第四号、第百十九条第一項第五号、第十一号、第十二号若しくは第十三号○若しくは第十四号○、第百二十条第一項第十号若しくは第十三号又は第百二

十一条〇第一項〇第七号若しくは第八号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

附　則

（経過規定）

第三条　新法の施行の際、現に旧法及び旧令の規定により運転免許〇（小型自動四輪車免許及び旧令第五十条の二第一項の規定による仮運転免許を除く。）〇又は運転許可を受けている者は、それぞれ次の各号に定める区分により、新法の相当規定による免許を受けたものとみなし、その者が旧法及び旧令の規定により交付を受けた運転免許証又は運転許可証は、それぞれ免許の区分に従い、新法の相当規定により交付を受けた免許証とみなす。この場合において、当該免許証の新法第九十二条第三項に規定する有効期間は、旧法及び旧令の規定により当該運転免許証又は運転許可証が交付された日から起算するものとする。に記載されている旧令第五十七条第一項（旧令第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による検査の期限までとする。

一　大型自動車免許については、大型免許

二　普通自動車免許又は小型自動四輪車免許については、普通免許

三　けん引自動車免許については、普通免許及び特殊免許

四　特殊作業用自動車免許又は特殊自動車免許については、特殊免許

五　自動三輪車免許については、三輪免許

六　側車付自動二輪車免許又は自動二輪車免許については、二輪免許

七　軽自動車免許については、軽免許

八　旧令第五十条の二第二項の規定による仮運転免許については、仮免許

九　第一種運転許可については、第一種原付免許

十　第二種運転許可については、第二種原付免許

十一　大型自動車第二種免許については、大型第二種免許

十二　普通自動車第二種免許又は小型自動四輪車第二種免許については、普通第二種免許

十三　けん引自動車第二種免許については、普通第二種免許及び特殊第二種免許

十四　自動三輪車第二種免許については、三輪第二種免許

2　新法の施行の際、現に旧法及び旧令の規定により小型自動四輪車免許を受けている者は、新法の規定による普通免許を受けたものとみなし、その者が旧法及び旧令の規定により交付を受けた運転免許証は、新法の相当規定により交付を受けた免許証とみなす。前項後段の規定は、この場合について準用する。

3　前項前段の場合において、その者が運転することができる自動車は、普通自動車については、政令で定めるところにより公安委員会が行なう審査に合格するまでの間は、旧令の規定による小型自動四輪車に限るものとする。

2　4　新法の施行の際、現に旧令第五十条の二第一項の規定による仮運転免許を受けている者は、当該仮運転免許について指定されている期間内に限り、当該仮運転免許について指定されている種類の自動車に係る新法の規定による第一種免許を受けたものとみなし、その者が旧法及び旧令の規定により交付を受けている運転免許証は、新法の相当規定により交付を受けた当該免許に係る免許証とみなす。

第四条　前条第一項〇〇又は第二項〇の場合において、旧令の規定により公安委員会が運転免許についてした自動車の種類その他の限定又は運転免許若しくは運転許可について付した条件で現にその効力を有するものは、それぞれ新法の相当規定により公安委員会が当該免許について付した条件とみなす。

第五条　新法の施行の際、現に旧法及び旧令に規定する自動車運転者試験に合格して旧法及び旧令の規定による運転免許を受けていない者については、当該自動車運転者試験を行なつた公安委員会は、旧令第四十九条第一項ただし書の規定により運転免許を拒否〇し、又は保留〇する場合を除き、新法〇第八十八条第一項第一号及び〇第九十条第一項本文の規定にかかわらず、その者に当該自動車運転者試験に係る運転免許に相当する新法の規定による免許を与えなければならない。この場合において、自動車運転者試験を行なつた公安委員会が免許を受けた者の住所地を管轄するものでないときは、当該公安委員会は、すみやかに免許を与えた旨をその者の住所地を管轄する公安委員会に通知しなければならない。

2　前項前段の規定により普通免許を受けた者が運転することができる自動車は、普通自動車については、政令で定めるところにより公安委員会が行なう審査に合格するまでの間は、旧令の規定による小型自動四輪車に限るものとする。

2　3　新法の施行の際、現に旧法及び旧令の規定により運転許可の申請をして旧法及び旧令の規定による運転許可を受けていない者については、当該申請を受理した公安委員会は、その者が旧令第六十五条の三第一項各号のいずれかに当該し、若しくは同条第二項各号のいずれかに当該しない場合又は旧令第六十六条において準用する旧令第四十九条第一項ただし書の規定により運転許可を拒否する場合を除き、新法〇第八十八条第一項第一号及び〇第九十条第一項本文及びの規定にかかわらず、その者に当該申請をした運転許可に相当する新法の規定による免許を与えなければならない。第一項前項後段の規定は、この場合について準用する。

第八条　附則第五条第三二項に規定するもののほか、新法の施行の際、現に旧法又は旧令の規定により公安委員会に対してされている運転免許の申請〇（十八歳未満の者がした小型自動四輪車免許に係る申請を除く。以下この条において同じ。）〇、届出その他の手続は、それぞれ新法の相当規定により公安委員会に対してされた手続とみなす。この場合において、運転免許の申請、運転免許証若しくは運転許可証の再交付の申請又は運転免許証若しくは運転許可証の記載事項の変更に係る届出を受理した公安委員会が当該手続をした者の住所地を管轄するものでないときは、当該公安委員会は、新法の施行後すみやかに当該手続に係る書類をその者の住所地を管轄する公安委員会に引き継がなければならない。

（駐車場法の一部改正）

第二十条　駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「道路交通取締法（昭和二十二年法律第百三十号）第二条第五項」を「道路交通法（昭和三十五年法律第　　号）第二条第九号」に改め、「自動二輪車」の下に「（側車付きのものを除く。）」を加え、同条第五号中「道路交通取締法第二十一条第一項の規定に基く政令で定める」を「道路交通法第二条第十八号に規定する」に改める。

第六条第一項第一号中「道路交通取締法第十条第三項」を「道路交通法第三十九条第一項」に改める。